

平成24年第5回小山町議会9月定例会会議録

平成24年8月28日（第1日）

召 集 の 場 所 小山町役場議場

開 会 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	阿部 司君	3番	池谷 弘君
	4番	高畑 博行君	5番	桜井 光一君
	6番	渡辺 悦郎君	7番	米山 千晴君
	8番	湯山 鉄夫君	9番	梶 繁美君
	10番	池谷 洋子君	11番	込山 恒広君
	12番	鷹嶋 邦彦君	13番	真田 勝君

欠 席 議 員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	教 育 長	戸枝 浩君
企画総務部長	小野 巖君	経済建設部長	後藤 栄一君
住民福祉部長	土屋 礼二君	教 育 部 長	高橋 忠幸君
危機管理監	新井 昇君	会 計 管 理 者	鈴木 哲夫君
政策秘書課長	室伏 博行君	企画財政課長	羽佐田 武君
総 務 課 長	小野 学君	税 務 課 長	湯山 正敏君
健康福祉課長	秋月 千宏君	住 民 課 長	高橋 裕司君
地域防災課長	池田 馨君	建 設 課 長	小野 克俊君
農 林 課 長	遠藤 一宏君	商工観光課長	池谷 精市君
都市整備課長	湯山 博一君	上下水道課長	池谷 和則君
こども育成課長	相原 浩君	生涯学習課長	土屋 和彦君
総務課副参事	鈴木 辰弥君	監 査 委 員	池谷 浩君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長 田代 順泰君

会議録署名議員	10番	池谷 洋子君	11番	込山 恒広君
---------	-----	--------	-----	--------

散 会 午後4時18分

(議 事 日 程)

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	町長提案説明
日程第 4	報告第 4 号 専決処分の報告について
日程第 5	報告第 5 号 平成23年度小山町一般会計予算継続費精算報告書について
日程第 6	報告第 6 号 平成23年度小山町水道事業会計予算継続費精算報告書について
日程第 7	報告第 7 号 平成23年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告について
日程第 8	報告第 8 号 平成23年度小山町特別会計等資金不足比率の報告について
日程第 9	議案第42号 静岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について
日程第10	議案第43号 小山町営住宅家賃管理条例の制定について
日程第11	議案第44号 小山町教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第12	議案第45号 町道路線の廃止について
日程第13	議案第46号 町道路線の認定について
日程第14	議案第47号 平成24年度小山町一般会計補正予算（第 5 号）
日程第15	議案第48号 平成24年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第16	議案第49号 平成24年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第 1 号）
日程第17	議案第50号 平成24年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第18	議案第51号 平成24年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第19	議案第52号 平成24年度小山町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第20	認定第 1 号 平成23年度小山町一般会計歳入歳出決算
日程第21	認定第 2 号 平成23年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
日程第22	認定第 3 号 平成23年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算
日程第23	認定第 4 号 平成23年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
日程第24	認定第 5 号 平成23年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算
日程第25	認定第 6 号 平成23年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算
日程第26	認定第 7 号 平成23年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算
日程第27	議案第53号 平成23年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定

(追 加 日 程)

追加日程第 1	町長提案説明
追加日程第 2	議案第54号 控訴の提起について

追加日程第3 発議第4号 東富士演習場からの土砂流出に係る恒久的な対策を求める意見書

○議長（真田 勝君） 本日は御苦労さまです。

議

事

午前10時00分 開会

○議長（真田 勝君） ここで報告します。ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、平成24年第5回小山町議会9月定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付したとおりでありますから、朗読を省略します。

議事日程に入る前に、議長における諸般の報告をします。概要につきましては、お手元に配付したとおりであります。

ここで報告します。副町長は公務のため、本日の会議を欠席しておりますので報告します。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（真田 勝君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、10番 池谷洋子君、11番 込山恒広君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（真田 勝君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月20日までの24日間にしたいと思います。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から9月20日までの24日間に決定しました。

なお、会期中の審議予定表をお手元に配付してありますので、これに御協力を賜りたいと存じます。

ただいま、町長から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。事務局長。

（事務局長 議案表朗読）

日程第3 町長提案説明

○議長（真田 勝君） 日程第3 町長提案説明を議題といたします。

本定例会に提出されました報告第4号から議案第53号までの24議案について、町長から提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） おはようございます。平成24年第5回小山町議会9月定例会を開催するに

当たり、議員の皆様には御出席をいただきありがとうございます。

今回、提案いたしましたのは、報告 5 件、規約の変更 1 件、条例の制定 1 件、一部改正 1 件、町道路線の廃止及び認定 2 件、補正予算 6 件、決算の認定 7 件、水道事業会計利益の処分及び決算の認定 1 件の、合計 24 件であります。

はじめに、報告第 4 号の専決処分の報告につきましては、町道において発生した自動車損傷事故における損害賠償の額を地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分をしましたので、地方自治法 180 条第 2 項の規定により報告するものであります。

次に、報告第 5 号 平成 23 年度小山町一般会計予算継続費精算報告書についてであります。

平成 23 年度で継続費が終了しました事業の精算報告書について、地方自治法の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、報告第 6 号 平成 23 年度小山町水道事業会計予算継続費精算報告書についてであります。

平成 23 年度で継続費が終了しました事業の精算報告書について、地方公営企業法の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、報告第 7 号 平成 23 年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、報告第 8 号 平成 23 年度小山町特別会計等資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、議案第 42 号 静岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約についてであります。

平成 24 年 7 月 9 日施行の住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に伴い、規約の変更をするものであります。

次に、議案第 43 号 小山町営住宅家賃管理条例の制定についてであります。

町営住宅家賃の未納対策の一環として、家賃管理の適正化を図るために制定するものであります。

次に、議案第 44 号 小山町教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

都市計画審議会委員のうち、学識経験者とそれ以外の者に対して報酬の額を定めるものであります。

次に、議案第 45 号 町道路線の廃止についてであります。

今回廃止します路線は、町道路線の再編成に伴い、広域行政組合清掃センター周辺整備条件事業による町道 1 路線と、株式会社ジーシー敷地内にある町道 1 路線の計 2 路線を廃止するものであります。

次に、議案第46号 町道路線の認定についてであります。

今回認定します路線は、広域行政組合清掃センター周辺整備条件事業並びに株式会社ジーシーの開発行為完了に伴う町道路線の再編成による2路線と、用沢地区の宅地分譲による新設町道1路線の計3路線であります。

次に、議案第47号から議案第52号までについては、一般会計のほか、5つの特別会計の補正予算であります。

はじめに、議案第47号 平成24年度小山町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ3億4,537万7,000円を追加し、歳入歳出総額を82億6,396万7,000円とするとともに、繰越明許費、債務負担行為及び地方債を補正するものであります。

次に、議案第48号 平成24年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ2,356万3,000円を追加し、歳入歳出総額を19億2,356万3,000円とするものであります。

次に、議案第49号 平成24年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ126万円を追加し、歳入歳出総額を576万7,000円とするものであります。

次に、議案第50号 平成24年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

平成23年度決算により、歳入の繰越金を266万1,000円増額するとともに、後期高齢者医療保険料を同額で増額するものであります。

次に、議案第51号 平成24年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

平成23年度決算により、歳入の繰越金を76万9,000円増額し、一般会計繰入金金を16万9,000円減額するとともに、不足する職員人件費を60万円増額するものであります。

次に、議案第52号 平成24年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3,624万6,000円を追加し、歳入歳出総額を15億4,624万6,000円とするものであります。

次に、認定第1号から認定第7号までと議案第53号の平成23年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算と、議案第53号平成23年度小山町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定の8件について、御説明を申し上げます。

はじめに、認定第1号 平成23年度小山町一般会計歳入歳出決算についてであります。

お手元の主要な施策の成果と予算執行状況報告書の2ページをお開きください。

平成23年度一般会計の決算額は、歳入総額104億1,626万9,000円で、前年度対比13.3%の減、歳出総額101億850万1,000円で、13.5%の減となり、歳入歳出差し引き残高は3億776万8,000円となりました。

この差し引き額には、小山中学校改築事業ほか2件の通次繰越の充当財源、北郷小学校北校舎・給食棟耐震補強事業ほか9件の繰越明許費の充当財源、林道角取線災害復旧工事ほか3件の事故繰越の充当財源、合わせて2億3,518万2,000円が含まれており、これら翌年度に繰り越すべき財源を差し引きすると、7,258万6,000円が実質収支額となり、純繰越金となりました。

これから、前年度の実質収支額8,678万8,000円を差し引いた単年度収支額では1,420万2,000円の赤字となりました。また、実質収支額を標準財政規模52億6,067万5,000円で除した実質収支比率は1.4%となりました。歳入、歳出減額の主な要因は、須走道の駅整備事業、小山中学校改築事業の減少、北郷中学校屋内体育施設改築事業が完了したことによるものであります。

歳入について前年度と比較すると、全体で16億347万円減少しました。増加したものは、災害復旧事業等への国庫支出金が3億5,819万1,000円の増、災害復旧事業や須走小学校屋内体育施設建設事業の財源として繰り入れた繰入金金が1億8,812万8,000円の増が主なものであります。

一方、減少したものは、平成22年度須走まちづくり整備事業などの財源として借り入れした町債がありましたが、平成23年度は事業終了のため8億1,829万8,000円の減、台風被害への義援金及び復旧支援金及び須走小学校屋内体育施設建設事業等にいただいた寄附金が7億8,105万1,000円の減、災害復旧経費への特別交付税の交付及び普通交付税の交付による地方交付税が1億8,524万5,000円の減が主なものであります。

歳出について前年度と比較をすると、全体で15億7,379万5,000円の減少となりました。目的別の主なものは、災害復旧費が繰越事業が多かったため4億7,910万5,000円の増、商工費があしがら温泉休憩室増築工事等により1億1,661万4,000円の増、衛生費が1億904万9,000円の増となりました。

一方、減少した主なものは、須走道の駅整備事業の事業費減及び指定寄附金の基金への積み立てがなくなったことによる総務費が14億9,601万6,000円の減、小山中学校改築事業の事業費減等による教育費が3億3,504万2,000円の減、民生費が2億3,690万9,000円の減となりました。

また、性質別に見ると、義務的経費が35億900万7,000円で、全体の34.8%、投資的経費が31億8,121万2,000円で、全体の31.5%となりました。なお、義務的経費のうち人件費は17億6,547万3,000円で、前年度対比で1,355万7,000円の減、扶助費が8億3,718万3,000円で、子ども手当改正に伴い前年度対比1億4,192万1,000円の減、公債費も9億635万1,000円で、対前年度比5,704万5,000円の減となりました。

投資的経費では、災害復旧費が14億9,693万2,000円で、前年度対比3億3,658万6,000円の増となりましたが、普通建設事業費は16億8,428万円で、前年度対比12億8,268万6,000円の減となりました。

我が国の経済は、持ち直し傾向を見せていた中、東日本大震災、福島原子力発電所の事故によって状況が大きく変化しました。政府においては、日本の再生に向けた政策推進指針を決定し、新たな成長に向けた取り組みを目指しております。

小山町においては、平成22年9月に起きた台風9号による被害により、厳しい財政運営の中、平成23年も富士宮市を震源とする地震や台風12号、15号によるたび重なる被害を受け、財政に大きな影響を被ることとなりましたが、町民にとって安心・安全なまちづくりのために、最優先に災害復旧へ取り組んだところであります。また、災害復旧を進めるとともに、教育施設の耐震化事業、あしがら温泉休憩室増築事業等に取り組み、住みよいまちづくりを目指し、財源の有効的な活用、効率的な事業の執行に努めてきました。

以上、平成23年度一般会計の決算の概要を説明いたしましたが、その細部につきましては、お手元の主要な施策の成果を御参照ください。

次に、認定第2号 平成23年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は18億3,214万6,000円で、前年度に比べ1億5,768万円の減であります。歳出総額は16億9,458万3,000円で、前年度に比べ2,232万5,000円の減であります。本会計の実質収支額は1億3,756万3,000円であります。

次に、認定第3号 平成23年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は327万円、歳出総額は299万3,000円となりました。

次に、認定第4号 平成23年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は1億7,834万8,000円で、前年度に比べ850万2,000円の減、歳出総額は1億7,508万7,000円で、前年度に比べ1,156万5,000円の減、実質収支額は326万1,000円であります。

次に、認定第5号 平成23年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は1億7,354万7,000円、歳出総額は1億6,877万7,000円で、実質収支額は477万円であります。

次に、認定第6号 平成23年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額、歳出総額とも4円であります。

次に、認定第7号 平成23年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は13億7,749万3,000円で、前年度に比べ6,399万8,000円の増、歳出総額は13億4,444万9,000円で、前年度に比べ7,278万4,000円の増、実質収支額は3,304万4,000円であります。

次に、別冊になっております決算書の議案第53号 平成23年度小山町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

収益的収入及び支出の下水道事業費用収益2億1,067万2,000円に対し、下水道事業費は1億9,273万4,000円となり、当年度の純利益は1,109万9,000円であります。また、資本金的収入及び支出は、収入額1億5,336万8,000円に対し、支出額は3億2,910万円となりました。

なお、純利益につきましては、その処分案により処分をお諮りするものであります。

以上、今定例会に提案いたしました24議案につきましての提案説明を終わります。

なお、各議案の審議に際し、議案第50号 平成24年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第51号 平成24年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）及び認定第6号 平成23年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算を除きまして、関係部長からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上であります。

日程第4 報告第4号 専決処分の報告について

○議長（真田 勝君） 日程第4 報告第4号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。経済建設部長 後藤栄一君。

○経済建設部長（後藤栄一君） 報告第4号 専決処分の報告についてであります。

町道において発生しました自動車損傷事故における損害賠償の額を、地方自治法第180条第1項の規定により決定し、専決処分しましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

事故の概要であります。平成24年7月11日午前8時30分頃、藤曲地内の町道1144号線を走行していた車両が、道路上のアスファルト舗装面の局所的な小穴にあったコンクリートの塊物を車両にはね上げ、車両右側のドア下部を損傷したものであります。

また、事故の原因は、町道の管理瑕疵と相手方の安全運転を怠ったことに起因して発生したものと認められます。双方に過失があるということで、町と相手方との負担割合を50対50とし、町がその損害賠償金4万7,176円を支払うことで、平成24年8月10日に示談が整い、専決処分したものであります。

なお、これらの賠償金につきましては、町が加入する全国町村会総合賠償補償保険により全額補てんされます。

今後、本件事故を教訓に、町道の維持管理及び事故防止につきまして、更に細心の注意を払い、管理してまいる所存でありますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 部長の報告は、終了しました。

本報告は、地方自治法第180条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第5 報告第5号 平成23年度小山町一般会計予算継続費精算報告書について

○議長（真田 勝君） 日程第5 報告第5号 平成23年度小山町一般会計予算継続費精算報告書についてを議題といたします。

報告を求めます。企画総務部長 小野 巖君。

○企画総務部長（小野 巖君） 報告第5号 平成23年度小山町一般会計予算継続費精算報告書についてであります。

本件は、平成22年度から平成23年度までの2か年に亘る継続費を設定し、実施いたしました防衛施設道路整備事業、町道文京通り線舗装補修工事についてであります。事業費総額5,043万9,000円を支出して継続事業がすべて終了し、決算しましたことから、地方自治法施行令第145条第2項の規定により調製しました報告書を提出するものであります。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 部長の報告は、終了しました。

本報告は、地方自治法施行令第145条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第6 報告第6号 平成23年度小山町水道事業会計予算継続費精算報告書について

○議長（真田 勝君） 日程第6 報告第6号 平成23年度小山町水道事業会計予算継続費精算報告書についてを議題とします。

報告を求めます。経済建設部長 後藤栄一君。

○経済建設部長（後藤栄一君） 報告第6号 平成23年度小山町水道事業会計予算継続費精算報告書の報告についてであります。

本件は、平成22、23年度の2か年で継続費を設定し、実施しました北郷水系棚頭第2配水池築造工事について、継続年度が終了しましたので、報告するものであります。全体計画事業費2億4,740万円に対して、支払い義務発生額は2億2,951万1,000円であり、その財源は防衛省からの国庫補助金が1億3,151万8,000円、当年度損益勘定留保資金が8,011万5,000円、建設改良積立金が1,787万8,000円となりましたので、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により御報告いたします。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 部長の報告は、終了しました。

本報告は、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第7 報告第7号 平成23年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告について

○議長（真田 勝君） 日程第7 報告第7号 平成23年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。企画総務部長 小野 巖君。

○企画総務部長（小野 巖君） 報告第7号 平成23年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告についてであります。

平成23年度の小山町の健全化判断比率についてであります。7月25日に算定した基礎数値及

び4指標について、監査委員の審査を受けたところであります。

健全化判断比率に対する監査の審査意見につきましては、決算審査意見書の中に示されているとおりであります。後ほど代表監査委員から平成23年度決算審査の意見と併せて報告がございますので、御承知おきください。

それでは、財政指標のうち、はじめに実質赤字比率についてであります。

一般会計と育英奨学資金特別会計、そして土地取得特別会計を合わせた普通会計の歳入総額から歳出総額を差し引き、さらに翌年度に繰り越す財源を差し引きますと、実質収支額が算出されます。その実質収支額が赤字の場合に、地方公共団体の標準的な収入の規模を示す標準財政規模に対して何%であるかを示すものが、実質赤字比率であります。

平成23年度の小山町の標準財政規模は52億6,067万5,000円で、平成23年度の実質収支額は、育英奨学資金特別会計と合わせて7,286万2,000円の黒字でありますので、実質赤字比率は算定されないということになります。

次に、連結実質赤字比率であります。先ほどの実質赤字比率の対象となる普通会計に、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業特別会計、介護保険特別会計、水道事業会計を加え、町の全ての会計を対象とした実質収支額等の合計が赤字の場合、その実質赤字額の標準財政規模に対する割合であります。

平成23年度の実質収支額等の合計は6億3,873万9,000円の黒字でありますので、連結実質赤字比率も算定されないということになります。

次に、実質公債費比率であります。この比率は、標準財政規模等に対する実質的な公債費相当額の割合を、平成21年度から23年度まで年度ごとに算出し、3年間の平均値を表したものであります。

この実質的な公債費相当額とは、各年度ごと支出している一般会計等の地方債の元利償還金のほかに、下水道事業特別会計及び水道事業会計へ支出している一般会計から繰出金並びに出資金のうち、公債費に準ずる算定額と、債務負担行為のうち、土地の購入費用などの公債費に準ずる算定額や、御殿場市・小山町広域行政組合などへの一部事務組合へ支出している負担金のうち、公債費に準ずる算定額なども含めた合計額から、それらに充てられた特定財源等の額を差し引いたものであります。

本町の実質公債費比率は13.9%であり、早期健全化基準の25.0%を下回っております。

最後に、将来負担比率についてであります。この比率は、標準財政規模等に対する一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の割合であります。この一般会計等が将来負担すべき実質的な負債とは、一般会計の地方債残高80億4,931万6,000円や、債務負担行為に基づく支出予定額2,000万円のほかに、御殿場市・小山町広域行政組合などの一部事務組合や御殿場市小山町土地開発公社などに関する負担見込額などを含めた、一般会計が負担するであろう負債の全体額から、町全体の基金残高7億198万円や、交付税に算入される公債費の見込額などを差し引いたものであります。

す。

本町の将来負担比率は113.7%で、早期健全化基準の350.0%を下回っております。

以上、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、御報告を申し上げます。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 部長の報告は、終わりました。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第8 報告第8号 平成23年度小山町特別会計等資金不足比率の報告について

○議長（真田 勝君） 日程第8 報告第8号 平成23年度小山町特別会計等資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。経済建設部長 後藤栄一君。

○経済建設部長（後藤栄一君） 報告第8号 平成23年度小山町特別会計等資金不足比率の報告についてであります。

本件は、先の報告第7号と同様に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、その年度の決算数値をもとに算定し、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し、かつ公表することが義務づけられたことによるものであります。

この資金不足比率は、公営企業ごとに、資金の不足額が事業の規模に対してどの程度あるかをあらわす指標であります。

それでは、はじめに、下水道事業特別会計の資金不足比率についてであります。

決算書276ページをお開きいただきたいと思います。下水道事業特別会計実質収支に関する調書を参考にさせていただきたいと思います。

平成23年度決算の歳入総額1億7,354万7,000円から歳出総額1億6,877万7,000円を差し引いた実質収支額は、477万円で黒字となっておりますので、資金不足比率は算定されないということになります。

次に、水道事業会計の資金不足比率であります。水道事業会計決算書、13ページの貸借対照表をお開きいただきたいと思います。流動資産総額5億9,846万2,000円から流動負債総額2億1,074万5,000円を差し引きますと、3億8,771万7,000円の黒字でありますので、下水道事業特別会計と同様に、資金不足比率は算定されないということになります。

以上、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、御報告を申し上げます。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 部長の報告は、終わりました。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第9 議案第42号 静岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について

○議長（真田 勝君） 日程第9 議案第42号 静岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 土屋礼二君。

○住民福祉部長（土屋礼二君） 議案第42号 静岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約についてであります。

本広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者医療の事務を処理するため、都道府県の区域ごとに全ての市町が加入する広域連合であります。

今回の規約の変更は、平成24年7月9日施行の住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止により、住民基本台帳に外国人を記載することとされたことを受け、規約第17条第1項第1号に規定する関係市町の負担金に係る算定方法を改めるものであります。

改正内容は、条例改正資料新旧対照表2ページ、3ページをお願いします。

別表2の備考1及び2の「及び外国人登録原票」を削り、「平成18年度及び平成19年度」を「平成24年度及び平成25年度」に改め、「平成18年10月31日現在の」を削るものであります。

地方自治法第291条の3第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、附則につきましては、本議案の議決後、静岡県後期高齢者医療広域連合と各市町との協議成立後に施行するものであります。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第42号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛 成 者 起 立）

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第43号 小山町営住宅家賃管理条例の制定について

○議長（真田 勝君） 日程第10 議案第43号 小山町営住宅家賃管理条例の制定についてを議題

とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 後藤栄一君。

○**経済建設部長（後藤栄一君）** 議案第43号 小山町営住宅家賃管理条例の制定についてであります。

本案は、町営住宅家賃の未納対策の一環として、家賃管理の適正化を図るために制定するものであります。

この条例は12条からなっております。条例案をお開きいただきたいと思います。

第1条から第4条には、目的、用語の定義、他法令との関係及び町長の責務を定めております。

第5条から第8条には、家賃管理の適正化の具体的な事務手続き等を定めております。

第9条では、これまで条例において明確に規定されていなかった保証人の責任を定めるとともに、訴訟手続き等について定めたところであります。

第10条では、入居者が破産宣告をするなどの特別な事情になったときの債権保全等について定めたところであります。

第11条では、権利放棄の基準を定めております。地方自治法第96条第1項第10号に規定されておりますように、町営住宅家賃、すなわち町の債権を放棄する場合は、議会の議決を要すると理解されているところであります。家賃については、法令上、時効の成立も含めて、自動的に債権が消滅するということはありません。したがって、債権の放棄、具体的には不納欠損処理を行うたびに議会に諮る必要があると理解しております。そこで、その基準を条例に定めることにより、議決と同様の効果を持つこととなり、家賃滞納額について適正な処理を行うことが可能となります。

第12条においては、規則への委任ができることを定めております。

本条例の内容は以上であります。町営住宅家賃の未納対策については、訴訟提起も含め、様々な観点から対応する必要があるとの考えから、条例制定をお願いするものでございます。

以上であります。

○**議長（真田 勝君）** 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○**4番（高畑博行君）** 本条例が上程されたのは、前定例議会で町営住宅の長期滞納者、かなり高額だったわけですがけれども、そういうことが起こったために、こういうきちんとした条例化をしようというふうな意図だろうと思うんですがけれども、第9条をちょっと見ていただきたいと思います。

第9条に、町長は家賃について、第6条の督促をした後、相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとるものとするという文面があるわけですがけれども、今まで、この滞納者に対しての対応といいますか、督促をして、督促をして、それでも支払ってもらえないというふうなことがあって、前議会の訴訟を起こすというふうなことになったんだろう

と思うんですけども、この相当の期間というのが、ここら辺がかなりはつきりしないものですから、いろいろ積み重なってきちゃったんじゃないのかなと思います。

なかなか、相当とはどの程度かというふうな質問をしても、どのくらいの期間ですよという回答は、もし得られないかもしれないですけども、含みとして、どの程度というふうに、この相当期間というのを捉えておられるのか。もしお考えがありましたら、お伺いしたいというふうに思います。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（湯山博一君） 高畑議員の御質問にお答えいたします。

相当の期間がどの程度かということですけども、先の議会までに議決をいただきました訴えの提起の中で若干御説明申し上げましたが、私どもの方では、訴訟に対する基準といたしまして、相当期間という言葉と、もう一つ金額でその基準を定めております。ですので、この条例上、相当の期間と定めてございますが、実務の運用上は、訴えのための要綱に基づきまして、先日の議会でも御説明申し上げましたように、200万円、100万円という2つの金額の基準で、今までのところは運用していこうと考えております。

以上です。

○議長（真田 勝君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第43号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第43号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

それでは、ここで10分休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（真田 勝君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 議案第44号 小山町教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（真田 勝君） 日程第11 議案第44号 小山町教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野 巖君。

○企画総務部長（小野 巖君） 議案第44号 小山町教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁

償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

改正の内容は、都市計画審議会委員の報酬の額を定めるものであります。

地方分権により町が都市計画決定等の権限移譲を受けたことに伴い、都市計画を運用する機会が増加したため、都市計画を適正に運用するための基本方針等を定める必要性が生じました。

町には都市計画に関し審議する機関として小山町都市計画審議会が設置されており、基本方針等についても、今後諮問する予定であります。

さらに、本年6月に都市計画審議会委員の任期が満了を迎えたことから、新たに都市計画審議会委員のうち学識経験のある者には、県や政令市の都市計画審議会の委員を務めるなどの実績を有する教授等に委嘱しました。

今後予定している都市計画審議会の内容の重要性、学識経験者の立場上の責任の重大性を考慮し、学識経験のある者として委嘱した委員の報酬の額を県や政令市の審議会委員と同程度に定めるものであります。

都市計画審議会委員のうち、学識経験のある者の報酬の額を日額3万円以内に、学識経験のある者以外の者の報酬の額を日額5,500円以内とするものであります。

また、文言の整理のため、附則で小山町都市計画審議会条例の一部改正を行っております。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第44号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第12 議案第45号 町道路線の廃止について

○議長（真田 勝君） 日程第12 議案第45号 町道路線の廃止についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 後藤栄一君。

○経済建設部長（後藤栄一君） 議案第45号 町道路線の廃止についてであります。

今回、廃止をお願いしますのは、広域行政組合清掃センター周辺整備条件事業による町道1路線と、株式会社ジーシー敷地内にある町道1路線の計2路線であります。

これは、代わるべき町道が創設されているため、次の議案第46号 町道路線の認定についてと合わせて町道路線の再編をするものであります。

町道2327号線ではありますが、広域行政組合清掃センター周辺整備条件事業として、今後、道路

整備を進めるに当たり、町道路線を再編するものであります。また、町道3691号線については、株式会社ジーシーの開発行為が既に完了しており、都市計画法第32条の協議により、これに代わるべき道路が既に創設されているため、広域行政組合清掃センター周辺整備条件事業と同様に町道路線の再編をするものであります。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第45号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第13 議案第46号 町道路線の認定について

○議長（真田 勝君） 日程第13 議案第46号 町道路線の認定についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 後藤栄一君。

○経済建設部長（後藤栄一君） 議案第46号 町道路線の認定についてであります。

今回、認定をお願いしますのは、先の議案第45号 町道路線の廃止についてでも説明をさせていただきました広域行政組合清掃センター周辺整備条件事業並びに株式会社ジーシーの開発行為完了に伴う、町道路線の再編成による2路線と、用沢地区の宅地分譲による新設町道1路線の計3路線であります。

町道2450号線については、広域行政組合清掃センター周辺整備条件事業として、今後整備を進めていく中で、町道として維持管理したく、認定をお願いするものであります。また、町道3982号線については、株式会社ジーシーの都市計画法第32条協議の中で、町道としての条件等を満たしておりますので、認定をお願いするものであります。

次に、町道3983号線は、用沢地区の宅地分譲内の道路でありまして、臼幸産業株式会社から宅地造成事業により設置しました道路の引き継ぎを受け、町道として維持管理したく、認定をお願いするものであります。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第46号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総

務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(真田 勝君) 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第14 議案第47号 平成24年度小山町一般会計補正予算(第5号)

○議長(真田 勝君) 日程第14 議案第47号 平成24年度小山町一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野 巖君。

○企画総務部長(小野 巖君) 議案第47号 平成24年度小山町一般会計補正予算(第5号)についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3億4,537万7,000円を追加し、予算の総額を82億6,396万7,000円とするとともに、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正をするものであります。

はじめに、5ページの繰越明許費の補正は、旧新宿区立足柄学園進入路である町道2076号線道路改良事業において、測量設計及び地元との協議が完了したことにより工事を行うに当たり、年度内に事業が完了しないため、繰り越しをするものであります。

次に、6ページ、債務負担行為の補正であります。

観光基本計画等策定業務は、現在策定中である観光振興条例を受けて、観光振興に向けた取り組み、観光交流の施策を取りまとめる業務で、調査から計画書の策定までに平成24年度から2か年の期間を要するため、債務負担行為の設定をするものであります。

次に、本年の3月議会において、町営原向団地用地取得について、御殿場市小山町土地開発公社に先行取得していただき、平成24年度から5年間をかけて償還、用地取得していくため、限度額を設定させていただきましたが、用地取得費が確定したことに伴い、減額するものであります。

次に、7ページ、地方債の補正であります。

本年度の起債対象事業について、県との協議により内容を精査し、借入限度額を変更するものと、先月決定しました臨時財政対策債の発行可能額に合わせて、限度額を増額するものであります。

次に、歳入の主なものについて、御説明申し上げます。

9ページをお開きください。

はじめに、10款1項1目地方特例交付金を398万5,000円減額し、次の11款1項1目地方交付税を127万8,000円増額しますのは、先月24日に平成24年度普通交付税大綱が閣議に報告されたとともに、普通交付税の交付額と地方特例交付金の交付額が決定されたことによるものであります。

普通交付税の算定においては、昨年度と同様、基準財政需要額が基準財政収入額を上回ったた

め、普通交付税が交付されるものであります。

なお、収入額を需要額で除した単年度の財政力指数は、昨年度0.934でありましたが、今年度は0.930になったところであります。

次に、10ページ15款2項7目特定防衛施設周辺整備調整交付金を9,022万円増額しますのは、今年度を実施予定の沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練実施に伴うSACO分の交付額の増額をするものであります。

次に、10ページから11ページにかけまして、16款2項2目民生費県補助金を226万3,000円増額しますのは、介護保険法等の既存の制度では十分な対応ができない町民を対象とした住民参加型福祉サービスの立ち上げのための地域支え合い体制づくり事業補助金80万9,000円と、児童虐待防止対策の緊急的な強化を図るための社会的養護入所者環境改善事業費補助金145万4,000円であります。

次に、11ページ16款2項9目特別対策事業補助金を1,060万9,000円増額しますのは、行政アドバイザーの指導のもと実施している豊門公園の花壇整備等の事業と、現在明倫小学校に保存されている民具等の民族資料の整備事業及び小山町史を文書デジタル化する事業の緊急雇用創出事業に対して、県から100%の補助をいただくものであります。

16款2項11目商工費県補助金を250万円増額しますのは、湯船原地区の開発可能性調査業務に対して補助される工業用地開発可能性基本調査費補助金であります。

次に、12ページ18款1項6目土木費寄附金を170万円増額しますのは、一色正倉線歩道整備のため一色郷栄会様から寄附をいただくものであります。

次に、12ページから13ページにかけまして、19款2項2目教育施設準備基金繰入金を1,200万円増額しますのは、北郷幼稚園用地を取得する財源に充てるため繰り入れるものであります。

次に、13ページ19款2項3目東富士演習場関連特定事業基金繰入金を6,922万円増額しますのは、今年度の特定事業へ充当額を増額するものであります。

20款1項1目繰越金を2,741万5,000円減額しますのは、23年度の決算により実質収支額が7,258万6,000円になったことによるものであります。

次に、14ページ21款5項6目土木費受託事業収入を1億1,500万円増額しますのは、先ほど繰越明許費でも説明しましたが、医療法人社団青虎会から、進入路である町道2076号線の道路改良事業を委託されたことによるものであります。

21款6項1目雑入を2,085万4,000円増額しますのは、浙江省友好提携30周年記念事業とファシリテーション研修事業に対して、県市町村振興協会交付金を319万円増額するものと、旧富士フェニックス短期大学校舎建設費補助金の返還金1,685万2,000円が主なものであります。

次に、14ページから15ページにかけまして、22款1項3目土木債を690万円減額しますのは、県との協議により内容を精査した結果、急傾斜地崩壊防止事業債を減額するものであります。

次に、15ページ22款1項6目臨時財政対策債を5,635万円増額しますのは、普通交付税の交付額

とともに先月決定されました発行可能額に合わせて増額するものであります。

次に、歳出予算の主なものについて、16ページから御説明申し上げます。

1款1項1目議会費のうち説明欄（2）議会運営費を371万1,000円減額しますのは、議員1名欠員による議員報酬及び議員期末手当の不用額の減額が主なものであります。

同じく説明欄（3）議会調査活動費を94万円増額しますのは、中国海寧市に行政視察をするための交付金であります。

次に、17ページ2款1項4目財産管理費のうち説明欄（3）基金管理費を7,222万円増額しますのは、先ほどの歳入のところでも説明しました防衛9条交付金を保育園の運営に関する事業などのソフト事業に充てるため、東富士演習場関連特定事業基金へ積み立てるものであります。

2款2項1目税務総務費のうち説明欄（1）職員人件費を30万円減額します主なものは、4月以降の人事異動等に伴い生ずる職員人件費の補正については、通常、給与改定等と同時に12月補正において一括提案しているところではありますが、12月補正前までに予算の不足が生ずるところがあるため、この税務総務費のほか17の目において調整するものであります。

次に、19ページ2款7項1目企画渉外総務費のうち説明欄（5）企業立地振興費を500万円増額しますのは、歳入のところでも説明しました県の補助金を活用して、湯船原地区の開発可能性を調査する委託料であります。

2款7項3目広域行政組合管理費のうち説明欄（2）広域行政組合管理費を286万円減額しますのは、御殿場市・小山町広域行政組合の補正予算第1号に伴うものであり、平成23年度決算に伴う負担金の精算に合わせて行うものであります。

2款8項1目広報広聴費のうち説明欄（3）国際交流・姉妹都市交流費を200万円増額しますのは、歳入のところでも説明しました県市町村振興協会の交付金を活用して、浙江省友好提携30周年記念事業に出席するための交付金が主なものであります。

次に、21ページ国民健康保険費のうち説明欄（2）国民健康保険特別会計繰出金を200万円増額しますのは、国民健康保険特別会計補正予算第1号に伴うもので、職員給与費に係る法定の繰出金であります。

次に、22ページ3款2項2目介護保険費のうち説明欄（2）介護保険特別会計繰出金を1,251万5,000円増額しますのは、平成23年度介護保険特別会計の決算及び精算に伴い生じました繰出金であります。

次に、23ページにかけまして3款3項1目児童福祉総務費のうち説明欄（2）児童福祉費を149万6,000円増額しますのは、歳入のところでも説明しました県補助金を活用して、児童虐待防止対策の緊急的な強化を図るために公用車を購入する141万2,000円が主なものであります。

3款3項3目保育園費のうち説明欄（5）きたごう保育園改築事業費を185万円増額しますのは、駐車場整備に係る測量、設計等の委託料150万円が主なものであります。

次に、24ページから25ページにかけて4款2項1目環境保全総務費のうち説明欄（6）広域行

政組合斎場負担金を18万9,000円、次の説明欄(7)広域行政組合衛生センター負担金を187万5,000円、26ページの4款3項2目塵芥処理費のうち説明欄(3)広域行政組合RDFセンター負担金を1,799万7,000円、次の説明欄(4)広域行政組合ごみ処理施設建設事業負担金を126万7,000円それぞれ減額しますのは、御殿場市・小山町広域行政組合の補正予算第1号の前年度決算に伴う負担金の精算であります。

次に、27ページ5款2項3目治山事業費のうち説明欄(3)県単独治山事業費を675万5,000円減額しますのは、平成25年度実施箇所の測量設計委託料の235万円の増額と、今年度実施予定の工事が県で採択とならなかったことにより910万5,000円を減額するものであります。

同じく説明欄(4)町単独治山事業費を390万円増額しますのは、中島地区の佛出の治山工事費であります。

6款2項1目観光費のうち説明欄(4)富士山事業費を200万円増額しますのは、富士山須走口五合目の周辺整備構想策定の委託料であります。

次に、29ページにかけまして、6款2項3目道の駅管理費のうち説明欄(2)道の駅地域振興センター管理費を300万円増額しますのは、道の駅「ふじおやま」の空調室外機の修繕料200万円と道の駅「ふじおやま」のリニューアルに向けた調査、企画、設計の委託料100万円であります。

次に、30ページ7款2項3目町道整備事業費のうち説明欄(2)町道整備事業費を6,898万5,000円増額しますのは、役場から小山中学校に向かう町道1063号線ほか1路線の測量設計の委託料、藤曲・野沢川沿いの町道1056号線の測量設計委託料、改良舗装工事、用地買収費及び物件補償費、また特定防衛施設周辺整備調整交付金を充てて行う町道阿多野大御神線舗装工事、町道七曲阿多野線舗装工事と、きたごう保育園改築事業関連の町道3191号線の測量設計、改良舗装工事に係る費用が主なものであります。

同じく説明欄(5)進入道路拡幅工事受託事業費を1億1,500万円増額しますのは、歳入のところで説明しましたが、医療法人社団青虎会から、進入路である町道2076号線の道路改良事業を委託されたことによるものであります。

次に、31ページにかけまして、7款4項2目都市計画費のうち説明欄(5)都市計画道路再検証事業費を600万円増額しますのは、都市計画道路大胡田用沢線の概略設計に係る委託料であります。

7款4項3目公園等整備費のうち説明欄(3)都市公園維持管理費を197万1,000円増額しますのは、歳入のところで説明しましたが、緊急雇用創出補助金を活用して豊門公園の整備や観光客への説明等のための賃金が主なものであります。

同じく説明欄(5)宅地基盤整備費を500万円増額しますのは、市街化区域内において宅地造成による基盤整備事業に対する補助金であります。

次に、33ページ8款1項1目常備消防費のうち説明欄(2)広域行政組合常備消防負担金を313万8,000円減額しますのは、御殿場市・小山町広域行政組合の補正予算第1号に伴うものであり、

前年度決算に伴う負担金の精算であります。

次に、34ページ9款4項1目幼稚園費のうち説明欄（２）幼稚園管理運営費を1,252万4,000円増額しますのは、北郷幼稚園用地購入費1,290万4,000円が主なものであります。

次に、35ページにかけまして、9款5項1目社会教育総務費のうち説明欄（４）文化財費を576万1,000円増額しますのは、歳入のところで説明しました緊急雇用創出補助金を活用して、明倫小学校に保存されている民具等の民族資料の整備事業であります。

9款5項3目図書館費のうち説明欄（４）図書館管理運営費を275万6,000円増額しますのは、こちらも緊急雇用創出補助金を活用して、小山町史の文書デジタル化事業であります。

次に、36ページ10款1項1目農地農業用施設災害復旧費のうち説明欄（２）農地災害復旧費を525万円増額しますのは、平成22年の台風9号被害時の資材置き場となっていた農地の復旧修繕に係る費用であります。

同じく（３）農業用施設災害復旧費を1,969万9,000円増額しますのは、平成23年の台風12号及び15号被害による農業用水路の修繕に係る費用や、平成22年の台風9号により被害を受けた藤曲用水余水吐復旧の工事を県の河川災害復旧工事に合わせ施工するための経費であります。

次に、37ページにかけまして、10款1項2目林道施設災害復旧費のうち説明欄（２）林道施設災害復旧費を437万9,000円増額しますのは、今年7月の豪雨による林道側溝の補修、土砂排土等の修繕料と林道峰坂線の設計に係る経費であります。

次に、37ページ10款2項1目公共土木施設災害復旧費のうち説明欄（２）公共土木施設災害復旧費を2,657万5,000円増額しますのは、今年7月の豪雨により被害を受けました須走地内の旧鎌倉往還道をはじめとする町道の土砂撤去作業等に係る経費が主なものであります。

次に、38ページの11款1項2目利子のうち説明欄（２）公債費（利子）を900万円減額しますのは、今年度から返済の始まります平成23年度の起債の利率を、当初1.5%で見込んでいましたが、0.4%から1.55%の利率で借り入れできたことによる減額であります。

最後に、12款1項1目予備費を290万5,000円増額いたしますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長（真田 勝君） それでは、ここで午後1時まで休憩といたします。

なお、総務建設委員に申し上げます。総務建設委員会を委員会室で直ちに開催いたしますので、御参集をお願いいたします。

午前11時43分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（真田 勝君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○12番（鷹嶋邦彦君） 28ページ、6款3目の道の駅の管理費、次ページの13リニューアル計画策定業務100万円について、もうちょっと詳しい説明をお願いします。

それから、33ページです。8款消防費1項5目の災害対策費の説明（2）地震対策費76万5,000円ですけど、これについてももう少し詳しい説明をお願いします。

以上です。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（池谷精市君） 鷹嶋議員の御質問にお答えいたします。

6款2項3目備考欄ですが、（2）の道の駅地域振興センター管理費300万円のうち、13リニューアル計画策定業務につきましてですが、これにつきましては道の駅「ふじおやま」のリニューアル策定計画ということで計上してございます。具体的には、道の駅「ふじおやま」につきましては平成25年度に指定管理者の導入を、今予定しております。また、本年2月に小山町観光協会からも事務所の移転というような形で、この道の駅「ふじおやま」へ移転をしたいというような要望をいただきまして、町ではそれに対応するため、今回、総合的なリニューアル計画ということで、道の駅施設、それから敷地を含めた中で、将来的なことを考えて計画を策定するものでございます。

以上です。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○地域防災課長（池田 馨君） 地震対策費の説明についてお答えさせていただきます。まず最初に、9節の普通旅費でございますけれども、現在、第4次想定に向けまして、いろいろと県との協議が多々あります。現在の旅費では不足が生じるということで、今回補正をさせていただくものでございます。

次に、11節の修繕料でございます。この予算につきましては須走の下原地区の地震災害時に避難地を整備したいということで、現在須走の下原地区の避難地がなかよし公園となつてございますけれども、距離的な問題とか、下原地区の宅地分譲等によりまして、人口増等もございます。その点で、株式会社東海様と協議をさせていただきまして、東海様のグラウンドを避難地としてお借りし、地域の避難地を追加していくということで整備をさせていただく予算を計上させていただいております。修繕料につきましては、県道側からの進入路の整備、それからフェンスの設置、水道の施設整備等を予定してございます。

12節の手数料につきましては、14節で計上させていただいておりますけれども、トイレを2基設置させていただく予定とさせていただいておりますので、それに伴いますくみ取り手数料でございます。

以上でございます。

○12番（鷹嶋邦彦君） 再質問させていただきます。

まず、道の駅管理費の方ですけれども、リニューアル計画の場所について説明がちょっとありませんでしたので、場所はどこかを教えていただきたいと思います。

それから、消防費のことですけれども、東海さんの方でグラウンドを貸してくれるということなんですけれども、あのグラウンドというのは、企業の調整池だと思うんですよね。それで、それを借りたときに、企業の調整池はどのようになるのか。その理解をどのようにしたら良いのか伺います。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（池谷精市君） 鷹嶋議員の御質問にお答えいたします。

リニューアルの場所ということでございますが、場所というのは特定して計画を立てるようには、まだなっておりません。施設全体を見て、将来計画に合ったような形で、どれが一番良いのかという形で計画を立てるように考えております。

また、駐車場内につきましては、国土交通省さんの所管になっておりますが、様々な御意見もいただいているところから、そのあたりの駐車場の内容が変更できるかどうかというふうな可能性も含めて、検討したいと考えております。

また一つには、道の駅「ふじおやま」につきましては、将来的には防災拠点になるのではなかろうかというふうな御意見もございますので、そのあたりも一考を踏まえて検討をしていくということの策定になっております。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○地域防災課長（池田 馨君） 鷹嶋議員の再質問にお答えしたいと思います。

議員御指摘のとおり、グラウンドにつきましては、会社の調整池も兼用しているということでございます。つきまして、水害時の利用につきましては、状況を見ながらの使用となると考えております。あくまでも地震対策費として整備をするものでございますので、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○12番（鷹嶋邦彦君） 再々質問をさせていただきます。

道の駅のリニューアル計画については、今答弁があったように、まだ決まっていないということですので、この辺で質問は打ち切ります。

続いて、地震対策費の方ですけれども、いわゆる企業の調整池を無償にし、借りるということが、もしこれがほかにもできるとするならば、調整池の意味がちょっとおかしくなるのではないかというふうに、私なりに考えるんですけれども。例えば、何に使っても良いよということになってしまうと、いわゆる調整池の意味をなさなくなるケースが出てくるんじゃないかと思うんですけれども、これについてどのようにお考えなのか、もう一度お願いします。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野 巖君） 調整池には、いわゆる調整池だけの機能のものもございますし、例えば文化会館だとか健康福祉センターには、駐車場が調整池になっております。したがって、大雨が降ったときに調整能力さえ備えていれば、調整池そのものを普段は、構造物を作って云々はだめですけども、構造物を作らない限り、調整機能さえ備えていれば兼用は可能ということになっております。

以上です。（「借してしまって良いのか」と呼ぶ者あり）

企画総務部長ですけども、お答えさせていただきますけれども、今回、支所長という立場で東海との交渉に、今、当たっておるところでございます。使用貸借いたしますけれども、当然調整池の機能を損なわない範囲で借りるわけですから、借りたといっても構造物を作るわけではございませんし、現況のまま使うわけですから、調整機能には一切支障はございませんものですから、町が借りても支障がないと理解をしております。

以上です。

○議長（真田 勝君） ほかに質疑はございますか。

○12番（鷹嶋邦彦君） 今の部長の答弁に、ちょっと納得がいかないんですけども。いわゆる会社の敷地云々に対して、調整池がこれだけの広さは必要だよという許可を多分与えていると思うんですね。だから、それについて、いわゆる許可上といいますか、ほかにそういう使用目的が変わっても良いのかどうなのかというのは、私、今の部長の答弁じゃ、ちょっと納得がいかないんですけども。何とかその辺、例えばそれを、今の理由でいくと悪用しようと思うと何か悪用ができてしまうような気がするんでね。もうちょっとしっかりした答弁が欲しいと思うんですけども、都市整備課長、お願いできますか。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（湯山博一君） 鷹嶋議員の御質問にお答えいたします。

個別の案件につきましては詳しくは聞いておりませんので、あくまでも一般的な見解という話になりますけど、御承知おきを願います。

いわゆる防災機能を損なわないということが最も大事なことでありまして、調整池につきましては、先ほど企画総務部長からございましたように、兼用で使っているというところは幾つか例がございます。小山町の総合文化会館も含めまして。ただ、その管理者が変わるということであれば、当然その防災機能を損なわないという条件をもって、例えば本来の調整池の目的、それから能力等を損なわないというような管理協定を結んでお互いに管理をすれば、それで支障はないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（真田 勝君） ほかに質疑はありますか。

○10番（池谷洋子君） 私は11ページ16款2項2目3節の児童福祉費補助金、説明9の社会的養護入所者環境改善事業費補助金、これが145万4,000円とありますが、先ほどの説明で、虐待を受け

ている方と聞いたんですけれども、これは児童虐待というか、そういう方達のための補助金だと思いますけれども、例えば大人とかお年寄り、やはり虐待を受けていらっしゃる方がいらっしゃると思うんですけど、そちらのちょっと町の対応も含めて、もう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（相原 浩君） 池谷洋子議員の御質問にお答えいたします。

御質問にありました補助金につきましては、児童虐待防止対策緊急強化事業ということで県の方が緊急強化の事業を進めている1つの項目の中で、児童虐待防止対策強化のために市町村の体制強化のための環境改善ということで、一般事務に使うために公用車の方を購入するものであります。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 質疑はよろしいですか。

○10番（池谷洋子君） 今の課長の説明はわかりましたが、もう1点、私の方は、あと大人への虐待の町の対応、どういう、防止対策とか受けているか、教えていただきたいと思います。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○健康福祉課長（秋月千宏君） 町内のお年寄りのDV等の相談につきましては、今年度から委託をしております地域包括支援センターの方で扱いを行っております。

以上であります。

○議長（真田 勝君） ほかに質疑はございますか。

○3番（池谷 弘君） 19ページの1目企画渉外総務費の説明欄の13番、湯船原地区開発調査費500万円、この内容について、もう少しわかる範囲で教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○政策秘書課長（室伏博行君） 池谷 弘議員の19ページ1目企画渉外総務費の事業費の（5）湯船原地区開発調査の詳細な内容ということでございます。湯船原地区につきましては、小山町では唯一残されております企業の立地の可能性があるところというふうなことで、町長の企業誘致ということでも、小山町の喫緊の課題というようなことでございまして、これから取り組んでいこうということで、今年度、先ほど歳入のところで、県の補助金を250万円もらいまして、町の持ち出しが250万円でございますが、事業費が500万円ということで湯船原地区、約200ヘクタールを企業の工業団地としての開発の可能性の調査を今年度取り組んでいきたいと、こういうことでございます。

24年度につきましては、基本方針、開発をするに当たって、どんな前提条件があるのか。都市計画法の問題とか森林法の問題とか農地法の問題とか、様々な問題があると思いますので、その

辺の条件の整理、あとは現況の調査等を行う予定であります。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） ほかに質疑はございますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第47号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第15 議案第48号 平成24年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（真田 勝君） 日程第15 議案第48号 平成24年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 土屋礼二君。

○住民福祉部長（土屋礼二君） 議案第48号 平成24年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,356万3,000円を追加し、予算の総額を19億2,356万3,000円とするものであります。

はじめに、5ページの歳入から御説明申し上げます。

10款1項1目一般会計繰入金を200万円増額しますのは、4月の職員の人事異動による職員手当等の法定繰入金であります。

11款1項1目療養給付費等交付金繰越金は、退職者医療制度の被保険者の保険給付に係る社会保険診療報酬支払基金からの平成23年度実績報告に基づく返還金として繰り越すもので、1,077万3,000円を増額するものでございます。

2目その他繰越金は、平成23年度決算剰余金が確定したため、1目療養給付費等交付金繰越金を控除した1,079万円を増額するものであります。

次に、6ページの歳出、1款1項1目一般管理費、説明欄（1）職員人件費200万円を増額しますのは、本年4月1日付けの人事異動による人員配置の変更により、12月までの執行見込額を算出したところ、現計予算額に不足を生じるため、各手当の不足分を増額するものであります。

11款1項3目償還金、説明欄（2）償還金は、一般被保険者に係る保険給付に対する平成23年度療養給付費等負担金等の実績報告に伴う精算と、退職者医療制度の被保険者に係る保険給付に対する平成23年度療養給付費等交付金の実績報告に伴う精算で、それぞれ3,055万5,000円と1,077万3,000円を増額するものであります。

12款1項1目予備費1,976万5,000円の減額は、歳入と歳出の差額を計上するものであります。

なお、この国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の編成内容につきましては、去る8月13日開催の国民健康保険運営協議会において御説明申し上げておりますことを御報告させていただきます。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第48号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第16 議案第49号 平成24年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第1号）

○議長（真田 勝君） 日程第16 議案第49号 平成24年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。教育部長 高橋忠幸君。

○教育部長（高橋忠幸君） 議案第49号 平成24年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ126万円を増額し、予算の総額を576万7,000円とするものであります。

はじめに、歳入についてであります。補正予算書5ページをお開きください。

3款1項1目基金繰入金を18万1,000円増額しますのは、新規奨学生が当初見込みより3人増加したことなどによるものであります。

次に、4款1項1目繰越金を27万5,000円増額しますのは、前年度の繰越金の確定に伴うものであります。その下の5款1項1目貸付元金収入を80万4,000円増額しますのは、奨学生1人が繰り上げ償還をしたこと、2人が毎月の償還額を増額したことによるものであります。

次に、6ページの歳出についてであります。

1款1項1目貸付事業費を126万円増額しますのは、当初貸付者を高校生3人、大学生等11人で予定していましたところ、高校生3人、大学生等が15人となったことにより増額するものであります。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

んか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第49号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(真田 勝君) 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第17 議案第50号 平成24年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

○議長(真田 勝君) 日程第17 議案第50号 平成24年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか、補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第50号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(真田 勝君) 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第18 議案第51号 平成24年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(真田 勝君) 日程第18 議案第51号 平成24年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほかに補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第51号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(真田 勝君) 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第19 議案第52号 平成24年度小山町介護保険特別会計補正予算(第1号)

○議長(真田 勝君) 日程第19 議案第52号 平成24年度小山町介護保険特別会計補正予算(第

1号)を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 土屋礼二君。

○住民福祉部長(土屋礼二君) 議案第52号 平成24年度小山町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3,624万6,000円増額し、予算の総額を15億4,624万6,000円とするものであります。

はじめに、歳入について御説明いたします。

5ページの2款1項1目から6款1項4目までは、いずれも平成23年度の精算に伴い、過年度分として追加交付や繰り入れされるもので、2款1項1目介護給付費負担金153万7,000円、6款1項1目介護給付費繰入金740万9,000円、6款1項4目その他一般会計繰入金510万6,000円をそれぞれ増額するものであります。

下段から次のページにかけて、7款1項1目繰越金を2,219万4,000円増額しますのは、平成23年度決算に伴う繰越金であります。

次に、歳出の主なものについてであります。

7ページ5款1項2目償還金を562万6,000円増額しますのは、平成23年度の精算に伴い、介護給付費及び地域支援事業費に対する国・県・社会保険診療報酬支払基金からの負担金や交付金の超過分を返還するために増額するものであります。

次のページの下段6款1項1目予備費を3,025万7,000円増額しますのは、今まで御説明いたしました歳入歳出の差額を予備費として計上するものであります。

以上であります。

○議長(真田 勝君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第52号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(真田 勝君) 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第20 認定第1号 平成23年度小山町一般会計歳入歳出決算

日程第21 認定第2号 平成23年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

日程第22 認定第3号 平成23年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算

日程第23 認定第4号 平成23年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

日程第24 認定第5号 平成23年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算

日程第25 認定第6号 平成23年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算

日程第26 認定第7号 平成23年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算

日程第27 議案第53号 平成23年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定

○議長（真田 勝君） 日程第20 認定第1号から日程第26 認定第7号までの平成23年度会計決算7件と、日程第27 議案第53号 平成23年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定の1件の、計8件を一括議題とします。

この際、あらかじめ御了承願います。

平成23年度会計決算関係につきましては、本日は当局からの補足説明及び代表監査委員からの決算監査報告を受け、質疑、委員会付託につきましては、9月4日の本会議において行いますので、御了承願います。

補足説明は、はじめに一般会計を行い、終了後、特別会計及び企業会計を行います。なお、補足説明順につきましては、配付した資料のとおりでございますので、御了承願います。

それでは、順次各部長から一般会計の補足説明を求めます。

はじめに、企画総務部長 小野 巖君。

○企画総務部長（小野 巖君） 平成23年度一般会計決算の企画総務部関係の補足説明を行います。

なお、これからの補足説明につきまして、私を含めた各部長は、決算額について1,000円未満を切り捨てて説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

はじめに、歳入から御説明申し上げます。

決算書の12、13ページをお開きください。上段1行目、1款町税であります。平成23年度の町税全体の収入済額は39億3,628万円で、収納率は97.03%であります。平成22年度と比較しますと、町税全体で9,276万5,000円、率にいたしまして2.3%の減となっております。

項目ごとに見ますと、1項町民税につきましては、個人、法人を合わせて収入済額は13億5,842万8,000円と、前年度対比で4.3%、金額にいたしまして6,036万5,000円の減額となっております。その内、個人は5,251万3,000円の減額、法人につきましても785万1,000円の減額であります。

個人町民税の減額の主な要因は、公民給与の比較による人事院勧告等による公務員給与の減少、近隣事業所の業務縮小、閉鎖等による退職者の増及び社会保険料率の引き上げに伴う負担増によるものと考えられます。また、法人町民税減額の主なものは、日本経済が東日本大震災の発生と海外経済の変調により急激に変動する中、震災を契機として円高が加速したことにより、長期間に及ぶ円の高止まりなどが生産の大きな足かせとなり、欧州不安、タイの洪水、慢性化するデフレなど多くの不安が発生したことにより、弱い回復となったことが考えられます。

なお、町民税個人の収入済額のうち、滞納繰越分は586件の徴収で527万3,000円となっております。

次に、2項1目固定資産税の1節現年課税分ではありますが、収入済額は23億6,054万9,000円で、前年度と比べますと6,236万8,000円の減額となっております。その主な理由でございますが、収

入調定ベースで、土地につきましては、時点修正で標準宅地の価格の下落が示されたことにより、平成23年度は1.0%の減となっております。

家屋につきましては、大規模家屋の新たな課税により1.2%の増額となりました。また、償却資産につきましては、企業の大きな設備投資もなく、前年度対比で8.1%の減額となっております。

以上のことから、家屋は前年度と比較して増額となったものの、土地及び償却資産は減額となっております。

滞納繰越分につきましては、351件で1,102万9,000円の徴収額となっております。

その下の2目国有資産等所在市町村交付金は、国や県の4施設に対しての交付金2,681万3,000円であります。なお、昨年度と比べ199万8,000円の増額となっておりますが、これは南関東防衛局関係の会計検査で、区分を「工作物」としたもののうち、「償却資産」と区分することが適当であるとの指摘を受けたものについて、南関東防衛局内部で基準を設けて、工作物と償却資産の区分を明確にしたことにより、価格に対する適用区分の率を5分の2から10分の10に変更したことによることが主な理由であります。

3項の軽自動車税につきましては、現年課税分として前年度対比2.0%、76万6,000円増の3,831万1,000円であります。前年度と比べますと、収入調定ベースでは軽四輪乗用車が137台増加となっており、また、滞納繰越分は24件の徴収で、3万5,000円であります。

次に、4項の町たばこ税であります。収入済額は1億4,092万5,000円で、前年度より2,546万1,000円の増額となっております。これは、平成23年4月に道の駅「すばしり」が開駅するなど、新たなたばこ販売施設の設置による売り上げ増が増額の主な要因と考えられます。

下段の2款地方譲与税の収入済額1億1,235万3,000円ですが、前年度比2.9%の減となっています。その要因は、平成21年度から道路特定財源が一般財源化されたことに伴い、地方道路譲与税から名称が変更された、3項1目の地方揮発油譲与税が前年度に比べ271万1,000円減額したことによるものです。

次に16、17ページをお願いいたします。6款1項1目地方消費税交付金の2億2,670万8,000円は、平成6年度の税制改正により創設され、消費税の25%相当の2分の1が市町村に交付されますが、対前年度比3.0%の減となっております。

同じページの7款1項1目ゴルフ場利用税交付金2億4,355万7,000円ですが、平成23年度のゴルフ場利用者は、対前年度比4.1%、1万7,930人減の41万5,610人です。

その下の8款1項1目自動車取得税交付金の3,144万2,000円は、前年度に比べ645万4,000円の減額となっております。

続いて、18、19ページをお開きください。9款1項1目国有提供施設等所在市町村助成交付金の4,052万3,000円ですが、国が所有する固定資産のうち、米軍に使用させている固定資産並びに自衛隊が使用している演習場内の弾薬庫、燃料庫等に供する固定資産を対象に国が交付をするもので、前年度に比べ449万2,000円の減額であります。これは、平成23年度に5年に1度の

評価替えが行われ、評価額全体が40.6%減価したことによるものです。

次に、10款1項1目地方特例交付金の4,346万5,000円ではありますが、前年度に比べ1,000円の減でありました。

次に、その下の11款1項1目地方交付税3億7,131万6,000円ではありますが、昨年度と比較いたしますと、1億8,524万5,000円と大幅な減額となりました。これは、昨年度は平成22年9月の台風9号災害に係る特別交付税が交付されたことによるものです。

普通交付税は2億5,230万7,000円交付され、単年度財政力指数は0.934となりました。

次に、28、29ページ下段の8目特定防衛施設周辺整備調整交付金の収入済額4億6,400万円は、町道阿多野大御神線舗装工事他11件の事業と保育所の運営に関する事業など5つの特定事業に対する防衛省からの交付金でありまして、昨年度は沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散・実施の受け入れに伴う特別分、通称S A C O分は1億2,990万円でありました。なお、北郷中学校外構工事ほか4件、1億3,130万円の平成22年度からの繰り越しがありました。

次に、36、37ページ上段、16款2項9目特別対策事業補助金1億1,552万円ではありますが、国の緊急雇用対策として実施された事業に対する補助金でありまして、緊急雇用事業として、災害に強い森林づくりのための森林情報詳細調査事業他2事業に2,284万6,000円、重点分野雇用創出事業として、森林資源利活用事業他5業務に7,226万2,000円、地域人材育成事業として、古文書解読者育成事業他1業務に2,041万2,000円をそれぞれ充当し、72人を新規に雇用いたしました。

次に、38、39ページ下段、17款2項1目不動産売払収入の9,774万7,000円は、1節土地売払収入、備考欄町有地売払収入の4山野組合への払い下げ及び旧老人ホーム敷地を売り払いしたものなど10件の町有地売払収入であります。

次に、44、45ページをお願いいたします。上段の19款2項4目東富士演習場関連特定事業基金繰入金1億720万円は、平成23年度から特定防衛施設周辺整備調整交付金いわゆる防衛9条交付金がソフト事業にも充当できることとなったことから、一旦基金に積み立て、臨時保育士賃金などに充当するために繰り入れしたものであります。

続いて、歳出について御説明申し上げます。

はじめに、60、61ページをお開きください。2款1項4目財産管理費の次のページ上段の25節の備考欄、東富士演習場関連特定事業基金積立金1億5,860万円は、ただいま説明しました防衛9条交付金を積み立てたものでございます。

次に、64、65ページをお願いします。7目電算管理費の14節使用料及び賃借料2,711万3,000円は、備考欄にあります総合行政システム機器使用料他11件の機器及びシステムの使用料であります。

次に、66、67ページ10目諸費の次のページ4節共済費3,029万7,000円は、社会保険に加入する臨時職員月平均101名の社会保険料であります。

続いて、同ページ下段の2項2目賦課徴収費の次のページ13節委託料3,021万3,000円の主なも

のは、町民税、固定資産税、軽自動車税の課税事務及び収納事務のための備考欄上段の電算処理費1,495万2,000円と、備考欄下段の平成24年度評価替えのために実施した土地評価見直業務826万円であります。

次に、72、73ページ4項選挙費2,024万1,000円の主なものは、次のページ3目の昨年4月10日に執行されました静岡県議会議員選挙に係る平成23年度分の支出592万2,000円と、4目の4月24日に執行しました町議会議員及び町長選挙費777万4,000円であります。

次に、78、79ページ7項1目企画渉外総務費の次のページ上段の19節負担金補助及び交付金の備考欄最下段の生活交通確保対策事業補助金153万2,000円ではありますが、町民の生活交通を確保するために路線バス事業者に補助したものであります。なお、補助となった路線数は、町内8路線となっております。

次に、112、113ページ4款2項1目環境保全総務費の主なものは、次のページ19節負担金補助及び交付金の備考欄上から3段目の広域行政組合斎場負担金1,248万5,000円とその下広域行政組合衛生センター負担金6,465万7,000円と中段、年間54基分の設置に対する合併浄化槽設置奨励事業補助金2,086万4,000円であります。また、備考欄下から2番目資源リサイクル活動奨励交付金201万8,000円は、子供会、婦人会など32団体が年間に新聞紙、段ボール、アルミ缶など資源ごみ252トンの回収に対する奨励費として交付したものであります。

次に、116、117ページ3項2目塵芥処理費の主なものは、13節委託料の備考欄一番上の一般廃棄物中間処理委託2,183万5,000円と19節負担金補助及び交付金の広域行政組合RDFセンター負担金4億162万7,000円及びRDFセンター建設に伴う町としての地元対策事業として平成21年3月30日に桑木区との間で取り交わした確認書により、桑木区公民館建設経費の一部として交付した2,000万円が主なものであります。

以上で企画総務部関係の説明を終わります。

○議長（真田 勝君） 次に、住民福祉部長 土屋礼二君。

○住民福祉部長（土屋礼二君） 平成23年度小山町一般会計決算の住民福祉部関係の説明を行います。

はじめに、歳入から御説明いたします。

22、23ページの上段をお願いいたします。14款1項2目1節健康福祉施設使用料のうち、備考欄1番目の健康福祉施設使用料120万3,000円は、健康福祉社会館会議室の使用料で、延べ1,770回、2万6,462人の使用であります。

次のページをお願いします。2項1目2節戸籍住民基本台帳手数料967万8,000円は、戸籍、住民票等の交付手数料2万8,320件分であります。

30ページ、31ページをお願いします。下段の16款1項1目1節社会福祉費負担金の備考欄下から2番目、国民健康保険基盤安定負担金2,388万円と、同じく2節老人福祉費負担金の後期高齢者保険基盤安定負担金1,622万8,000円は、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料での低所得者に

対する軽減分の4分の3を県負担金等として収入したものであります。

次に、44、45ページの下段をお願いします。21款3項1目1節老人福祉費納付金1,658万3,000円は、老人ホーム「福寿荘」の管理運営費として7市3町より受け入れました備考欄の事務費分729万5,000円と生活費分223万5,000円の納付金として小山町から県内養護老人ホーム2施設に入所している入所者からの納付金12名分の705万2,000円であります。

次のページの5項2目1節老人福祉費受託事業収入885万5,000円は、後期高齢者医療広域連合から健康診査の委託料として受け入れたものであります。

続いて、歳出について御説明いたします。

64、65ページをお願いします。2款1項6目自治振興費の主なものは、19節負担金補助及び交付金の備考欄の下から2番目、防犯灯設置交付金17万8,000円と、その下の防犯灯維持交付金378万8,000円は、町内6区から申請のありました防犯灯12基に対する設置交付金と、各区で維持管理していただいている防犯灯2,116基の電気料に対する交付金であります。

70、71ページをお願いします。下段の3項1目戸籍住民基本台帳費の主なものは、次のページの13節委託料備考欄の2番目住民基本台帳システム改修1,050万円は、外国人登録法が廃止され、平成24年7月から外国人住民も日本人同様、住民基本台帳法の適用対象となるため、システムの改修をした経費であります。

90、91ページをお願いします。3款1項2目障害者福祉費の主なものは、13節委託料の備考欄一番上の、地域活動支援センター事業1,705万4,000円で、障害者自立支援法の規定により町が実施する事業で、障害者の活動機会及び社会との交流促進等の便宜を提供するための事業であります。

92、93ページをお願いします。中段の20節扶助費では、上から3番目の重度障害者（児）医療費扶助3,133万5,000円は、重度心身障害者（児）に係る医療費の自己負担分を助成するもので、受給者は348人でありました。

その他、下から4番目の障害介護給付費1億9,108万9,000円は、身体障害者入所支援として5施設9人、知的障害者入所支援として12施設25人と居宅介護支援、就労継続支援などの経費であります。

94、95ページをお願いします。5目国民年金事務取扱費440万3,000円は、主に職員1名分の人件費と事務的な経費でございます。なお、国民年金の加入被保険者数は平成24年3月末現在3,806人で保険料の収納率は63.5%ということであります。

次のページの、2項1目老人福祉総務費の主なものは、下段19節負担金補助及び交付金の備考欄、次のページの一番上のシルバー人材センター運営助成金884万円と、20節扶助費の備考欄、3番目の県内老人ホーム2施設への町民入所者20名に対する老人措置費4,789万4,000円と、その下の町立養護老人ホーム「福寿荘」の管理運営費として、指定管理者に支払いました入所者44名分の老人ホーム措置費953万円であります。

なお、町立養護老人ホーム「福寿荘」は、平成23年4月30日に廃止して、入所者は全員平成23年5月1日に養護老人ホーム「平成の社」へ措置替えをしております。

次に、2目介護保険費2億216万1,000円は、介護給付費として町が負担する12.5%分の1億5,282万8,000円と、地域支援事業費に対する負担金496万8,000円と、人件費、事務費分の4,436万5,000円であります。

その下の、3目後期高齢者医療費の主なものは、次のページの13節委託料の備考欄2番目の健康診査業務1,340万5,000円で、御殿場市医師会へ委託したもので、受診者は1,106人、受診率は46.77%であります。

19節負担金補助及び交付金1億6,707万8,000円は、静岡県後期高齢者医療広域連合へ支出する運営費、医療給付費等の負担金であります。

28節繰出金2,163万8,000円は後期高齢者医療特別会計繰出金で、後期高齢者医療保険料の軽減に対する町の負担分を繰り出したものであります。

次に、106、107ページをお願いします。4款1項1目保健衛生総務費の主なものは、次のページの中段19節負担金補助及び交付金の、備考欄の上から4番目の御殿場市救急医療センター負担金の5,497万2,000円であります。平成23年度の実績では、年間利用者が1万6,179人で、そのうち小山町民の利用者は2,866人で、全体利用者の17.7%でありました。

同じく備考欄一番下の医療施設耐震化整備事業負担金1,200万円は、2次救急医療施設であります御殿場市の富士病院の耐震化増改築事業に伴い、工事費用の一部を御殿場市と人口あん分により3年間に亘り補助するものであります。

次に、その下、20節扶助費433万5,000円は、精神障害者の家族の経済的な負担の軽減と障害者の治療の促進を促すため、入院医療費に対する自己負担分の2分の1を、17人の対象者に延べ166か月分、助成したものであります。

2目予防費は、次のページの上段13節委託料が主なもので、備考欄上から2番目の個別接種4,749万1,000円は、乳幼児や高齢者の予防接種費、また本年度から始まりましたヒブワクチン、小児用肺炎球菌、子宮頸がん予防ワクチンの予防接種費であり、接種者は延べ6,688人でありました。

3目健康づくり推進費は、成人歯科健診や胃がん、子宮がん、前立腺がんなどの各種がん検診と、健康相談、健康教室など町民の健康づくりのための経費でございます。その主なものは、13節委託料の備考欄上から2番目の保健事業3,320万3,000円で、そのうち、がん検診に要した費用は、3,186万2,000円で、受診者数は延べ8,643人でありました。

次に、下段の4目母子保健事業費は、乳幼児や妊婦健診などの母子保健の充実を図るための経費でございます。その主なものは、次のページの上段、20節扶助費の備考欄最初のこども医療費助成で、中学3年生までの通院、入院すべての医療費に係る自己負担分を全額助成したものであります。助成件数につきましては、延べ3万9,263件、助成額8,281万円となっております。

154、155ページをお願いします。8款消防費について御説明いたします。

下段の3目非常備消防費は、消防団の運営管理及び資機材の整備等に要した費用で、1節報酬623万1,000円は、消防団員180名の報酬であります。

8節報償費の備考欄下段の消防団員退職報償金158万6,000円は消防団員5名の退職報償金です。その下の、9節旅費の備考欄上の費用弁償1,481万3,000円は、消防団員の火災、搜索、警戒、訓練等に出動した時の経費で、その内訳は、火災出動3件、搜索活動4回で、また、台風15号の風水害活動では115人が出動し、年間出動団員数は延べ9,816人分であります。

次のページをお願いします。12節役務費、備考欄下段のその他保険料471万5,000円は、対前年度比で約11倍の増となっておりますが、これは、東日本大震災により消防団員251名が死亡、行方不明となり、公務補償金を補うため、本年度限り掛金が引き上げられたことによるものであります。

18節の備品購入費2,100万円は、14年経過した消防団第2分団の消防ポンプ自動車を更新した経費であります。

次に、4目の消防施設費374万2,000円の主なものは、13節委託料198万6,000円で、消防団第5分団車庫の建替えに伴う測量設計と分筆登記委託料であります。

158、159ページをお願いします。6目災害対策費の主なものは、19節負担金補助及び交付金の次のページ備考欄一番上の自主防災対策事業補助金232万8,000円で、21の自主防災会から申請のありました防災資機材購入と4つの自主防災会の防災倉庫整備事業に対する補助金であります。

以上で、住民福祉部関係の説明を終わります。

○議長（真田 勝君） それでは、ここで10分間休憩いたします。

午後2時08分 休憩

午後2時22分 再開

○議長（真田 勝君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、経済建設部長 後藤栄一君。

○経済建設部長（後藤栄一君） 経済建設部関係の一般会計決算について補足説明を行います。

はじめに、歳入関係の主な点につきまして御説明いたします。

決算書の22、23ページをお開き願います。14款1項5目商工使用料1節町民いこいの家使用料4,448万円ですが、あしがら温泉の入浴施設利用料が主なものです。昨年の総入場者数は9万2,031人であり、1日当たりおよそ320人の利用となっております。

次に、2節地域振興センター使用料2,301万9,000円ですが、道の駅「ふじおやま」の株式会社ふじおやま、株式会社富士小山企画及び農産物出荷組合の売り上げに対する5%分と展示室、イベント広場等の利用に対する施設使用料です。前年度と比較しますと7.0%の増となっております。

その下の6目土木使用料の3節住宅使用料5,291万6,000円ですが、町営住宅394戸からの家賃収

入であります。

備考欄上段の現年度分5,162万5,000円ですが、収納率は88.2%となっています。

次に、26、27ページをお開き願います。15款1項3目1節公共土木施設災害復旧費国庫負担金5億2,955万7,000円ですが、平成22年の台風9号による河川・道路等の公共土木施設災害復旧事業費に対する国からの負担金と、平成23年に発生しました地震災、台風6号、12号、15号災における現年災に対する国庫負担金であります。

次にその下、15款2項3目農林水産業費国庫補助金の1億1,069万5,000円は、森林整備加速化・林業再生事業として、高機能林業機械の導入に対する補助金1,991万7,000円と、町内の社会福祉法人が建設した木造構造施設に対する補助金4,090万2,000円、更に木質ペレット工場建設に対する国庫補助金で、いずれも町を経由して事業者に交付したものであります。

次のページの、2項4目土木費国庫補助金の1節道路橋梁費補助金2,740万8,000円は、防衛施設道路整備事業として平成22、23年度の継続で実施しました町道文京通り線舗装補修工事に対する防衛省からの補助金の年割額と、社会資本整備総合交付金事業で実施しました橋梁長寿命化修繕計画策定業務に対する国土交通省からの補助金であります。

次にその下、15款2項7目1節農林水産施設災害復旧費補助金の3億5,344万8,000円の内訳ですが、平成22年及び平成23年災害にて被災した農地111か所、農業用施設26か所の復旧事業に対する国庫補助金のうち、平成23年度の農地農業用施設割当て分として2億1,146万4,000円と、林道施設5路線の災害復旧事業に対する国庫補助金1億4,198万4,000円であります。

次に、46、47ページをお願いいたします。21款4項1目1節勤労者住宅建設資金元利収入8,384万4,000円は、労働金庫への平成14年度から平成22年度までの貸付け28件分の預託金と、平成23年度新規預託金2件分を加えたものであります。

次に、48、49ページをお開きください。21款6項1目2節雑入の備考欄中段16行目の地域振興センターテナント管理費1,219万7,000円は、道の駅「ふじおやま」の年間維持管理費に対し、株式会社ふじおやま、株式会社富士小山企画及び農産物出荷組合から面積あん分でテナント管理費として納入していただいたものが主なものであります。

次に、50ページ、51ページをお願いします。2節雑入の備考欄1行目道の駅観光交流センター施設利用料2,017万3,000円は、道の駅「すばしり」の指定管理者である株式会社ピカの売り上げに対する5%を施設利用料として納入していただいたものです。

備考欄2行目の農業用施設災害関連県補償費ですが、これは湯船・柳島地先で静岡県が実施する災害関連緊急砂防工事に伴い、農業用水路の付替え工事を町が実施したため、県から移転補償工事費を受け入れたものであります。

以上が歳入関係であります。

次に、歳出関係であります。決算書84、85ページをお願いいたします。

2款7項5目須走道の駅整備事業費の13節委託料4,215万5,000円ではありますが、主なものは国

道138号と東富士五湖道路、小山町道との連結に係る町道の新設及び改築工事を中日本高速道路株式会社八王子支社に委託したものであります。

次に、15節工事請負費は、備考欄にあります新設ランプ整備事業費 1 億499万6,000円は、町道4196号線（オンランプ）道路改良工事を実施したものであります。

次に、122、123ページをお開き願います。5 款 1 項 6 目土地改良事業費、15節工事請負費1,896万7,000円は、町単独土地改良事業を、大倉開田排水路改修工事ほか 1 件及び災害関連緊急砂防工事に伴う用水路付替えに係る県補償工事を湯船と柳島地区で実施したものであります。

次に、124、125ページをお願いいたします。5 款 1 項 8 目中山間地域総合整備事業費、19節負担金補助及び交付金の備考欄にあります県営中山間地域総合整備事業負担金1,041万7,000円ですが、事業費6,000万円で実施いたしました足柄金時地区の地形測量、基本・実施設計及び換地計画原案作成等に対する県への負担金と、一色ほか 2 地区のは場整備新規要望地区の県単独基礎調査に対する負担金であります。

次に、その下、9 目経営体育成基盤整備事業費の19節負担金補助及び交付金の備考欄にあります県営経営体育成基盤整備事業負担金1,500万円であります。事業費 1 億5,000万円で実施しました北郷北部地区の上野地区Aブロックほか 2 ブロックの工事及び大御神地区の工事が完成したは場の確定測量実施に対する県への負担金であります。

次に、127ページをお願いいたします。5 款 2 項 1 目林業総務費の13節委託料、備考欄 2 行目森林整備利活用業務4,867万1,000円は、国の緊急雇用創出事業により、平成22年の台風 9 号及び平成23年の台風12号、15号により河川敷等に堆積した立木や危険木等の除去を行ったものであります。

次に、4 行目森林情報詳細調査業務1,323万円は、スコリア土壌地域の森林所有者情報及び森林状況の調査並びに丸太柵工等の対策工法を試行したもので、この事業も緊急雇用創出事業を充てて実施したものであります。

次に、128、129ページの19節負担金補助及び交付金は、歳入の部でも説明しましたが、備考欄 5 行目の森林整備加速化・林業再生事業補助金1,991万7,000円につきましては高機能林業機械の導入に対する補助金であります。

次の行の木造構造施設等整備事業費補助金4,090万2,000円は、社会福祉法人が建設した木造構造施設に対する補助金であります。

最後の行、森林整備・林業等振興施設整備補助金4,987万6,000円は、前年度からの繰越明許事業であり、木質ペレット工場建設に対する国庫補助金で、いずれも町を経由して事業者に交付したものであります。

次に、130、131ページをお願いいたします。6 款 1 項 2 目商工業振興費の19節負担金補助及び交付金の備考欄下から 4 段目の緊急経済対策交付金1,925万円ですが、住宅の新築、修繕、リフォーム等を町内業者に発注した町民の皆様に対し、50万円を上限として商工会を経由し、商品券を

交付したものであります。

次のページ、21節貸付金8,384万4,000円ではありますが、勤労者住宅建設資金貸付預託金として労働金庫に30件分預託したものであります。この内訳ですが、平成23年度当初預託金として、平成14年度から平成22年度までの貸付け28件分、7,704万4,000円と23年度分の新規貸付け分2件の680万円であります。1件当たり原資の2.5倍に当たる1,000万円を限度額として貸付けを行ったものであります。

次に、136、137ページをお願いいたします。3目町民いこいの家管理費の15節工事請負費7,464万2,000円は、休憩室の増築工事等を行ったものが主なものであります。

次に、142、143ページをお開き願います。7款2項2目道路維持費の13節委託料1,031万2,000円の主なものは、備考欄の除雪950万8,000円で、町内71路線の除雪費用であります。

15節工事請負費4,349万9,000円は、町内各地区からの要望事項に対し、道路等維持補修事業と安全施設整備事業27件を実施したのになります。

次ページの3目町道整備事業費の15節工事請負費9,667万3,000円は、町道阿多野大御神線舗装工事ほか9件の道路改良舗装工事等を実施したものであります。

次のページ、7款2項5目防衛施設道路整備事業費の15節工事請負費の3,911万1,000円は、歳入でも御説明しました平成22、23年度の継続事業で実施しました町道文京通り線舗装補修工事の完成払金分であります。

152、153ページをお願いいたします。7款5項1目住宅管理費ではありますが、11節需用費、備考欄最下段にあります修繕料1,495万2,000円は、町営住宅管理に伴い129件の修繕工事を実施したものが主なものであります。

次に、14節使用料及び賃借料1,466万8,000円は、町営住宅12団地、5万2,657.62平方メートルの土地に対する町営住宅用地借上料であります。

その下の15節工事請負費ではありますが、備考欄最下段の住宅解体1,277万3,000円は、町営住宅富士見ヶ丘団地の一部の用途廃止に伴い、鉄筋コンクリート造2階建て2棟16戸の解体工事を実施したものであります。

次に、飛びまして184、185ページをお開き願います。10款1項1目農地農業用施設災害復旧費、11節需用費2,718万4,000円ですが、備考欄3行目にありますように、現年分修繕料で町内35か所にて1,334万2,000円、同じく4行目の繰越明許分修繕料が、町内23か所で1,372万4,000円となっているものが主なものであります。

次に、13節の委託料1億6,324万9,000円ではありますが、藤曲用水の須川頭首工ほか6か所の測量設計業務を委託したものであり、現年分で5か所、883万8,000円、繰越分で2か所、787万5,000円にて実施したものであり、また2行目の農災県委託業務1億4,653万6,000円ですが、平成22年災害で被災した農地79か所、農業用施設8か所の災害復旧工事の積算・発注及び現場監督業務等を、静岡県東部農林事務所に業務委託したものであります。

次に、15節工事請負費9,905万2,000円ではありますが、備考欄1行目の平成23年度災害復旧工事を3か所、また2行目と4行目は平成22年災害で被災した農地・農業用施設災害復旧事業に係る町単独工事として、現年で17件、繰越して6件の復旧工事を実施したものであります。

また、3行目は、平成22年度に査定を受けた補助対象事業の繰越明許分で、大御神地区ため池の復旧工事ほか5件、5,580万9,000円の復旧工事であります。

次に、2目林道施設災害復旧費ですが、次ページの15節工事請負費1億7,423万4,000円ではありますが、備考欄1行目林道施設災害復旧事業現年災分は、平成23年災害で被災した林道角取線復旧工事の前払金で1,113万円、2行目の町単独災害復旧事業は国庫補助対象外の工事15件を3,278万8,000円で実施したものであります。3行目の林道施設災害復旧工事の繰越明許分は、平成22年災害で被災した5路線の繰越工事の精算金で1億3,031万6,000円であります。

続いて、10款2項1目の公共土木施設災害復旧費は、同じく平成22年の台風9号による河川32件、道路28件、橋梁4件等の公共土木施設災害復旧事業費のうち、平成23年に繰越明許を行った事業費と、平成23年に発生した地震災、台風6号、12号、15号災の現年度事業費であります。

13節委託料1億980万4,000円は、災害箇所の測量、設計業務及び緊急業務等であります。

その下の15節工事請負費8億4,151万9,000円は、備考欄の公共土木施設災害復旧事業19件8,532万6,000円と町単独災害復旧事業16件分の1,524万7,000円の現年災分であり、また平成22年台風9号災の公共土木施設災害復旧事業の繰越事業は46件、6億1,142万1,000円と町単独災害復旧事業の57件、1億2,952万5,000円となります。

次ページの19節負担金補助及び交付金の1,488万6,000円は、県が実施します急傾斜地崩壊防止事業、湯船上耕地地区及び藤曲本通の2か所の事業費に対する10%の負担金と、昨年度、静岡県より派遣された技術職員に対する負担金であります。

以上で、経済建設部関係の一般会計決算についての補足説明を終わります。

○議長（真田 勝君） 次に、教育部長 高橋忠幸君。

○教育部長（高橋忠幸君） 教育部関係の補足説明であります。

はじめに、歳入についてであります。

決算書の20、21ページをお願いいたします。中段下の13款2項1目1節児童福祉費負担金の主なものは、備考欄1行目保育所保育料8,477万9,000円であります。平成23年度末では372人の保育園児に係る保育料であります。

次に、24、25ページをお願いいたします。上段の14款1項7目の教育使用料の1節幼稚園使用料2,353万3,000円は幼稚園の授業料で、月額6,100円、月平均322人、延べ3,858人分であります。

そのすぐ下の2節生涯学習センター使用料の備考欄1行目生涯学習施設使用料425万9,000円は、総合文化会館内の施設使用料です。昨年度から体育施設を指定管理したため、体育施設9施設の使用料収入をNPO法人小山町体育協会としたため、793万3,000円の減となっております。

次に、26、27ページをお願いいたします。上段の15款1項2目教育費国庫負担金1億1,791万

7,000円は、須走小学校体育館の改築工事に係るものであります。

続いて、28、29ページをお願いします。中段の6目教育費国庫補助金の2節中学校費補助金の備考欄5行目安全・安心な学校づくり交付金7,288万8,000円は、小山中学校校舎改築事業費に係るものです。

32、33ページをお願いします。中段の16款2項2目3節児童福祉費補助金、備考欄5行目児童厚生施設等整備費補助金1,433万6,000円は、須走小学校放課後児童クラブ建設工事に係るもので、その下の地域子育て創生事業補助金430万6,000円の主なものは、子ども手当システムの改修事業に係るものであります。

次に、34、35ページをお願いいたします。下段、16款2項7目教育費県補助金の1節小学校費補助金450万円及び4節中学校費補助金、備考欄の1行目530万8,000円は、大規模地震対策等総合支援事業費補助金で、北郷小学校北校舎、給食棟及び須走中学校格技棟の耐震事業に係るものであります。

次に、40、41ページをお願いします。下段の18款1項7目1節小学校費寄附金1,379万円の主なものは、須走小学校屋内体育施設の緞帳設置のため、須走彰徳山林会様からいただいた1,200万円であります。

次に、48、49ページをお願いいたします。21款6項1目雑入の2節雑入の備考欄、中ほどにあります文化会館自主事業収入717万4,000円は、金太郎ホール等を会場として16公演を実施した事業収入で、延べ入場者数は5,413人、集客率は77%となっております。

次に、歳出についてであります。

100、101ページからになります。3款3項2目子ども手当費をお願いします。主なものは、次のページの20節扶助費2億8,643万1,000円で、対象人数は月平均で1,924人、年間合計延べ2万3,073人分の支給となっております。

次に、同じ102、103ページの3款3項3目保育園費は3億3,252万7,000円で、幼稚園4園に係る人件費、施設の維持管理費であります。

次に、104、105ページからの3款3項4目子育て支援事業費をお願いします。子育て支援センター及び放課後児童クラブに係る経費が主なものであります。このうち、次のページの中段15節工事請負費3,139万5,000円は、須走小学校放課後児童クラブの施設建設費であります。

次に、160、161ページをお願いします。9款教育費になります。下段の2目事務局費1億297万9,000円の主なものは、教育長を含めた職員12人分の人件費です。このうち、7節賃金の備考欄2行目授業アドバイザー賃金130万4,000円は、緊急雇用創出事業により配置した授業アドバイザーの賃金1人分であります。

次に、162、163ページをお願いします。2項小学校費1目学校管理費6億5,649万2,000円は、小学校5校の管理運営に要した経費であります。

下段の7節賃金の備考欄4行目非常勤講師賃金708万9,000円は、小学校低学年のクラスの円滑

な集団生活や学習指導のため7人の支援員を配置したものです。その下の特別支援員賃金790万6,000円は、学習や生活面で特別な教育的支援を必要とする児童に対し、個々に応じた細やかな指導のため8人の支援員を配置したものです。また、一番下の図書室支援事務員賃金90万8,000円は、緊急雇用創出事業により配置した図書室支援事務員の賃金1人分であります。

次のページ、164、165ページの中段13節委託料の備考欄の下から3行目建築工事設計監理等1,386万円は、須走小学校屋内体育施設建設工事の監理業務が主なものであります。また、その2行下の耐震補強計画策定724万5,000円は、北郷小学校北校舎及び給食棟の耐震補強計画を策定したものであります。

次に、15節工事請負費の4億7,940万5,000円は、須走小学校屋内体育施設建設工事が主なものであります。

次に、166、167ページからの3項中学校費の1目学校管理費1億6,288万9,000円は、中学校3校の管理運営に係るものです。

次ページ、168、169ページ上段の7節賃金の備考欄図書室支援事務員賃金84万4,000円は、小学校費でも説明いたしました緊急雇用創出事業により配置した図書室支援事務員の賃金1人分であります。

13節委託料の備考欄の下から2行目の耐震補強計画策定231万円は、須走中学校格技棟の耐震補強計画を策定したものであります。

次に、15節工事請負費5,951万4,000円は、北郷中学校外構工事が主なものであります。

次のページ、170、171ページ下段、3目小山中学校改築事業費2億4,501万円は、平成21年度から24年度までの4か年の継続事業で進めています改築・耐震補強事業であります。この中で、次のページ15節工事請負費2億1,363万3,000円は、南校舎の耐震補強改修工事費が主なものとなっております。

同じ172、173ページの中段になります9款4項1目幼稚園費1億5,593万9,000円は、幼稚園4園の管理運営に係るものです。このうち、次のページ上段の17節公有財産購入費1,927万6,000円は、北郷幼稚園の用地565.29平方メートルの購入費であります。

同じ174、175ページの中段からの9款5項1目社会教育総務費7,952万3,000円は、社会教育委員ほか各種委員の報酬、職員の人件費が主なものとなっております。

その他、次のページ、176、177ページの中段、13節委託料の備考欄古文書解読者育成事業1,731万3,000円は、国の緊急雇用創出事業により、歴史資料を適正に保存し、後世に継承するための人材の育成のため、小山町史編さん時に収集した古文書や富士紡績から寄贈された同社創業以来の貴重な資料のデジタル化及び整理を行ったものであります。

同じ176、177ページ下段、9款5項2目生涯学習推進費267万円の主なものは、次ページになりますが、8節報償費の謝礼等90万1,000円で、家庭教育学級やふるさと学級、町民講座、趣味教室、生涯学習フェスティバルに要した奨励金や講師等の謝礼が主なものであります。

その下の３目図書館費2,313万4,000円は、図書館の管理・運営に係る経費であります。18節備品購入費の備考欄１行目図書245万2,000円と３行目図書（繰越明許）199万円は、一般図書、児童図書等2,249冊を購入したもので、平成23年度末の蔵書数は10万5,596冊となりました。年度中の図書館利用者は2万5,490人、貸し出し数は6万5,423冊でありました。

次に、180ページ、181ページの４目生涯学習センター管理費１億3,255万8,000円は、総合文化会館の維持管理に係る経費であります。主なものは、中段の13節委託料の備考欄、生涯学習センター保守等3,544万円で、文化会館、総合体育館の清掃業務、金太郎ホールの舞台設備操作業務、空調設備保守点検等21件の委託業務であります。

同じく委託料の備考欄一番下の体育施設指定管理料3,147万3,000円は、平成23年度からの体育施設の指定管理に伴うものです。

次に182、183ページをお願いします。上段の６目自主文化事業費1,211万8,000円は、総合文化会館、金太郎ホール等での自主事業公演に要した経費であります。主なものは、13節委託料943万8,000円で、昨年度から812万6,000円減額となりましたが、町内小中学校の児童生徒の芸術鑑賞会、ドラムストラック公演、和芸の祭典等、町民参加型の共催による公演を取り入れるなど、16公演を実施することができました。

その下の６項１目保健体育総務費977万5,000円は、社会体育の推進に要した経費であります。

13節委託料の備考欄、スポーツインストラクター育成事業309万9,000円は、平成22年度に引き続き、緊急雇用創出事業で行ったものであります。

以上で、教育部関係の説明を終わります。

○議長（真田 勝君） 次に、補足説明がない認定第６号 土地取得特別会計を除いた特別会計及び企業会計の補足説明を求めます。

なお、補足説明は、各部長の所管の会計順に行います。

それでは、はじめに、認定第２号 国民健康保険特別会計、認定第４号 後期高齢者医療特別会計、認定第７号 介護保険特別会計の３件について補足説明を求めます。住民福祉部長 土屋礼二君。

○住民福祉部長（土屋礼二君） 住民福祉部関係の特別会計３会計について、順次説明を行います。

はじめに、認定第２号 平成23年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明を行います。決算書につきましては193ページからになります。

最初に、本特別会計の事業概要について御説明いたします。

国民健康保険の加入者状況は、年間平均で2,790世帯、被保険者は4,843人で、町人口に対して23.8%の加入率であります。このうち、一般被保険者は4,403人で、前年度より58人減少し、退職被保険者は440人で19人の増加となっております。

平成23年度の医療費諸率に基づく医科の入院、入院外及び歯科等の医療費のうち、本町の１人当たりの医療費は、一般被保険者が27万6,000円で県下25位、退職被保険者が27万5,000円で、県

下33位となっています。

医療費の適正化対策等については、平成20年度から始まり、本年度5年目となります、保険者ごとに実施する特定健康診査・特定保健指導に重点を置き、脳卒中や心臓病などの生活習慣病を引き起こす原因となるメタボリックシンドロームの該当者や、その予備群となる人を特定健康診査で早期発見し、予防・改善に向けて積極的に特定保健指導を推進しております。

本町の特定健康診査の受診率は、平成24年5月末時点での速報値ですが53.7%、県平均は30.7%で、特定保健指導の実施率は48.2%、県平均は28.5%でありますので、県平均よりかなり高い数値を示しております。

次に、歳入歳出決算の内容について御説明いたします。

194、195ページをお願いします。歳入総額は収入済額欄の下段欄の18億3,214万6,000円、歳出総額は196、197ページの支出済額欄の16億9,458万3,000円で、差し引き残高は1億3,756万3,000円であります。

歳入の主なものを御説明いたします。

200、201ページをお願いします。1款国民健康保険税は4億3,424万4,000円で、歳入全体の23.7%、次のページの下段、4款国庫支出金は3億6,723万5,000円で20.0%、次のページの下段、5款の退職者医療制度に係る療養給付費等交付金は1億506万4,000円で5.7%、次のページの6款前期高齢者交付金は、65歳から74歳までの前期高齢者に係る財政調整で4億233万8,000円で22.0%となっています。

次のページの下段、10款1項1目一般会計繰入金は8,286万2,000円で4.5%となっています。

また、平成23年度国民健康保険税の現年度収納率は、94.49%となっています。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

220、221ページをお願いいたします。2款保険給付費は11億1,732万2,000円で、歳出全体の65.9%、224、225ページの3款後期高齢者支援金等は2億1,474万7,000円、12.7%で、2款と3款を合わせますと、歳出全体の78.6%となっています。

次に、234ページをお願いします。区分5の実質収支額1億3,756万3,000円は、前年度に比べ1億3,535万5,000円の減額となっています。前年度に比較し、大幅な減額となっている理由としては、平成22年度に年度中途の医療費の推移から予算に不足を生じる見込みとなり、補正予算を組んだ上で基金繰入れをしたところ、その後の医療費が伸びず、結果として実質収支額が多額となったためであります。

本来、この金額から区分6の基金繰入額として保険給付費等基金へ積み立てるところですが、今回は基金への積立てをせず、実質収支額を全額を翌年度繰越金として平成24年度国民健康保険事業への財源に充てるものとなりました。

なお、平成24年5月末現在の保険給付費等基金の積立額は3億5,818万5,000円となっています。

以上で、国民健康保険特別会計決算の説明を終わります。

続きまして、認定第4号 平成23年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明を行います。決算書につきましては、248、249ページをお願いします。

本会計における歳入総額は、収入済額欄の1億7,834万8,000円、歳出総額は、次のページの支出済額欄の1億7,508万7,000円で、その差し引き額は次のページの326万1,000円で、これが剰余金となります。なお、この制度の被保険者数は平成24年3月末現在で2,579人であります。

歳入の主なものは、254、255ページの1款後期高齢者医療保険料1億5,595万7,000円は、年金からの天引きによる特別徴収保険料1億1,726万6,000円と、現金、口座振替で納める普通徴収保険料3,869万1,000円の保険料であります。なお、収納率は現年度分で99.3%となっています。

2款繰入金2,163万8,000円は、低所得者等に対する保険料軽減分で、一般会計からの繰入金であります。

次に、歳出の主なものは、258、259ページの1款後期高齢者医療広域連合納付金1億7,483万3,000円は、歳入で受け入れた額を静岡県後期高齢者医療広域連合へ納付したものであります。

以上で、後期高齢者医療特別会計決算の説明を終わります。

最後に、認定第7号 平成23年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算の説明を行います。ページは290ページからになります。

まず、本会計の概要から御説明いたします。

平成23年度末における認定者等の状況でございますが、第1号被保険者となる65歳以上の方は4,754人で、町人口の23.3%となっています。支援または要介護の認定を受けている方は730人、そのうち65歳未満で特定疾病により介護認定を受けている方は22人でございます。65歳以上の人口に対する認定者数の割合は14.9%であります。

認定された方のうち、介護サービスを使っている方は、平成24年3月分の状況で計613人、前年度と比較して28人の増で、認定者の84.0%に当たります。

介護保険の歳出総額は293ページの下段の支出済額欄13億4,444万9,000円で、前年度に比べて7,278万4,000円、5.7%の増となっています。

それでは、決算書に基づき御説明いたします。はじめに、歳入から御説明いたします。

296、297ページをお願いします。1款1項1目第1号被保険者保険料2億3,820万4,000円は、年度途中での死亡、転出者を含めた延べ5,184人分で、1節の現年度分特別徴収保険料は年金から徴収をしている方で4,536人分、2節の現年度分普通徴収保険料は現金納付や口座振替による人で648人分であります。

3款1項1目介護給付費負担金の1節現年度分2億2,094万9,000円は、保険給付費に対する国の負担金で、施設分15%と在宅その他分の20%分であります。

次のページの4款1項1目介護給付費交付金の1節現年度分3億8,089万6,000円は、40歳から65歳までの第2号被保険者保険料分で、保険給付費の30%相当分に対する社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。

次に、300、301ページをお願いします。7款1項一般会計繰入金2億216万1,000円は、1目の介護給付費に対する12.5%分の町からの繰入金1億5,282万8,000円と、4目の人件費、認定審査会のほか介護保険事務に要する費用としての繰入金4,436万5,000円が主なものであります。

その下の2項基金繰入金2,093万5,000円は、次のページの1目介護給付費準備基金繰入金2,000万円が主なもので、平成23年度末での準備基金の現在高は2,366万7,000円となっています。

次に、歳出について御説明いたします。

306、307ページをお願いします。下段にあります1款3項1目介護認定審査会費、19節負担金補助及び交付金259万9,000円は、御殿場市と共同で設置しています介護認定審査会費で、開催日数が133日、審査総件数3,083件に対する総費用額1,106万3,000円の小山町分737件、23.5%分の件数割りでの負担金であります。

次のページの2款保険給付費12億6,677万4,000円は、前年度比6.7%の増であります。

このうち、1項1目居宅介護サービス給付費4億5,192万4,000円は、前年度に比べ5.2%の増であり、受給者は2人増の392人で、2つ下の3目地域密着型介護サービス給付費1億2,307万円は、前年度比69.9%増で、受給者は24人増の52人であります。

また、下段の5目施設介護サービス給付費5億5,933万8,000円は、前年度比1.8%の減で、受給者につきましては2人増の169人であります。

平成23年度中に何らかの介護サービスを利用している方は、只今申し上げました居宅、地域密着型、施設サービス受給者の合計613人であり、前年度比28人の増で、居宅サービス者の主な利用サービスは、訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護等でありました。

次に、316、317ページをお願いします。下段の4款1項介護予防事業費551万1,000円は、介護予防事業の通所型介護予防教室に係る経費が主なものであります。

次のページの中段の2項包括的支援及び任意事業費2,065万6,000円は、地域包括支援センターの運営に係る経費や家族介護用品支給事業が主なものであります。

以上で、介護保険特別会計の決算の説明を終わります。

○議長（真田 勝君） それでは、ここで10分間休憩いたします。

午後3時14分 休憩

午後3時26分 再開

○議長（真田 勝君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、認定第5号 下水道事業特別会計、議案第53号 小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定の2件についての補足説明を求めます。経済建設部長 後藤栄一君。

○経済建設部長（後藤栄一君） 認定第5号 平成23年度小山町下水道事業特別会計決算の補足説明を行います。

決算書の261ページからが小山町下水道事業特別会計となっております。

はじめに、歳入関係の主なものについて御説明いたします。

268、269ページをお願いいたします。事項別明細書をお開き願います。1款1項1目下水道使用料の1節下水道使用料及び手数料の主なものは、備考欄上段の下水道使用料7,440万7,000円でありまして、陸上自衛隊富士学校を含む1期当たり平均1,530件の合計6期分と、転居精算294件分の下水道使用料であります。対前年度比2.1%の減であり、その収納率は97.6%となっております。

次に、その下、2節下水道使用料滞納繰越分の不納欠損額62万2,000円ではありますが、平成18年度分の使用料で、転居・転出先不明者等により収納困難なものについて、地方自治法の規定に基づき欠損処分としたものであります。

同じく2款1項1目1節一般会計繰入金9,586万1,000円は、一般会計からの繰入金であります。

4款1項1目1節の繰越金262万6,000円は、前年度からの繰越金であります。

次に、歳出について御説明いたします。

272、273ページをお願いいたします。1款1項1目下水道総務費の11節需用費1,428万5,000円の主なものは、備考欄3行目の光熱水費778万7,000円で、須走浄化センターの電気料、水道料及びマンホールポンプ15か所分の電気料に要した経費と、その下の修繕料400万円は、浄化センター電気設備の修繕及び耐用年数に基づいたマンホールポンプの交換等に要したものであります。

次に、13節委託料4,299万7,000円ではありますが、須走浄化センターの運転及び施設の維持管理のための業務委託料等で、備考欄に掲げてあります11業務について委託したものであります。

275ページをお願いいたします。次に、2款1項公債費、1目元金の23節償還金利子及び割引料6,277万5,000円ではありますが、須走浄化センターの建設及び管渠工事に伴う平成6年度から平成15年度までの起債元金を償還計画に基づいて償還したものであります。

その下の2目利子の、23節償還金利子及び割引料2,693万円は、平成6年度から平成15年度までの起債に対する利子でございます。

以上で、下水道事業特別会計決算の補足説明を終わります。

続きまして、議案第53号 水道事業会計利益の処分及び決算の補足説明を行います。

水道事業会計決算書は別冊となっておりますので、よろしくお願いいたします。

はじめに3ページをお願いいたします。まず議案名についてですが、地方公営企業法の一部が平成23年5月に改正、平成24年4月1日から施行されたことにより、剰余金の処分は条例の制定による処分または議会の議決を経て行うこととなったことから、同法第32条第2項の規定に基づき、平成23年度小山町水道事業会計決算に伴う剰余金を、12ページにあります剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて同法第30条第4項の規定に基づき、水道事業会計の決算の認定に付するものであります。

決算書4ページ、5ページをお開きください。平成23年度決算報告について御説明いたします。なお、消費税込みの金額となりますので、御了承願います。

はじめに、収益的収入及び支出であります、収入から説明いたしますが、金額については1,000円未満を省略して説明を行いますので、御了承願います。

第1款水道事業収益は、決算額2億1,067万2,000円、予算対比99.7%で、前年度より647万4,000円の減額となっております。

第1項営業収益の決算額2億996万6,000円は、水道料金・水道加入分担金が主なものであります。前年度より596万2,000円の減額となっております。主な要因は、水道加入分担金が384万8,000円減少したことによるものであります。

第2項営業外収益の決算額70万5,000円は、預金利息及び雑収益収入によるものであります。続きまして、支出について説明をいたします。

第1款水道事業費用は、決算額1億9,273万3,000円、予算対比96.7%、前年度より504万1,000円の減額となっております。この主な要因は、電気料の値上げによる動力費が200万3,000円、減価償却費が444万5,000円増額となった一方で、職員1名を正職員から臨時職員としたことによる人件費544万8,000円、給水管漏水等の修繕費が280万5,000円、固定資産除却費が213万9,000円減額となったことによるものでございます。

なお、配水管の劣化による漏水により、新柴配水池の水位が低水位となり、桑木・新柴地区の水道が断水となる危険性が生じたため、近隣の4市2町で締結しております水道災害相互応援に関する協定書並びに御殿場市と締結しております水道災害相互応援実施に関する覚書に基づき、平成23年8月12日から平成24年1月20日までの間、御殿場市から約5,560立方メートルの応援給水を受け、受水費として61万7,000円を支出いたしました。

次に、第1項営業費用は、決算額1億8,526万7,000円、事業運営、施設の維持管理及び減価償却費等であり、予算対比97.1%、前年度より404万7,000円の減額となっております。

第2項営業外費用の決算額746万6,000円は、企業債利息・雑支出が主なもので、予算対比98.6%、前年度より99万4,000円の減額となっております。主な要因は企業債利息の減によるものでございます。

次に、6ページ、7ページをお願いいたします。第1款資本的収入は、決算額1億5,336万8,000円で、予算対比93.9%であり、前年度より6,308万7,000円の増額となっております。

第1項企業債の決算額は1,000万円で、前年度より200万円の増額となっております。これは、県道沼津小山線配水管布設工事に対する借り入れであります。

第3項国庫補助金の決算額は1億4,336万8,000円で、予算対比93.5%、前年度より7,055万4,000円の増額となっております。なお、補助事業は、棚頭第2配水池築造工事、県道沼津小山線配水管布設工事に対する防衛省からの補助金と、平成22年度の台風9号により被害を受けました町道1001号線及び1059号線の災害復旧工事に対する厚生労働省からの補助金であります。

次に、支出であります。

第1款資本的支出の決算額は3億2,910万円で、予算対比81.9%、前年度より8,074万1,000円の

増額となりました。

第1項建設改良費の決算額は3億1,868万2,000円で、予算対比81.4%、前年度より7,958万1,000円の増額となっております。主な要因は、平成22、23年度の継続事業として施行しておりました棚頭第2配水池築造工事に係る継続費の年割額により、工事が本格化したことによるものであります。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億7,573万2,000円につきましては、下の欄外に記載しましたように、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補てんをいたしました。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。8ページの水道事業損益計算書についてであります。下段の当年度未処分利益剰余金であります。1,109万9,000円となり、前年度比83%、226万9,000円の減収となっております。この要因は、決算書4ページ、5ページでも説明しましたが、人件費等の営業費用が減額となり、また、それ以上に営業収益も減額となったことによるものであります。

次に、9ページの水道事業剰余金計算書であります。利益剰余金の部の1減債積立金、3建設改良積立金は、前年度の決算に伴い繰り入れしたもので、積立金の合計額は3億7,672万円となっております。

次に、12ページをお願いいたします。水道事業剰余金処分計算書（案）について御説明いたします。1の当年度未処分利益剰余金であります。当年度純利益1,109万9,000円について、公営企業法の規定に基づき、①の減債積立金、③の建設改良積立金に積み立てる処分について、議決をお願いするものであります。

次に、13ページをお願いいたします。水道事業貸借対照表ですが、これは、企業の財政状況を表すものであります。

まず、資産の部であります。1の固定資産合計は、中段にありますように43億7,351万円で、前年度比5.2%、2億1,509万7,000円の増額となっております。これは、施設用地、配水池の築造、配水管布設設備、ポンプ設備等による資産の増によるものであります。

次に、下から7行目、流動資産の合計は5億9,846万2,000円で、前年度比3.4%、1,944万3,000円の増額となっております。この内容は、先ほど資本的収入でも説明しましたが、棚頭第2配水池築造工事に対する防衛省からの国庫補助金が増額となったことによるものが主なものであります。

次に、負債の部であります。下から2行目、流動負債合計は2億1,074万4,000円で、前年度より8,067万7,000円の増額となっています。この内容は、会計閉鎖期日である3月31日現在の未払金であり、工事請負・業務委託の完了が年度末になっていることによるものであります。

次に、14ページの資本の部であります。5の剰余金のうち、(2)の利益剰余金は、減債積立金、利益積立金、建設改良積立金と、それに当年度未処分利益剰余金を合計しました利益剰余金合計

は3億8,781万9,000円となっております。この額が当年度以降の資本的収支不足額の補てん財源となります。

なお、15ページからは水道事業の報告書、収入及び支出の詳細につきましては、23ページからの小山町水道事業会計決算付属明細書に記載してありますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、水道事業会計決算等の補足説明を終わります。

○議長（真田 勝君） 次に、認定第3号 育英奨学資金特別会計について補足説明を求めます。
教育部長 高橋忠幸君。

○教育部長（高橋忠幸君） 認定第3号 平成23年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算についての補足説明であります。

決算書では、235ページからになりますが、はじめに246ページの実質収支に関する調書からお願いします。歳入総額は327万円、歳出総額は299万3,000円で、その差し引き額27万7,000円は剰余金として翌年度へ繰り越したものであります。

次に、歳入について御説明します。

ページを戻っていただき、242、243ページをお願いします。ページ中段の3款基金繰入金50万円は、貸付けに当たり、育英奨学資金貸付基金からの繰入金であります。

次に、ページ下段の5款諸収入、2項貸付元金収入の258万8,000円は、貸付元金償還金8人分であります。

次に、歳出についてであります。

244、245ページをお願いします。1款貸付事業費298万8,000円は、大学生7人、専門学校生1人、高校生2人に貸し付けたものであります。

なお、育英奨学資金貸付基金の年度末の総額は、1,197万892円となっています。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 以上で、補足説明は終わりました。

次に、監査委員から決算審査意見を求めます。監査委員 池谷 浩君。

○監査委員（池谷 浩君） ただいまより、平成24年8月17日付、小監第19号にて小山町長に提出いたしました平成23年度小山町各会計歳入歳出決算、基金運用状況及び水道事業会計決算、財政健全化判断比率等の審査意見書の要点について御報告申し上げます。

なお、審査の結果は、阿部監査委員と同意見でございますので、私が代表して御報告いたします。

審査は7月4日より8月7日まで、会計管理者及び関係部課長、関係職員の出席を求め、公平普遍の姿勢で実施いたしました。

審査の方針は例年どおり、決算の計数は正確であるか、予算の執行は適正かつ効率的に行われたか、会計経理事務は関係法規に適合して処理されているか、財政は健全に運営されているか、財産管理は適正であるか等に重点を置き、慎重に審査を実施いたしました。

それでは、審査の結果を報告いたします。

最初に、一般会計及び特別会計を一括して申し上げます。

審査に付された各会計歳入歳出決算書等の様式は、関係法令の規定に沿って作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

次に、予算の執行状況、財政の運営及び財産の管理状況について、予算は議決の趣旨に沿っておおむね適正に執行されており、翌年度へ繰り越された事業を除き、所期の目的を達成しているものと認められました。

町税の収入未済については、財源確保及び負担の公平から、さらなる解消に努めていただきたいと思います。

一時借入れは災害復旧費用として利用されましたが、慎重な運用をお願いいたします。

次に、会計経理事務について、毎月の例月出納検査を参考に審査を実施し、おおむね適正に処理されていると認められました。

財政運営について、おおむね所期の目的に沿って成果を挙げているものと認められました。

平成23年度の決算の内容でございます。お手元の審査意見書4ページからの決算収支額を御覧ください。

一般会計の実質収支は7,259万円、特別会計1億7,891万円、合わせて2億5,150万円の黒字でございます。一時借入れ残高はありません。

決算の概要は、3ページから6ページに記載してございます。6ページの平成23年度一般会計の決算収支状況を御覧ください。繰り越す財源より、前年度実質収支額を調整、財政調整基金積立金、財政調整基金取崩額を考慮した結果、実質単年度収支額は1億5,656万円の赤字となっております。

次に、歳入の構成、歳出の構成について、7ページから9ページにかけて記載してございます。

歳入の構成では、自主財源では前年度より8億4,651万円減少しております。これは、災害の寄付金の減少が主なものでございます。依存財源の減少7億5,696万円は、町債の減少が主なものでございます。

歳出の構成では、人件費、扶助費等の義務的経費は大きな差はございませんでしたが、投資的経費の普通建設事業費は大きく減少しました。代わりに災害復旧事業費が増加いたしました。

次に、財政力指数でございます。平成23年度は0.934となり、普通交付税の交付団体となっております。財政力の動向、財政構造の弾力性を示す各指数について、10ページの表に記載してございます。

11ページは、町債及び債務負担の状況を記載いたしました。平成23年度末、町債残高は94億2,633万円で、平成23年度中は償還元金8億5,508万円に対し、起債は7億9,789万円に、5,719万円減少いたしました。

また、5ページに収入未済額、不納欠損額について記載いたしました。町民の皆様に負担を

お願いしている中で、公平を期するため、収入未済状況及び不納欠損について、各担当者よりその対応を確認いたしました。今後においては、時効期限までに計画的継続的な収納措置を、各課横断的に図られるよう要望いたします。

一般会計の詳細資料を15ページから40ページ、特別会計の詳細資料は43ページから49ページに記載してございます。

各会計の実質収支は53ページのとおり、黒字でございます。

財産の状況は54ページに記載してございます。基金の積み立ては2億7,640万円であり、おおむね適正に管理されていると認められました。なお、未利用財産の適切な管理、処分を更に進めることをお願いいたします。

次に、地方自治法第241条第5項の規定により、審査に付されました小山町土地開発基金運用状況でございます。57、58ページを御覧ください。審査の結果、係数には誤りがなく、基金の運用はおおむね条例の趣旨に従って執行されているものと認められました。

地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、審査に付された小山町水道事業会計決算について、審査の意見を申し上げます。審査は7月17日、関係部課長と関係職員の出席を求め、また、例月出納検査の結果を参考に、慎重に審査を行いました。決算審査の結果、水道事業の経営は地方公営企業法の基本原則の趣旨に従って行われ、決算報告書及び財務諸表は地方公営企業法施行令の会計の原則に準拠して作成されており、事業の経営成績と財政状況が適正に表示されておりました。また、その数値は、正確であると認められます。

46年ぶりに地方公営企業会計制度が大幅に改正されましたが、改正後の公営企業会計制度は、単に適用される会計基準の変更にとどまらない、地方公営企業の経営そのものに大きな変革をもたらすものと考えております。財務諸表の姿が変化することにより、経営実態がこれまで以上に明らかになりますので、中長期経営計画の見直し、料金改定、組織形態の見直しなどが必要となることも考えられます。

例月出納検査で指摘しております、水道料金の未収額が、増えております。引き続き、滞納額削減に努力をお願いいたします。また、未払金のうち、預かり金の未処理が増えております。これら還付金の未払いは不当利得となりますので、長期滞留させずに早期返還を図ることを要望いたします。

次に、平成23年度小山町財政健全化判断比率等の審査意見について御報告申し上げます。審査は7月25日に関係部課長と関係職員の出席を求めて、各比率の算出のための法令に基づいて資料が集められ、その算定資料に不足がないのか、算定過程に誤りがないか、算出結果に客観的妥当性が認められるか等について、平成23年度決算並びに決算統計資料等を照合して、慎重に審査いたしました。審査の結果、各比率ともに法令に準拠して算出されており、その数値は正確であると認められました。

しかし、この比率は、あくまでも財政の不健全な状態を示す目安に過ぎません。従来から、財

政運営を行う上で用いる経常収支比率などの判断指標を含めまして、早期健全化基準等に近づかないように財政運営を心がけることを要望いたします。

以上、平成23年度小山町各会計歳入歳出決算及び基金運用状況、水道事業会計決算並びに財政健全化判断比率等の審査意見書の要点について報告をいたしました。

報告を終わります。

○議長（真田 勝君） これで、監査報告を終わります。

お諮りします。ただいま、町長から議案第54号 控訴の提起についての1件が、また議会から発議第4号 東富士演習場からの土砂流出に係る恒久的な対策を求める意見書の1件、合計2件の追加議案が提出されました。

発議1件は、所定の賛成者がありますので、成立しました。

これらを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、町長提出の議案第54号の1件及び議会提出の発議第4号の1件の、計2議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。議案を配付いたします。

（追加議案配付）

追加日程第1 町長提案説明

○議長（真田 勝君） 追加日程第1 町長提案説明を議題とします。

町長から、議案第54号について提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 追加提案いたしましたのは、議案第54号 控訴の提起についてであります。

本案は、町が設置・管理している観光案内看板を損壊させられたことによる損害賠償請求事件に係る第一審判決に対し、控訴を提起しようとするものであり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、追加提案いたしました1議案につきましての提案説明を終わります。

後ほど関係部長から補足説明をいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上であります。

追加日程第2 議案第54号 控訴の提起について

○議長（真田 勝君） 追加日程第2 議案第54号 控訴の提起についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 後藤栄一君。

○経済建設部長（後藤栄一君） 議案第54号 控訴の提起についてであります。

本案は、町が設置し、商工観光課で管理している観光案内看板を損壊させられたことによる損害賠償請求事件に係る第一審判決に対し、控訴を提起しようとするものであります。

本件は、平成24年1月12日、沼津簡易裁判所において観光案内看板補修代6万3,000円、弁護士費用3万円の合計9万3,000円を町の損害として訴状を提出したものであります。

平成24年3月7日、第1回口頭弁論、同年5月9日、話し合いによる和解の試み、同年6月27日、第2回口頭弁論等を経て、同年8月8日に判決の言い渡しがあったものであります。

判決の内容は、被告の行動が社会的に容認されない行為であり、違法性が阻却されないことは明らかであるとしながらも、町の請求するものがすべて認められたわけではなく、不本意な結果でありました。

本件は、故意、確信犯であって、過失犯のように損害の公平な分担という考え方はなく、将来同様な非違行為に対処するに当たって、著しい禍根を残すことになるため、控訴の提起をするものであります。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（高畑博行君） この件に関しては、非常に長引いていて、どの町民に聞いても小山町の恥ずかしいことであると。被告が今回上告し、更に裁判を続ける意思があるようですけれども、私はできることなら、いつまでもこの件は引きずらないで、被告本人も控訴を棄却して和解に落ちつくべきではないのかなというふうな考えがございます。その点で、今部長の方から詳細の理由を示して控訴のお話があったわけですが、お互い、やっぱり歩み寄って和解をして、落としどころを探す方が良いのではないかなと思うわけですが、その点のお考え、お聞きしたいと思います。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○経済建設部長（後藤栄一君） 高畑議員の御質問の方にお答えをさせていただきます。

この訴訟問題につきましては、町のちょっと恥ずかしい部分であると、お互いに歩み寄れないかというような御指摘でございます。町といたしましては、この和解による試みが、今年の5月にあったわけですが、相手方の岩田 泉さんとの話し合いの中で、一応岩田さんの方に、ぜひもう今後、こういうことをしないでほしいと、そういうような一文を書いてくれないかということを町の方から申し上げたわけですが、がんとして 泉さんは聞かなかったと。

要は、これは聞かないということは、同様な非違行為といいますか、違法性のある行為を今後もと続けるよということを本人がおっしゃってられるものですから、どうしても町の方としても、このままにしておくわけにはいかないということが、一番の大きなところでございます。何にいたしましても、岩田さん自身が、今後こういう行為を続けていくということをおっしゃってられる以上、町としても、それについて許すというわけには、なかなかまいらんということが、この大前提にあります。

そういうようなことの中から、この控訴の提起に踏み切ったということが、今回の現状でござ

います。その点を御理解いただきますようお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） ほかに質疑はございますか。

○10番（池谷洋子君） 私もちっと高畑議員と類似しているところがあるんですけども、本当に全協で判決の内容、またその金額を見させていただきました。町もこの判決の内容、また金額を見て、本当に反省するところがあると思います。でも、だからといって被告の実力行使した、この行為は絶対に許されないと思います。

私は、何とか双方の被告の人脈のある方、もちろん町の方もそうなんですけど、双方の人脈のある方に入っていて、何とか話し合いによる解決ができないものか、このまま本当に長期間にわたって裁判をしていくことが、小山町にとってどうなのか。とことんやっていくのか、裁判で最終判断が出るまで、本当にやっていくという、今、部長のいろいろな思いとか、部長の決意といたしますか、いろんな思いはあると思いますけれども、もう一度、何とか双方の人脈のある人に入っていて、被告にもわかっていただくことができないのか、もう一度伺わせてください。

以上です。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○経済建設部長（後藤栄一君） 今、池谷議員の方から、何とか話し合いを持てないのかというようなご発言でございます。町といたしましては、岩田氏に対し、何でもかんでも今後ずっとやっていくよというような考え方は、本来であれば持ってございません。

岩田氏自身が、今後そういう非違行為に出ないということのお約束をいただければ、そういう話し合いの場にも対応していきたいと考えてございます。ただ、今現在が、岩田氏の方で8月22日に弁護士を通じて静岡地方裁判所の方へ控訴の手続きをとったという状況でございます。そんなようなことの中から、岩田氏自身がそういうお考えはないということは、町の方で今現在判断されております。

控訴の事実、ちょうど1週間ほど前の話ですけども、控訴の態度をとってられるものですから、そういうことの中から、ちょっとこの話し合いについては難しいのではないかと、私は考えてございます。

そんなようなことの中から、控訴の議会の議決を求めるということで、今回提案をさせていただきましたものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） ほかに質疑はございますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第54号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛 成 者 起 立)

○議長(真田 勝君) 起立多数です。したがって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第3 発議第4号 東富士演習場からの土砂流出に係る恒久的な対策を求める意見書

○議長(真田 勝君) 追加日程第3 発議第4号 東富士演習場からの土砂流出に係る恒久的な対策を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。7番 米山千晴君。

○7番(米山千晴君) ただいま議題となりました発議第4号 東富士演習場からの土砂流出に係る恒久的な対策を求める意見書の提出について、提出者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

今回、提案の意見書につきましては、小山町災害復旧対策特別委員会で意見書採択の要望が出され、議会運営委員会にて総務建設委員会へ付託されましたので、本日開催の委員会で慎重審議、協議され、本議会に提案することに全員の可決を得たものであります。

内容は、基本射場跡地宿営地等から流出する雨水・土砂等による被災発生防止のための恒久的な対策を講じてほしいことが、主な内容であります。

それでは、以下、意見書の朗読により、提案理由の説明とさせていただきますので、お手元の議案を御覧ください。

意見書第3号 東富士演習場からの土砂流出に係る恒久的な対策を求める意見書

地方自治法第99条の規定により、別紙意見書を提出する。

平成24年8月28日 提出

提出者 米山千晴

賛成者 阿部 司、湯山鉄夫、梶 繁美、込山恒広

東富士演習場からの土砂流出に係る恒久的な対策を求める意見書

東富士演習場からの土砂流出については、これまで、国の責任で対応している。

さて、基本射場跡地宿営地等から流出した雨水・土砂等により、須走多目的グラウンド等の被災や道の駅の営業等への影響が発生している状況にある。

特に、平成22年4月の大雨、翌年9月の台風15号では、宿営地からの土砂の流出事故として、須走多目的グラウンドに隣接する道の駅「すばしり」へ土砂が流入し、道の駅の営業に影響を来したことなど、甚大な被害が発生している。

また、平成24年6月19日の台風4号の影響による降雨を受け、宿営地から雨水、土砂等が流出

し、須走多目的グラウンド施設に甚大な被害が発生している。さらに、この雨水については、国道138号を経て、一般民家へと流出する事態に至っている状況である。

いずれも、応急的な対応は陸上自衛隊富士学校が実施しているが、昨今の異常気象の発生状況を考慮すると、恒久的な対策が急務である。

については、速やかに、東富士演習場からの土砂の流出事故について、恒久的な防災対策工事を実施されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年8月28日

静岡県駿東郡小山町議会

以上のとおり、本意見書を富士学校長、南関東防衛局長及び防衛省地方協力局長に提出するものであります。

よろしく御審議のほど、御承認を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（真田 勝君） 提出者の説明は終わりました。

これから質疑を行います。提出者の説明に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

米山千晴君提出の発議第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、関係行政庁に提出します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、9月4日火曜日 午前10時開議。

認定第1号から認定第7号までの平成23年度会計決算7件と議案第53号 平成23年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定1件の計8件を一括議題とし、質疑を行います。

本日はこれで散会します。

午後4時18分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 真 田 勝

署 名 議 員 池 谷 洋 子

署 名 議 員 込 山 恒 広

平成24年第5回小山町議会9月定例会会議録

平成24年9月4日（第2日）

召 集 の 場 所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	阿部 司君	3番	池谷 弘君
	4番	高畑 博行君	5番	桜井 光一君
	6番	渡辺 悦郎君	7番	米山 千晴君
	8番	湯山 鉄夫君	9番	梶 繁美君
	10番	池谷 洋子君	11番	込山 恒広君
	12番	鷹嶋 邦彦君	13番	真田 勝君

欠 席 議 員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	土村 暁文君
教 育 長	戸枝 浩君	企 画 総 務 部 長	小野 巖君
経 済 建 設 部 長	後藤 栄一君	住 民 福 祉 部 長	土屋 礼二君
教 育 部 長	高橋 忠幸君	危 機 管 理 監	新井 昇君
会 計 管 理 者	鈴木 哲夫君	政 策 秘 書 課 長	室伏 博行君
企 画 財 政 課 長	羽佐田 武君	総 務 課 長	小野 学君
税 務 課 長	湯山 正敏君	健 康 福 祉 課 長	秋月 千宏君
住 民 課 長	高橋 裕司君	地 域 防 災 課 長	池田 馨君
建 設 課 長	小野 克俊君	農 林 課 長	遠藤 一宏君
商 工 観 光 課 長	池谷 精市君	都 市 整 備 課 長	湯山 博一君
上 下 水 道 課 長	池谷 和則君	こ ども 育 成 課 長	相原 浩君
生 涯 学 習 課 長	土屋 和彦君	総 務 課 副 参 事	鈴木 辰弥君
監 査 委 員	池谷 浩君		

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長 田代 順泰君

会議録署名議員	10番	池谷 洋子君	11番	込山 恒広君
---------	-----	--------	-----	--------

散 会 午後2時32分

(議 事 日 程)

- | | | |
|-------|---------|-----------------------------|
| 日程第 1 | 認定第 1 号 | 平成23年度小山町一般会計歳入歳出決算 |
| 日程第 2 | 認定第 2 号 | 平成23年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第 3 | 認定第 3 号 | 平成23年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第 4 | 認定第 4 号 | 平成23年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第 5 | 認定第 5 号 | 平成23年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第 6 | 認定第 6 号 | 平成23年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第 7 | 認定第 7 号 | 平成23年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第 8 | 議案第53号 | 平成23年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定 |

議

事

午前10時00分 開議

○議長（真田 勝君） 本日は御苦労さまです。

ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりですから、朗読を省略いたします。

日程第1 認定第1号 平成23年度小山町一般会計歳入歳出決算

○議長（真田 勝君） 日程第1 認定第1号 平成23年度小山町一般会計歳入歳出決算を議題とします。

本議案につきましては、8月28日の本会議において、町長の提案説明及び部長の補足説明は終結しております。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○3番（池谷 弘君） 本日、6件質問させていただきます。

まず、監査意見書の中に、17ページの関係でございます。町税で収納率100%なのはたばこ税と入湯税だけであり、町税全体でも昨年度より0.45%低下しております。町民税、固定資産税等、直接税の収納率が落ちた原因は何でしょうか。

また、滞納繰越分は収納率が10%台であります。この理由は何でしょうか。このままでは滞納繰越額がどんどん累積されていきます。収入率を高める方策を伺います。

2番目といたしまして、決算書22ページ、住宅使用料でございます。調定額1億300万円に対して、収入未済額は5,000万円にもなっておりますが、その理由と決算時の町営住宅家賃滞納者は何人いるのか伺います。

3番目として、監査意見書36ページ及び決算書153ページ、住宅費の関係でございます。町営住宅の管理戸数は483戸であり、過去5年間の入居戸数を上回っており、修繕費も1,500万円かかっております。そこで、町営住宅の耐用年数及び管理戸数を減らしていく考えがあるのか伺います。

4番目といたしまして、監査意見書34ページ、道の駅「ふじおやま」の光熱水費940万円は、町民いこいの家光熱水費490万円の約2倍となっておりますが、この内容を伺います。現在、省エネの時代でもありますので、これを低減していくお考えがあるのか伺います。

5番目といたしまして、決算書133ページ、観光費でございます。小山町に経済活性のために観光客誘致が必要と、私も考えております。できれば日帰り客でなく、滞在客が望ましいと思います。外客誘致観光キャンペーンの内容と、滞在客が増えたのか、観光客の推移数を伺います。

最後に、決算書でございますけど、富士登山マイカー規制の駐車場料金はどのようにになっているのか伺いたいと思います。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○税務課長（湯山正敏君） 池谷 弘議員の御質問にお答えをいたします。

町民税、固定資産税等の収納率が落ちた原因と、滞納繰越分が10%に落ちた理由はということですが、平成23年度の町税の収納率の低下は、リーマンショック以降の景気低迷や、東日本大震災や昨今の円高等による日本経済の低迷が長期間にわたっていることが要因に挙げられます。とりわけ町税の50%弱を占める固定資産税においては、不動産分野での取引減少、製造業の海外移転に伴う川下製造業の売り上げ減少、更には平成22年度の豪雨災害に起因した経営不振に陥っている企業等の高額未納が長期化しています。

また、個人住民税においては、雇用状況の改善が進まず、納税意欲は見られるものの、所得減少による住民税の未払いが増加しています。

平成23年度の町税の収納については、滞納繰越額を低減させる観点から、全税目の現年課税分の収納強化に務めてまいりました。その結果、固定資産税では前年度を上回り、個人住民税においても昨年度と同様の高い収納率となっています。

滞納繰越分の収納率が10%台と低迷した主な理由といたしましては、現年課税の収納強化に努めたことによるものもございますが、滞納繰越分の収納率向上のため、23年度では全国の金融機関をすべて拾い上げ、税務課の滞納管理システムと一体で運用できるように構築し、24年度からの収納強化に役立てるための作業を行ってまいりました。

また、町外の滞納者の実態調査や財産調査等、あらゆる調査を隅無く実施し、今年度の債権差し押さえのための履歴構築に努めてきたことが要因と挙げられます。

今年度は23年度の調査から得た情報に基づき、従来にないペースでの債権差し押さえを執行し、滞納繰越処分の収納強化で一定の成果を見ています。

以上です。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（湯山博一君） 住宅使用料についてお答えいたします。

まず、収入未済額の5,000万円を超えるという理由でございますけれども、滞納者に対しましては、個別訪問等も含めて支払いのお願いに回っておりますが、お願いだけではなかなか限度があるということが一つあると思います。また、強制執行等の厳しい徴収につきましては、その制度が整備をされておらず、対応ができなかったというのが主な理由と考えております。

町営住宅家賃滞納者は、平成23年度決算時点におきましては109名でございます。

次に、町営住宅の管理戸数の方向でございますけれども、平成15年3月に小山町営住宅ストック総合活用計画というのを定めました。この目標年次が今年度末となっておりますが、この目標年次におきましては、今年度末の戸数を555戸と定めておりまして、現在の483戸というのは目標をクリアしているということになります。なお、今年度、町営住宅の長寿命化計画の策定を行っ

ております。おおむね目標年次は10年後になりますけれども、またこの計画の中で、10年度の管理戸数を決定していきたいと考えています。

次に、耐用年数でございますけれども、このストック活用計画におきましては、耐火造を70年、木造を30年と定めております。ですので、長寿命化計画におきまして管理戸数を減らしていくことも含めて、これから検討しているという状況でございます。

以上です。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（池谷精市君） 池谷 弘議員の御質問にお答えいたします。

はじめに、道の駅「ふじおやま」の光熱水費と町民いこいの家の光熱水費の比較でございますが、監査意見書34ページにございます数字でございますが、はじめに、町民いこいの家の光熱水費の内訳を御説明いたします。電気料393万8,512円となっております。また、水道料101万6,376円ということで、その合計が495万4,891円となっております。

続きまして、道の駅「ふじおやま」でございますが、はじめに電気料でございます。電気料は662万8,976円、水道料が55万5,723円、道の駅「ふじおやま」が空調関係にガスを利用しておりますので、これにガスが入ります。ガスが225万5,338円ということになっております。

確かに議員御指摘のとおり、光熱水費だけを比較いたしますと非常に大きな差が出ておるわけでございますが、道の駅「ふじおやま」の床面積は1,246平米、町民いこいの家の床面積は838平米ということで、規模からいたしましても大きな差がございまして、一概に比較をするというのは難しいということで感じております。

今後、町民いこいの家につきましては、23年度につきまして省エネルギー対策といたしまして、電気料の上限を抑えるためのデマンド感知装置等をつけて、省エネ対策に向けて努力をしておるところでございます。これらを見まして、いずれにいたしましても、単純比較ができないというわけでございますが、いずれの施設もこれから省エネに向けた取り組みを積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。1点目は以上でございます。

2点目の観光誘致キャンペーンの内容と、滞在客の内容についてでございますが、観光誘致キャンペーン、決算額200万円についてでございますが、これにつきましては、静岡県が東日本大震災の影響で落ち込んだ海外からの観光客の回復に向け、富士山静岡空港の利用実績が好調な台湾をターゲットとしまして、昨年11月5、6日にふじのくに静岡台湾観光キャンペーンを開催しました。これに参加するために、小山町観光協会へ事業を委託して実施しております。

県内の参加状況につきましては、各地区の観光協会を中心に12団体96人の参加がございました。小山町からは町長をはじめ、行政関係者、観光協会、それに現地コーディネーターを含め7名で参加しております。現地では、日本で作成をしましたが台湾語で作成した観光パンフレット、それからノベルティーの金太郎あめを配付して、小山町の観光PRをしてございます。

また、現地コーディネーターによります現地企業との調整をお願いいたしまして、富士山のふ

もとに位置する小山町を全面的にアピールするということで、企業に向けた町長のトップセールスも積極的に行ったところでございます。

続いて、滞在する観光客の推移でございますが、データ的な内容でございますと、平成22年の小山町で把握しております宿泊をしておる観光客の22年のトータルの人数が10万3,546人となっております。そして、23年のトータルが8万8,960人ということでかなりの落ち込みがあるということで、これは平成23年3月11日の東日本大震災の影響で、3月から4、5、6月にかけて大きな観光客の落ち込みが出ております。

この中、11月に観光キャンペーンを行ったわけですが、特に海外だけではなく、小山町への誘客について積極的な働きかけを昨年度実施したという結果が、本年の4月のデータでございますが、例年のデータですと、4月は約8,000人程度、5月は7,000人程度の滞在観光客であったところが、本年のデータですと4月が1万1,298人、5月につきましては9,879人ということで、それぞれ回復の基調を見せているということで、町を挙げての観光キャンペーン、また誘致キャンペーンが功を奏しているのではないかと考えております。

次のもう1点は、マイカー規制の駐車料金についてでございますが、マイカー規制につきましては、富士山の登山道の渋滞緩和というようなことの観点から実施をしております。1台当たりの駐車料金につきましては、乗りかえ駐車場の利用料ということで、1台1,000円を徴収させていただいております。

以上です。

○議長（真田 勝君） ほかに質疑はございませんか。

○3番（池谷 弘君） 再質問をさせていただきます。

最後に、富士登山マイカー規制の駐車料金、1台当たり1,000円という説明があったわけなんですけれども、昨年度トータルでどのくらいの金額の駐車料金になったのか、再度伺いたいと思います。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（池谷精市君） 池谷議員の御質問にお答えいたします。

昨年の利用実績でございますが、7月15日から8月28日までの26日間を実施いたしました。利用された車の台数は5,594台ですので、金額としまして559万4,000円という額になっております。

以上です。

○議長（真田 勝君） ほかに質疑はございますか。

○3番（池谷 弘君） 再々質問をさせていただきます。

今、550万円ほどの駐車料金がかったという報告を受けたんですけれども、決算書のどこの項目なのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（池谷精市君） 御質問にお答えします。

ただいまの収入金額でございますが、今回のこのマイカー規制につきましては、富士山須走口適正利用推進委員会という組織がございまして、そこに町から100万円のお金を交付いたしまして運営しております。この交付につきましては、決算書の6款2項1目の19節負担金補助及び交付金という項目の中で、富士山須走口適正利用推進委員会というところに100万円の支出をしております。この組織ですべてを運営してございますので、先ほど申し上げました駐車料金というか、利用料の額につきましては、決算書の方には出ていないということでございます。

以上です。

○議長（真田 勝君） 池谷さん、いいですか。これでおしまいだからね、この件についてはね。

○3番（池谷 弘君） わかりました、済みません。今の説明ですと、小山町から、その委員会の方に100万円出しまして、そちらの方で管理されているということなんですけれども、その実態というか、500万円のものが、その組織そのものはどのような形になっているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。（不規則発言あり）済みません。それでは再度。

今、100万円は組織の方に補助金を出して、そちらの方で管理をされているという説明を受けたわけなんですけれども、そうしますと、その組織の内容について、再度教えていただきたいと思います。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。詳しく説明願います。

○商工観光課長（池谷精市君） 御質問にお答えいたします。

このマイカー規制につきましては、組織を2つ作ってございまして、一つは先ほど申し上げました富士山須走口適正利用推進協議会という組織を作っております。これにつきましては、国の国交省、それから環境省、それから森林管理署、警察、静岡県も入っております。それにあと町と、関係する富士急行、静岡県タクシー協会御殿場支部等と一緒に作った組織を作りまして、このマイカー規制の取り組みをしてございます。

この中で、それぞれが負担金というような形で、このマイカー規制を運営するに当たってお金を出して運営をしてございます。かかる経費につきましては、当然駐車場の運営だけではなくて、そこに配置するガードマンですとか、夜間必要な夜間照明の経費ですとか、それ以外に五合目の乗りかえのところで案内をする警備員、それから券を売る、券売をする人間とか、いろいろな様々な取り組みというか、費用をもってこの事業を運営しております。

その中ですべての会計を賄うような形で実施をしております。このような形でよろしいでしょうか。もう少しつけ加えますと、この協議会の事務局を小山町が実施しておりまして、それぞれからいただいたお金を使って事業運営をしているということになります。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） ほかに質疑はありませんか。

○4番（高畑博行君） 総括的な質問を、まず2点させていただきます。

1 点目、審査意見書の10ページ、本町の財政力を判断する指標である財政力指数は、平成19年度より連続して減少しており、平成22年度より普通交付税の交付団体になっていることは承知のとおりです。この財政力指数に見るような連続的低下傾向をどう見るのか、所見を伺わせていただきたいというふうに思います。

2 点目、審査意見書の28ページ、昨年度繰越額の状況について、事故繰り越しの災害復旧費の角取線災害復旧工事費に約1,700万円の繰り越しが予定されております。我々議員も災害対策特別委員会として現地視察はしておりますが、あれだけ大規模な崩壊、崩落とスコリア土壌の流出を抜本的に対処していくには、県などとも調整して本格的対応策をとっていかなくてはならないと感じたところですが、それについてのお考えを伺わせていただきたいというふうに思います。

次に、歳入に関する質問を4点させていただきます。

まず1点目、審査意見書の2ページから5ページにかけてでありますけれども、本年度の一般会計、特別会計の収入未済額の合計が、昨年度より約1億3,000万円と大幅に増えております。特に一般会計の不納欠損額、収入未済額は、どちらも昨年を大きく上回っております。教育費国庫補助金や災害復旧国庫補助金等の未収額が主なものとの記載もありますけれども、所管の個々の事情があるにせよ、なぜそのようなことになったのか、主たる原因について更に詳しい説明をいただきたいというふうに思います。

2 点目、同じく審査意見書の5ページ、一般会計の不納欠損額のうち、個人の町民税が前年度より249万円増え、725万円に達していますけれども、そうなった理由について説明をいただきたいというふうに思います。

3 点目、審査意見書の22ページ、先ほどの池谷議員の質問と若干重複する点があるかと思うんですが、第14款使用料及び手数料の表の収入未済額の5,057万円は町営住宅使用料であり、前年度比で12.6%の増になり、未収額は使用料収入の95.6%に及ぶまでに達していると記されております。高額滞納者には裁判に持ち込んで対処したり、条例まで作り、町営住宅の使用料の徴収に万全を期する構えで当局はおりますが、一般的な滞納者に対する単なる文書発送による請求だけでなく、足を使って一軒一軒回る根気強い努力が必要と思われますが、その点でのお考えはどうか、伺いたいというふうに思います。

4 点目、決算書の13ページ1款2項1目固定資産税の不納欠損額、収入未済額が本年度決算においても多額に上っております。土地の評価額の低下や住宅数の減少がその原因なのか、説明をいただきたいというふうに思います。

次に、歳出に関する質問でございます。合計7点ですけれども、お願いいたします。

1 点目、審査意見書の27ページ、一般会計歳出についての歳出決算総括表の教育費の執行率が、各区分の中で最も低い76%ですけれども、これは該当小中学校の耐震工事等の建設事業などとの関連があるのか、説明をいただきたいというふうに思います。

2 点目、決算書の51ページ及び78ページ、松田町営駐車場の使用料について、30万円の使用料

に対して収入はわずか3万7,000円とありますけれども、昨年度の利用件数は幾つなのか。また、今後も継続して松田町営駐車場を借りる費用対効果が期待できるのか伺いたいというふうに思います。

3点目、決算書の59ページ2款1項1目区分15総務費の工事請負額の相談室設置工事に280万円を投じて相談室の設置をしているわけですが、相談室を設置したことの効果は、相談件数や相談内容から認められるのか、お伺いさせてください。

4点目、決算書73ページ2款3項1目区分13委託料の住民基本台帳システム改修費が1,050万円と高額なのですけれども、どのようなシステム改修なのか、説明をいただきたいというふうに思います。

5点目、決算書109ページ4款1項1目区分19の負担金補助金及び交付金の中の医療施設耐震化整備事業負担金1,200万円は富士病院の耐震化工事のためのものだという説明がありましたが、私立の富士病院の耐震化工事への公費資金導入は、様々多様な意見があったように認識しております。御殿場・小山の二次救急病院の位置付けからの補助金支出だというふうに思いますけれども、この工事の完了見込みについてお伺いいたします。

また、私は新人議員なので、この補助金決定の過程がわからないわけですが、御殿場市と小山町の負担割合がどうなっているのか。また、今後も定額の負担でいくのかどうなのか、そこら辺も併せてお伺いしたいというふうに思います。

6点目、決算書129ページ5款2項1目区分19の負担金補助金及び交付金の中の木造構造施設等整備事業補助金に4,090万円使われていますけれども、件数の詳細や該当施設について説明をいただきたいというふうに思います。

最後に7点目、決算書135ページ6款2項2目区分13の委託料のうち、ホテルの里整備に659万円かけておりますけれども、ホテルの里の今後の利用構想等があったら、説明をお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○企画財政課長（羽佐田武君） 高畑議員の御質問にお答えいたします。

まず、審査意見書10ページにございます財政力指数の点でございますけれども、普通交付税等標準的な財政収入額から計算される基準財政収入額と標準的な財政需要から計算される基準財政需要額との差により算出をされておりますけれども、小山町における基準財政収入額等を過去5年間で見比べますと、19年度には基準財政収入額は41億6,500万円ほどであったものが、平成23年度には35億8,100万円ほどと5億8,400万円、14%の減少となっております。これが財政力指数の低下につながっているものと考えております。

町の歳入の基幹でございます町民税、固定資産税の減少等が主な原因でございますけれども、今後とも増収が見込めないことから、財政力指数におきましても引き続き低下傾向にあるものと

考えている次第であります。

次に、歳出の松田町営駐車場についての御質問でございますけれども、松田町営駐車場につきましては、23年度30万円を支出、これは1月から3月分でございますけれども、歳入につきましては51ページ上段の、松田町営駐車場東利用料3万7,000円に掲載をされております。当初、この松田町営駐車場につきましては、月決め月額5,000円で貸し出しをいたしまして、この歳入につきましては、東利用料の下にございますその他雑入で収納をいたしておりました。利用率向上のために、2月からは1日単位で貸し出す東利用料を1日500円として開始しましたことから、新たに細節を設けて計上したものであります。これらわかりにくい点がございましたので、平成24年度の会計処理につきましては、月決めと東利用料を合わせて、細節を1つにして、松田町営駐車場利用料として一本化をしておるところでございます。

利用率等につきましては、その他雑入で収納されました月決めの利用分は、3か月4人の方が御利用になりまして、6万円であります。その6万円と、現在、東でお貸しをいたしております2か月で74人、3万7,000円の御利用をいただきましたので、合わせて9万7,000円の収納額となっております、歳出に対しては32.3%となっている次第であります。

御質問の、今後も継続して費用対効果についてはどうかということにつきましては、松田町営駐車場の利用率向上対策につきまして、職員提案制度による検討や利用者の御意見を聞いて検討を重ね、申請窓口を本庁、生涯学習センター及び各3支所に広げるなど、利用率の向上、利便性の向上に努めておるところでございます。

平成24年度の4月から8月までの5か月間の利用状況では、歳出の駐車場使用料は一月10万円で5か月で50万円、収納額は27万5,000円、使用料の55.1%を収納しております。利用状況につきましては、月決め延べ33人、月平均6人、1日単位の東については延べ221人、月平均44.2人となっており、利用率は向上しておりますので、今後も利便性の向上を検討し、費用対効果が上がるよう努力してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○農林課長（遠藤一宏君） 高畑議員の質問、2点についてお答えをさせていただきます。

まず1点目、総括的な質問になります。スコリア土壌の大規模な崩落についての対応と、このことについて回答させていただきます。御承知のように、平成22年9月台風災害によって、それ以降、スコリア土壌の山腹崩壊が非常に拡大しておりまして、相次いで土砂が流出する被害が発生しており、森林の水源涵養あるいは土砂流出防備などの公的機能が低下していると、こういったところがございます。これらを回復するため、崩壊箇所の復旧及び拡大防止並びに間伐等の森林整備の実施が急務となっているところがございます。

このようなことから、小山町山地強靱化対策協議会を設立し、この問題に対応していきたいと考えておるところでございます。過日、この対策協議会の契機とすべく、町の行政アドバイザー、

池谷浩先生に、富士山火山堆積物に関して、防災の視点より講演をいただいたところでございます。また、同対策協議会の行政部会として、国、県、学識経験者あるいは専門業者等の関係機関にお集まりをいただき、情報交換やあるいは技術の検討を行うと、こういう予定でございます。

今後、様々な取り組みについての情報は、町を幾つかのブロックに分けて、地区部会を開催し、地域の皆様と災害に対する情報の共有をするとともに、連携して間伐等の森林整備の実施に向けての働きかけや、あるいは県の治山事業、要望について保安林の指定でございますとか、あるいは施工承諾と、こういったものについて森林の所有者の皆様の御理解と御協力をお願いしていきたいというふうに考えております。

抜本的な対策、基本的な対策ということでございますが、高畑議員御指摘のとおり、誠にそのとおりでございますが、しかしながら、現在のところ、スコリアの移動を抑制するために、これをやれば万全であるといったものは、残念ながら工法として、現在ございません。

山腹崩壊の面積も拡大し、崩壊の程度も程度により、国や県、町も入って、あるいは森林所有者それぞれのできることをそれぞれ取り組んでいき、そして情報の共有あるいは技術的検討の中から、より効果が高く、効率の良い対策を考えてまいりたいと、こういうふうに考えております。

次に、2点目の歳出について、決算書128、129ページ備考欄の6行目でございます。木造構造施設等整備事業費補助金の、この内容について御質問をいただきました。これは森林整備加速化林業再生事業、国の補助金を充てまして行ったものでございます。

事業主体でございますが、社会福祉法人寿康会が建設をいたしましたデイサービスセンター「平成の杜」と、これに補助金を充てたものでございます。この事業の内容でございますが、業務内容は通所型の介護事業所というふうなことで、平成24年3月1日に開所をいたしました。建築面積が304.88平方メートル、延べ床面積が288.17平方メートルということで、構造は木造平屋建ての構造というふうになっております。静岡県産材の利用もしていただきまして、52.2立方メートルが使われたというふうなことになってございます。

建築の事業費でございますが、7,560万円というふうなことで、このうちの補助金を4,090万2,000円充てたと、こういう内容となっております。工事に関しましては、木造を使った場合に、建築面積に応じて1平方メートル当たり13万5,000円の補助金が支出されていると。併せて、県産材を利用したというふうなことで、1立方メートル当たり5万円の補助金が出ているというふうな内容でございます。先ほど申し上げましたように、国の補助金を充てているというふうなことで、県の方の書類審査等を行って建築をされたものでございます。

日本の気候風土にみあった木材、特に県産材を主な構造材として建築されたものでございまして、木材の本来持つ調湿機能、湿度を保つ、調整する、あるいは衝撃吸収性の利点を生かした建物というふうになってございます。

以上です。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○経済建設部長（後藤栄一君） 高畑議員の御質問に答えさせていただきます。

収入の部の中で、収入未済額の合計が、昨年度より約1億3,000万円と大幅に増えていると。その原因について、更に詳しい説明をしろと、こういうことでございますので、説明をさせていただきます。

皆さん方の決算書の、26、27ページをお開きいただきたいと思います。こちらには、経済建設部関係の国庫補助金に係る収入未済額のものが書かれてございます。15款1項3目1節公共土木施設災害復旧費国庫補助負担金欄の収入未済額3,076万1,000円でございますが、これは平成23年度公共土木施設災害復旧事業のうち、年度内完成が見込めない普通河川精進川で1か所、普通河川小山佐野川で4か所、計5か所の災害復旧事業費に対する国庫負担金であります。

収入未済の原因は、公共土木施設災害復旧事業の制度上、被災から災害査定を経て工事発注まで、おおむね約3か月を要するという、また標準的な工期を設定することができないということの中で、年度内完成が見込めないことと、河川工事であり、天候の影響を非常に受けやすいと、工事の進捗を図ることができなかったことから、繰り越し対象事業としたためでございます。

次に、決算書の28、29ページ中段をお願いいたします。こちらの方には15款2項7目1節農林水産施設災害復旧費補助金欄の収入未済額6,610万3,000円がございます。こちらの内訳は、先ほど説明を申し上げました平成22年9月の台風9号によって被災した現場の林道角取線の災害復旧工事の599万2,000円と明許繰越をさせていただきました農地農業用施設災害復旧事業の4,394万8,000円及び平成23年の台風12号、15号で被災しました林道角取線に係る災害復旧事業費1,616万3,000円であります。

収入未済の原因ですが、林道角取線につきましては、平成23年9月の台風12号、15号で新たに被災をしまして、復旧計画の見直しと、地権者との再協議、調整等が必要になったことによるものでございます。

また、農地農業用施設災害復旧事業につきましては、農地10件と農業用施設5件の災害復旧工事につきまして、静岡県が河川災害復旧工事を進めております須川や野沢川の河川工事が長引いていることから、ワサビ田等の災害復旧工事が年度内に完成できなかった、こういう理由によるものでございます。

その他、教育部関係のものにつきましては、教育部長の方から御説明をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○教育部長（高橋忠幸君） 歳入に関する教育費の未収額の原因についてであります。

決算書では28、29ページの中段になります。15款2項7目の教育費国庫補助金の収入未済額1億298万1,000円になります。なお、これに関連がありますので、歳出に関する高畑議員御質問の1点目、教育費の執行率が76%と低い理由についても併せてお答えいたします。

23年度小山町一般会計継続費繰越計算書及び繰越明許費繰越計算書を6月の定例会で報告してあります。それに関係し、教育費のうち、北郷小学校北校舎・給食棟耐震補強工事、須走小学校の屋内体育施設建設事業、小山中学校の改築事業、須走中学校格技棟耐震補強事業及び生涯学習施設改修設計委託業務が、平成23年度から平成24年度へ繰り越しとなっております。これは、これら事業の特定財源であります国庫補助金が国の第3次補正の事業であったこと、東日本大震災の影響で、補助金の交付決定の時期が遅くなったこと等によって、年度内での事業着手ができなくなったためであります。

このため、歳入は未収額となり、また歳出の執行率が低くなったものであります。

歳出では、決算書の162、163ページになります。教育費の翌年度の繰越額が通次繰越で3億3,851万9,000円、繰越明許費で1億5,480万円、合わせて4億9,341万9,000円が繰り越しとなったため、執行率が低くなっております。

以上です。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○税務課長（湯山正敏君） 高畑議員の税務課関係2点について、御答弁をさせていただきます。

まず1点目でございますけれども、審査意見書5ページというところでございますが、不納欠損額のうち、個人住民税が前年度より増えている理由についてということでございますが、これにつきましては平成19年度以降の個人住民税につきましては、小泉構造改革の三位一体の改革に伴いまして、税源移譲が実施されております。所得税と個人住民税の税率が改正されて、個人住民税に関しては課税標準額に対して一律10%が賦課されることから、従前5%課税の納税者は税額がおおむね2倍になっているということでございます。平成19年度以降の個人住民税の未納額が、これによりまして大幅に増加していることが主な要因と考えられます。

それから、決算書13ページでございますけれども、固定資産税の不納欠損額、収入未済額が多額に上っている理由ということでございますが、まず、23年度の欠損額についてお話をさせていただきますと、23年度固定資産税の欠損額は、滞納繰越分で373件、616万4,567円で、その主な要因といたしましては、まず1番目として、不動産競売事件による事案が63件、金額にしますと175万2,500円、2番目としまして、経営不振による会社倒産が4件、66万7,539円、3番目といたしまして、所在不明、生活困窮等の執行停止による欠損額が228件で241万2,030円。以上の3点が滞納繰越分の欠格事由です。

それから、次に、平成23年度現年分の即時欠損の関係でございますけれども、13件ございまして、19万2,064円でございます。いずれも強制競売事件の事案でございまして、23年度現年分についても繰上徴収を実施し、裁判所へ交付要求をしたが、配当がございまして、差し押さえ財産がなくなったため、即時欠損とした事由でございまして。

平成23年度の固定資産税の収入未済額の増加につきまして御説明させていただきますと、リーマンショック以降の景気低迷に伴うレジャー産業の経営不振や不動産取引の減少、更には製造業

の海外移転に伴い、川下製造業の経営不振などにより、固定資産税の収納については極めて、今、現状は不安定な状態にあるというのが主な原因と考えられます。

以上です。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（湯山博一君） 審査意見書22ページ住宅使用料についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、町営住宅の使用料の徴収に万全を期するために、今現在お願いしております町営住宅家賃管理条例の制定、それから、既に議決をいただきました訴訟の提起等の方法を今年度創設いたしましたけれども、これにつきましては、徴収のための選択肢を増やすということで考えておりますので、当然、それぞれ最も適した方法で徴収に伺うというのが基本的な考えであります。

具体的に申し上げますと、現在、私どもの訴訟の基準に達している滞納者、既に訴訟を起こしたものの以外で13名ございますけれども、そのうち9名と連絡がとれました。うち6名につきましては、交渉のテーブルに載っていただいておりますので、そのうちの3分の2の方、4名につきましては、幾ばくかの滞納分の支払いをいただいておりますので、今後の考え方ということでございますけれども、訴訟、それから家賃管理条例に基づく様々な手続きとともに、これまでどおり個別訪問を含めた滞納整理は実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（真田 勝君） それでは、ここで15分間休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時14分 再開

○議長（真田 勝君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

○総務課長（小野 学君） 決算書58、59ページ2款1項1目15節の工事請負費の相談室設置工事についての御質問についてお答えをいたします。

23年度末に工事を終えまして、役場本庁1階のフロアに相談室を2部屋設置いたしまして、本年4月から役場職員OB2人を相談員に委嘱して、総合相談室ということで、平日の9時から16時まで、日が変わりでこの相談員に相談を対応していただいております。

また、役場では毎月1回、年金相談あるいは行政相談を行っておりますし、消費者生活相談も随時行っておりますので、その際には片方の相談室でも相談を対応しております。また、1階の住民課や税務課、都市整備課の窓口直接相談に来られた方につきましても、この相談室を、今活用しております。

そこで、総合相談室の相談件数と相談内容についてであります。4月から8月末までの実績

といたしまして、相談件数は5か月の合計で45件、相談者数は延べ42人となっております。相談内容につきましては、離婚や相続などの家庭内の相談や、隣人や職場でのトラブル、そして役場をはじめとする行政への要望や苦情など、多岐にわたっております。

これらの相談につきまして、相談員が一つ一つにつきまして、役場の関係部署の職員はもちろん、ケースによっては関係する国の機関や医療機関に直接連絡をとりまして、問題解決に当たっております。相談者からは、そういうことで好評を得ておりますので、効果はあるというふうに考えております。

ただ、新規事業ということで、PR不足等もありまして、町民の皆様にもまだまだ浸透していないこともあり、相談件数が少ない状況にあります。そこで、皆さんにより親しんでいただくために、この9月から何でも相談という愛称として、原則相談はこちらの方に、相談室に出向いて相談をしていただくことが基本となっておりますが、高齢者の方や身体の不自由な方につきましては、電話での相談も受け付けておりますので、今後、より多くの方が気軽に利用していただけますようにPRに努めていくとともに、相談室の充実を図ってまいりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○住民課長（高橋裕司君） 決算書73ページ2款3項1目13節委託料住民基本台帳システム改修1,050万円であります。

本年7月9日から住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法が廃止され、外国人住民も日本人同様住民基本台帳の適用対象となるためのシステム改修で、現行システムの運用を円滑に行いながら、住民基本台帳システム、外国人登録システム、印鑑登録システムを改修し、システムを構築したものです。

具体的には、住民基本台帳システムの改修、仮住民票発行システムの開発、住民基本台帳ネットワークシステムの導入支援、住民基本台帳ネットワーク適用作業、データ移行など、改修・開発にかかった経費でございます。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○健康福祉課長（秋月千宏君） 決算書109ページ4款1項1目保健衛生総務費、19節負担金補助及び交付金、備考欄が一番下の医療施設耐震化整備事業負担金1,200万円についてであります。

富士病院耐震化工事への公的資金の導入につきましては、富士病院が二次救急医療施設として、また小山町と御殿場市の地域医療を担う中核病院として地域貢献をされていることから、平成23年度から25年度までの3年間ですが、負担金として交付をするものであります。

全体の事業費は、平成22年12月の時点で18億6,000万円とお聞きしておりますが、そのうち、負担金額につきましては、国の医療施設耐震化特例交付金の5億円の2分の1相当額を、御殿場市

と小山町とで財政負担をするもので、人口あん分に基つきまして、御殿場市が2億円、小山町が5,000万円、率にいたしますと20%となっております。

平成23年度は耐震工事の出来高が24%であることから、1,200万円を負担いたしました。現在の予定では、24年度に出来高50%分として2,500万円を、また25年度には残り26%分の1,300万円を負担するもので、完成は26年の1月を予定しております。

なお、財政支援につきましては、平成22年12月17日開催の議会全員協議会で御説明を申し上げ、また翌23年1月25日の小山町医療問題協議会で妥当であるとの御了解を得ております。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（土屋和彦君） 御質問は6款の委託料のホタルの里整備ということですが、御質問がホタルの里の今後の利用構想ということで、生涯学習課の方で説明させていただきます。

ホタルの里の今後の利用構想についてであります。生涯学習センターの多目的広場横の水路にホタルの里を整備し、この6月から7月にかけて、多くの親子連れがホタルの生態観察に訪れてくれました。これを受けまして、今後、ホタルの里をどうするかということで、ホタルの里づくり推進協議会が設置されました。この中で、今後の設置箇所、利用形態、管理のあり方について検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（真田 勝君） ほかに質疑はございますか。

○10番（池谷洋子君） 私は、主要な施策の成果と予算執行状況報告書の中から、3点について伺います。

1点目は19ページの・の3番目、スクールカウンセラーを活用し、児童・生徒の不安、悩み、ストレスなどの相談体制の充実を図ったとありますが、その相談の数と内容、またどのように対処されたのかお伺いします。

2点目は28ページ、豊門公園整備事業についてです。公園や豊門会館・西洋館維持のために、たとえわずかでも入場料とか見学科をいただくことは考えていませんか。また、979名、約1,000名の方が訪れたということですが、まだまだPRすれば多くの方々が訪問すると思います。今後のPRやイベント等の計画があれば教えていただきたいと思います。

3点目は31ページ、消防防災対策の強化についてです。今、全国の自治体が防災対策に力を入れ、防災士の数も増えております。現在、町の防災士は何名いるのか、今後どのように増やし、育成していくのか。また、防災士の資格取得には、かなり高額のお金がかかると聞いております。今後、防災士を目指す人の助成について、町はどのような考えをお持ちか伺います。

以上、3件の質問です。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（相原 浩君） 池谷洋子議員の御質問にお答えします。

1点目の主要な施策の成果と予算執行状況報告書19ページ、6行目のスクールカウンセラーの相談状況についてであります。

スクールカウンセラーは県で任用された方を、小学校では年間58時間、規模の小さい足柄小学校のみ48時間、中学校では年間178時間派遣をいたしております。

相談内容、件数につきましては、現在集計中ですが、手元にございます小学校3校、中学校1校の内容で答えさせていただきます。小学校3校の合計で、内容毎で、発達・特別支援関係で25件、学習・進路指導関係で25件、生徒指導で12件、友人関係で8件、不登校・いじめで各1件、その他で6件の計78件の相談がございました。

中学校1校では、不登校で7件、友人関係で3件、発達・特別支援関係で19件、学習指導・進路指導関係で15件、生徒指導関係で6件、いじめ関係で10件、その他で13件の計73件の相談がありました。

その後の対応ですが、相談内容によって若干変わりますが、特別支援関係でありますと、その後の就学指導委員会とかの方へ案件として上げていくような対応になっております。また、友人関係、不登校、いじめ関係ですと、保護者、担任、あと相手方の児童生徒さんなどを交えたような問題解決に向けての取り組み等につながっております。また、教師側の方から相談を受けるような事例もございまして、スクールカウンセラーに相談することにより、自信がついたり気持ちが軽くなったりをして、その後の生徒指導等が意欲的に行えるようになったというような報告がきております。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（湯山博一君） 28ページの豊門公園整備事業についてお答えをいたします。

まず現在、豊門公園につきましては、施設の利用料は無料になっております。小山町内にあります都市公園の規模の大きなものと、須走の多目的広場、それから須走のなかよし公園等があると思いますけれども、小山町の都市公園の中で、一般に利用する際に有料化しているのは、須走の多目的広場のグラウンド部分だけでございまして、あとは基本的に無料になっておりまして、比較をいたしますと、豊門公園にございます豊門会館、もしくは西洋館に入場する際には、入場料を取るということは当然選択の余地があると思います。ただし、一般的に公開するためには、豊門会館・西洋館の安全性というものの確保というのが必ず必要になってまいります。あの2つの建物に関しましては、耐震補強工事がされておられません。ですので、一般的な公開、いわゆる入場料徴収というのは、今のところは厳しいかなと考えております。

ただ、主要な施策の中で、入館者数979名というのがございますけれども、この2つの建物は登録文化財でございますので、文化財の中を見たいよという希望はたくさんございますし、私どもの方にもなるべく見ていただきたいという考えもございますので、それにつきましては年に数回、町側の職員が立ち会って企画をして、若しくはいろいろな団体の申し込みにこたえる形で、町側

の職員が立ち会う、安全性についてもその確保をしながら、中を見ていただいていると。その人数が979名ということになります。

それから、来場者をもっと増やすということなんですけれども、今回の一般会計の補正予算でもお願いしておりますように、豊門公園の花いっぱい事業というのを、約200万円ほど計上させていただきました。それにつきましては、豊門公園の庭をきれいな花で埋めて、なるべく人に来ていただこうと。

それから、秋、11月には観光協会もしくは地元の落合区の皆さん等の協力をいただきまして、もみじ祭というのを計画しております。夜は中にございます木のライトアップ等も計画しておりますので、今後も豊門公園の来場者を増やすように、広報紙等を活用してPRはしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○地域防災課長（池田 馨君） 消防防災対策の評価についてのうち町の防災士の人数はという質問ですけれども、本年4月1日現在で、小山町防災士連絡会に登録をされております防災士は37名でございます。

次に、今後、防災士を増やす手だてについての御質問ですが、町では平成20年と21年度に、各区1名の防災士の要請を目標に、防災士養成講座を近隣市町と共同開催をいたしました。平成20年度には40名が受講し、33名の方が防災士として登録されました。平成21年度には12名が受講され、10名が登録をしております。

防災士を増やす手だてといたしまして、20年度、21年度に実施いたしましたように、近隣市町との共同開催の講座の開講や、静岡県が実施しております、ふじのくに防災士養成講座等のPRを行い、防災士の増員に努めていきたいと考えてございます。

次に、町からの助成についてでございますけれども、まず、防災士になる費用についてでございます。防災士研修センター、3日間コースの受講料でございますけれども、これは1人当たり5万3,000円、資格取得受験料として3,000円、資格登録料が5,000円必要となります。

町で実施いたしました20年、21年の講座におきましては、各個人の受講料につきまして補助金等を利用させていただき、町も応分の負担をいたしましたことから、個人の負担はございませんでした。今後も増員が必要と考えますので、助成についても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） 質疑はありませんか。

○10番（池谷洋子君） ただいま答弁の中で、小山町は37名の防災士の方が登録されているということですが、その中に、女性防災士の方は何名いらっしゃるのでしょうか。それとも0名でしょうか。ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○地域防災課長（池田 馨君） 女性の方は、現在2名おられます。

以上です。

○議長（真田 勝君） ほかに質疑はありませんか。

○8番（湯山鉄夫君） 1点だけ伺わせていただきます。

決算書44、45ページでございます。歳入でございますが、22年度決算より繰り越しをされました、第20款繰越金3億3,744万2,947円の計上額の内訳といたしまして、備考欄に、通次繰越金7,993万1,350円、明許繰越金1億7,136万4,910円、事故繰越金マイナス64万864円、決算繰越金8,678万7,551円の説明がございました。この中で、通次、明許繰越金の歳出で執行された内容、実行された内容、事業等について御説明をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○企画財政課長（羽佐田武君） 湯山議員の御質問にお答えいたします。

御質問の平成22年度小山町一般会計予算から繰り越された継続費繰越計算書及び繰越明許費繰越計算書の順に基づき、説明をさせていただきます。

通次繰越に係る4事業の決算額につきましては、須走小学校放課後児童クラブ施設建設事業費3万2,000円、須走小学校屋内体育施設建設事業3,061万8,308円、小山中学校改築事業1,347万9,237円、防衛施設道路整備事業0円となっております。

また、明許繰越に係る14事業につきましても、繰越計算書の順に御説明をいたします。東富士五湖道路ランプ新設事業2,159万907円、きめ細かな交付金無線設備交換事業14万8,500円、地域密着型サービス等基盤整備費補助金0円、きめ細かな交付金施設修繕事業32万3,500円、森林整備林業等振興施設整備補助金0円、県単町単林道事業マイナス169万4,000円、あしがら温泉休憩室増築工事897万9,220円、町道2222号線道路改良舗装工事1,150万円、きめ細かな交付金小学校施設修繕事業107万50円、きめ細かな交付金中学校施設修繕事業22万4,000円、北郷中学校外構工事670万円、住民生活に光をそそぐ交付金図書購入事業0円、農林水産施設災害復旧事業2,465万7,747円、公共土木施設災害復旧事業1億2,333万7,753円の内訳となっております。

以上であります。

○議長（真田 勝君） ほかに質疑はございませんか。

○12番（鷹嶋邦彦君） まず、決算書の収入関係について伺います。

12、13ページをお願いします。また、審査意見書の18ページ下段の町税欠損処分者調も参照願います。町税全体の収入未済率は2.62%と0.43ポイント上昇し、収入未済額1億633万3,000円となっています。正直者がばかを見るようなことではいけません。今後、ますます収入未済額が増えていくことも考えられます。当局は、これについてどのような対策をしているか伺います。

不納欠損額1,421万312円のうち、町民税個人現年課税分20万3,262円の理由は何か伺います。ま

た、滞納繰越分704万7,669円は、359件あります。そのうち、町内が210件、町外が149件あります。不納欠損額の高額滞納者は何年間の滞納で、欠損額は幾らなのか。欠損に至るまでにはいろいろな手を尽くされたと思いますが、法的な手続きができなかったのか、その対応を伺います。

次に、固定資産税についても、現年課税分の欠損額19万2,064円の理由は何か伺います。滞納繰越分616万4,567円の欠損額があり、373件の滞納者があります。そのうち、町内173件、町外が250件あります。そこで、不納欠損額の高額滞納者は何年間の滞納で、欠損額は幾らなのか伺います。欠損に至るまでの経緯も合わせて伺います。

次に、軽自動車税の現年課税分の不納欠損額2万6,400円の理由は何でしょう。

次に、確認の意味でお聞きします。1目固定資産税の現年課税分、滞納繰越分の調定額が円単位でされています。また、軽自動車税の関係でも、調定済額が100円単位となっていますが、収入済額は円単位になっていますが、その理由は何でしょうか。滞納繰越分の調定額が円までになっていますが、その理由を伺います。

以前にも質問していますが、5項、目的税である入湯税の収入が18万7,900円とあります。条例の見直しをして、PRの充実を図り、更に誘客の推進をしていくこともできるのではないのでしょうか。これについて伺います。

次に、18、19ページをお願いします。11款1項1目1節の地方交付税、予算額3億4,755万1,000円に対し、収入済額3億7,131万6,000円です。収入済額が予算額に対し2,376万5,000円の増額となっています。増額は喜ばしいことと思いますが、事業は予算額の上で事業執行がなされますので、この経過について伺います。

次に、38、39ページ1目の財産貸付収入、1節の土地貸付収入6万9,917円の収入済額の内容はどのようなものか伺います。

次に、40、41ページですが、1項5目商工費寄附金の予算額が798万4,000円に対し、調定額が788万4,000円となっています。10万円の差が生じていますが、なぜ差が生じるのか、説明をお願いします。また、この寄附金をどのように充当し、執行額は幾らだったのか、説明をお願いします。

次に、支出関係にまいります。

84、85ページをお願いします。2款8項の広報広聴費、1目8節報償費の執行額7万7,880円の内容と、予算18万8,000円に対し、執行率が41%、不用額11万120円となっています。この不用額の理由は何か伺います。

次に、114、115ページをお願いします。4款2項2目13節委託料の関係ですが、7項目について測定していますが、測定結果についてお伺いします。測定項目については、昨年と同様でしょうか。何年間も同じように測定しているようですが、環境も以前と変わっていますので、測定内容の見直しについて検討をしてもよろしいかと思いますが、どうでしょうか、伺います。

次に、126、127ページです。5款1項11目農村活性化センターの管理費ですが、認定農業者団

体を含め、利用者に応分の負担、燃料費とか光熱費をお願いするなど、受益者負担の原則で運営すべきと考えますが、当局の考え方を伺います。

次に、132、133ページ、6款2項1目13節の委託料の外客誘致観光キャンペーン事業200万円の内容と成果について伺います。

134、135ページをお願いします。6款2項2目観光施設費、13節委託料の桜病虫害防除の34万6,500円についてですが、町内の対象箇所の桜は何本あるのか。その選定はどのようにして決め、何か所実施したのか。また、処理できなかった桜の木はあるのか。また、その下の桜テングス病防除も対象の桜は何本あり、実施箇所の選定はどのようにしているのか伺います。執行額48万375円で、町内の桜の処理はどの程度できたのか伺います。

先ほども出ましたが、ホテルの里の整備ですが、ホテルが飛び交い、大変好評でした。今後の維持管理とイベントについて、どのように考えていらっしゃるのか伺います。

次に、主要な施策の成果と予算執行状況の報告書から、幾つか質問させていただきます。

3ページの(1) みんなで築くわたくしたちのまち、①の国道138号線「道の駅」を核とした須走まちづくり整備事業の推進についてですが、成果として町道4196号線オンランプの新設工事を実施し、道の駅利用者等の利便性を図ったということになっていますが、須走まちづくりとの関連について、具体的に説明をお願いします。そのことによって、どのくらいの効果があつたと認識をしていますか、伺います。

次に、富士箱根トレイルによる交流人口の拡大の推進についてですが、エージェント関係のツアーは何回実施されたのか。それに伴い、経済効果はどのようにになっているのか伺います。また、須走五合目から馬返しのルート測量を行っていますが、実現の見通しはどうでしょうか。富士山世界文化遺産登録とのかかわりについてどうか伺います。

以上です。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○税務課長（湯山正敏君） 鷹嶋議員の御質問にお答えをします。

まず1番目ですが、1番目の中を便宜上、3つの質問というふうなことで、別々にお答えをさせていただきます。

まず1点目ですが、収入未済額の増加に対する対策についてということでございますが、滞納処分の未納者については、預金調査、生命保険調査、給与調査等の全件を調査実施しております。その中で、差し押さえ可能財産の搜索に努め、納税催告に応じない場合には、ちゅうちょなく債権差し押さえを執行しております。

それから、1の中の2番目としまして、町民税、個人現年課税分の不納欠損理由についてということで御質問ですが、個人町民税現年課税分につきましては即時欠損ということになっておりまして、平成23年度個人住民税の現年課税の6件、20万3,262円の即時欠損について説明をさせていただきますと、外国人で、本国へ帰国してしまった案件が2件、1万1,340円、それから納税者

本人が死亡し、相続人が相続放棄をした案件が4件、19万1,922円でございます。

それから、1の3番目として、不納欠損額の高額滞納者についてということでございますが、高額滞納者について、ちょっと事例別に分けさせていただいて説明をさせていただきます。それから、高額滞納という意味合いでございますけれども、金額なのか、あるいはその他のというふうなことも当然あるわけですが、ただいまから説明させていただくのは、その便宜上3つに分けてお話をさせていただきますが、その中での高額ということですので、必ずしも最高の金額という、要するに100万円以上とか、そういう話ではないということを御承知置きいただきたいと思います。

まず1点目ですけれども、徴収困難事案については平成20年4月に設立された静岡地方税滞納整理機構へ徴収移管をしております、この中で給与に関して、高額滞納者の一番高い方は平成19年度から20年度課税でございまして、金額にしまして218万6,400円という金額でございます。これにつきましては、静岡地方税滞納整理機構でも様々な調査をしていただいたわけですが、所在不明ということで、こちらに戻ってきました。私どもの方でも所在不明ということなものですから、不納欠損という形で落とさせていただきました。

それから、2点目ですけれども、督促状、催告書等で納税を促しつつ、他方で財産調査を行い、差し押さえを執行しておるわけでございますけれども、高額滞納者の中には税金以外の未納があることから、強制競売事件に発展し、財産が強制競売される自己破産するケースが見受けられております。その事例といたしましては、これも給与ですが、平成18年度課税で10万1,100円、これは強制競売の要求をさせていただきましたが、配当なしということでございますので、欠損という扱いをさせていただきました。

それから、3番目ですけれども、最近ですが、個人住民税の特別徴収義務者が経営不振に陥り、会社倒産により欠損するケースが出てきております。これの高額滞納ですけれども、給与の特別徴収ということで、これが平成21年度課税で65万2,800円ということで、高額滞納者についてはそのような状況になっております。

それから、2点目の固定資産税の欠損額についてということでございます。まず、固定資産税の現年の欠損についてということで、平成23年度固定資産税現年欠損は全部で13件、19万2,064円でございますが、いずれも不動産競売事件に伴う事案でございまして、現年分も繰り上げ徴収した上で交付要求をいたしましたが、配当がなく、差し押さえ財産がないことを確認し、即時欠損といたしました。

それから、その中で、今度は高額納税者についてということでございますが、個人住民税と同様に、累積滞納者については静岡地方税滞納整理機構へ徴収移管をしております。それから、固定資産税の欠損は、多くの場合不動産競売事件により裁判所での強制換価手続が行われ、一番抵当権者に優先的に配当され、町税への配当がなく、即時欠損とするケースが多く見受けられております。昨年度の事例では、未納機関が3年から5年で、滞納額では30万円から100万円弱の行政

競売事案や会社倒産事案が6事案生じております。

それから、3番目の軽自動車税の即時欠損ということでございますが、これにつきましては、平成23年度の軽自動車税の現年分5件、2万6,400円、これの即時欠損の理由ですけれども、納税者が年度内に生活保護費受給の決定がなされ、所有していた軽自動車5台を廃車したため、即時欠損としたものでございます。

それから、4番目、円単位の調定についてということで、まずこれも2つに分けて説明をさせていただきますと、まず前段でございますが、調定が1円単位になっているというふうなことでございますが、固定資産税の現年課税分の調定額が1円単位となっているのは、区分所有建物の敷地権に係る土地の課税特例により、1円単位の税額が出てくると、それから、あと固定資産税の土地で例を取りますと、いろいろ評価をするに当たって補正係数を用いて評価をするというふうなことも出てくるものですから、調定額も円単位となります。

ただしですけれども、納税者に対する税額の算出においては、地方税法第20条の4の2に規定しております課税標準額の端数計算に従って税額を算出しております。したがって、100円未満は切り捨てというふうなことでいっているわけですけれども、では、収入済額が円単位になっているということでございますけれども、これにつきましては、今度は収入済額、100円単位ということなんですけれども、差し押さえをさせていただいたりするときに、例えば預金を差し押さえるときに1,000円の課税額に対して、預金が1,000円未満というのはあります。でも、それも押さえちゃいます。ですから、例えば565円とか、それも押さえます。ですから、その部分が端数として出てきているということで御理解をいただければと思います。

それから、軽自動車税についてでございますが、軽自動車税の調定済額が100円単位となっております。これにつきましては、100円単位となっているにもかかわらず、収入済額が円単位となっている理由ということでございますが、これについては、軽自動車税は税率が100円単位となっているため、調定額も100円単位ということで調定をされます。では、なぜ収入済額及び滞納繰越分が円単位となるのかというと、先ほど御説明したとおり、債権差し押さえによるものというふうに御理解いただければと思います。

それから、5番目の入湯税の見直しについてということでございますが、これにつきましては、ちょっと法的な位置付け等をまず説明させていただきますと、地方税法において目的税を定義する規定は存在しませんが、入湯税は地方税法第701条で、鉱泉浴場の所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興、観光の振興の中には観光施設の整備も含むということでございますが、に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯者に入湯税を課するものと規定されております。鉱泉浴場が存在する市町村が鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課す目的たる地方税というふうな位置付けが入湯税にされております。

したがって、税収の使途が明確にされなければならないということでございまして、現在、

須走の1施設のみの課税でございますが、町内にはほかにも温泉施設がございます。これらも含めて、応益性を含めた課税を検討する必要があるのではないかなというふうに考えます。

なお、現在、入湯税の使途状況については、入湯税充当事業といたしましては、観光振興を目的とした観光パンフレット作成の費用に充当しております。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） それでは、ここで午後1時まで休憩いたします。

午後0時05分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（真田 勝君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

○企画財政課長（羽佐田武君） 鷹嶋議員の御質問にお答えをいたします。

19ページの地方交付税の説明欄右側のうち、地方交付税の2,376万5,000円の増額につきましては、特別交付税分であります。当初予算で7,000万円を見込み、12月までに7,524万4,000円の交付を受けましたことから、3月の補正におきまして差額の524万4,000円と、3月交付分を2,000万円と見込み、2,524万4,000円の補正予算として計上いたしました。

特別交付税につきましては、交付税総額の6%が特別交付税として交付され、普通交付税で措置されない個別、緊急の財源需要として、台風等自然災害による被害、除雪対策費などが財源の不足額に見合う額として算定され、交付されるものであります。特別交付税の3月交付分の決定は3月下旬であり、本年は3月23日に決定し、見込みより2,376万5,000円多い4,376万5,000円の交付決定を受けたものであります。

経過については、以上であります。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野 学君） はじめに、決算書38、39ページ歳入の17款1項1目1節土地貸付収入の収入未済額6万9,917円の内容についてであります。これは備考欄の上から2段目の宅地山林貸付料のうち、宅地貸付料に係るものの収入未済額で、該当者は1人であります。

この方は、この宅地貸付料のほかにも町税も滞納している方で、税務課と連携して、何度も督促にお宅の方へ伺ったわけですが、一度に全額を納められないということで、納付相談をいたしまして、分納により計画的に年度内に納めるということで約束をしておったんですが、結果的に6万9,917円が未納となってしまう、滞納繰越となりました。

ただし、6月15日にこの全額を完納していただいております。

次に、決算書114、115ページ、歳出の4款2項2目13節委託料の測定業務委託についてであります。議員からは測定結果、それから測定項目は昨年度と同様か、それと、測定内容の見直し検討はということで御質問をいただいておりますが、最初に御質問の測定項目は昨年度と同様かと

いう点につきましては、一番上の環境調査分析測定を除く測定につきましては、前年度、つまり平成22年度と同様の測定項目で実施をいたしました。

それでは、はじめに、一番上の環境調査分析測定についてであります。昨年は北郷地区の区から区内を流れる農業用水の安全性の確認について調査の要望がありましたので、pHなどの標準的な5項目について測定を実施いたしました。その結果としては、町が定めます環境基準の範囲内でありました。このように、この測定につきましては、今後町民の方々から要望がありましたら、緊急対応として実施をしてまいりたいと考えております。

次に、2段目の河川水質測定についてであります。この測定は、町内の主要河川で実施しているものでありますが、測定結果はほとんどの項目について町が定めます基準値内におさまっております。ただ、大腸菌群数につきましては、時折基準を越す結果も出ております。この要因といたしましては、町内にはまだ多くの単独浄化槽による排水処理をしている家庭があり、台所やおふろなどの生活排水が直接排水されるため、基準値を超えてしまうというふうに考えております。

次に、3段目の特定事業場水質測定についてであります。町内の19事業所の排出状況を、年1回から4回ですが、調査確認をしております。昨年度の測定の結果につきましては、2事業所について町の環境基準を超過していたため、文書による改善指導を行っております。

次に、4段目の工業排水路の水質測定についてであります。富士小山工業団地及びハイテクパーク富士小山の排水路の工業廃水について、それぞれ年12回、毎月1回ですが、測定を行っております。昨年度の測定の結果につきましては、このうち富士小山工業団地が1回、ハイテクパーク富士小山が3回、計4回になりますが、町が定めます環境基準の基準値を超過していることを確認いたしましたので、文書による改善指導を行っております。

この2番目から4番目の測定の項目の見直しにつきましては、現在、河川や地下水、事業所の排水の水質測定につきましては、水質汚濁防止法に準じて町の環境基準を定めている項目について測定を行っております。これまで、その項目を測定することによって、町の河川及び地下水の水質や事業所の排水の状況を確認、監視してきておりますので、引き続いて同様の項目で調査を実施していきたいというふうに考えております。

ただし、水質汚濁防止法等の関連法令の改正や、県あるいは国からの助言などがあった場合は、必要に応じて調査項目を追加するなどの見直しを行っていききたいというふうに考えております。

次に、5番目と6番目にあります湧水の水質測定、地下水の水質測定についてであります。過去にありました町内事業所の排出事故による影響を確認するため、周辺地域の湧水や井戸の水質について調査を行っているものであります。昨年度の測定結果につきましては、すべて町が定めます環境基準以下の数値となっております。測定の見直しにつきましては、過去の事故によって影響の可能性がある現調査項目について、今後も引き続いて監視をしていききたいというふうに考えております。

次に、ダイオキシン類測定についてであります。町内の測定結果につきましては、ダイオキシ

ン類特別措置法に定める基準値内に、昨年度の測定ではおさまっております。この測定は、町内を小山地区、足柄地区、須走地区、北郷地区の4つに分けて、これを順番に2年ずつ、年4回測定をしております。昨年は須走支所で行いました。昨年と今年の2か年は須走支所で測定を行います。この測定につきましても、今後、ダイオキシン類特別措置法に定める基準値に準じて、測定基準値内におさまっているかどうかを引き続いて調査を実施していきたいと考えております。以上であります。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（池谷精市君） はじめに、決算書40、41ページ、歳入の部18款1項5目商工費寄附金についてであります。御質問の10万円の差額につきましては、町の観光事業推進のために例年いただいております寄附金がいただけなかったために差額が生じております。寄附金の充当先は6款2項1目観光費の18節備品購入費と、19節の負担金補助及び交付金、6款2項2目観光施設費の13節委託料に充当しております。執行額につきましては6款2項1目観光費の中で18節備品購入費としまして、決算額10万8,465円、これは落ち葉用のプロア、それから観光用のパンフレットスタンドを購入しております。

それから、19節負担金補助及び交付金、これに100万円を支出しております。内容につきましては、小山町内で行われます自転車レースの助成金ということで、5月に開催されましたサイクリングフェスティバル in 小山に交付しております。

それから、6款2項2目観光施設費の中で13節委託料でございます。1つ目が富士山五合目公衆トイレ浄化槽点検業務という委託料に充当してございます。決算額は296万6,964円ということになっております。それから、もう1事業、ホテルの里整備事業ということで659万4,000円を支出しております。

次に、支出の部でございますが、決算書126、127ページ6款2項1目13節外客誘致観光キャンペーンの御質問でございますが、これにつきましては先ほど池谷 弘議員にお答えさせていただきましたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

次に、決算書134、135ページ6款2項2目観光施設費、13節委託料桜病虫害防除、それから桜テングス病虫害防除でございます。これにつきましては桜病虫害防除は町内全域を対象としまして、国道、県道、主要町道及び河川沿いにある管理がされていない桜について毎年実施をしております。並木状に植えられている桜を対象としてすべて実施をしておりますが、桜の本数については把握をしておりません。箇所の選定に当たりましては、町民や町外から訪れる方が桜を楽しんでいただける箇所ということで選定をしております。

次に、桜テングス病防除についてですが、病虫害防除を行っている桜を対象として実施しております。箇所の選定につきましては、町の職員が現地を確認し、テングス病の進行度合いを見て、予算の範囲内で実施できる本数を決定しています。平成23年度の実績といたしまして49本を実施しております。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○経済建設部長（後藤栄一君） 主要な施策の成果と予算執行状況報告書の中のものでございますが、町道4196号線オンランプの新設工事による事業効果についてであります。まちづくり交付金を活用した須走まちづくり事業は、道の駅「すばしり」を核とした観光振興による地域活性化を図ろうとするものであります。国道138号や東富士五湖道路を利用する観光客が須走地区へ立ち寄る拠点として、道の駅「すばしり」を整備いたしました。

平成23年4月14日に開駅しました道の駅「すばしり」は、当初、東富士五湖道路からのオフランプのみの整備でしたので、道の駅に立ち寄った後、御殿場方面へ向かう場合、国道138号との交差点付近で渋滞が発生し、道の駅の駐車場内も混雑するという状況でありました。今年の4月13日に供用開始しましたオンランプの整備により、渋滞や駐車場内の混雑も緩和され、快適に道の駅「すばしり」を利用していただけるようになりました。

この事業効果を数字で表わすということは、いまだちょっと困難なわけではありますが、道の駅「すばしり」駐車場から富士山世界文化遺産の構成資産であります富士浅間神社までは歩道が整備されており、須走地区への観光客の動線となりますので、世界文化遺産登録がなされた後には、多くの観光客の入れ込みが期待されると考えております。

次に、富士箱根トレイルによる交流人口の拡大推進についての御質問ですが、はじめに、旅行会社関係のツアーの回数につきましては、旅行会社が町を通じてツアーを開催しているわけではございませんので、正確な回数は把握しておりませんが、小山町観光協会やトレイル巡視を行っている職員からの情報としまして、サンケイツアーズや読売旅行グループなどの旅行会社によるツアーが、年間約10回程度実施されておるという状況でございます。

また、それに伴う経済効果ですが、町内にある2つの道の駅やあしがら温泉、須走温泉天恵などを利用するツアーもありまして、具体的な数字、額は把握しておりませんが、その経済効果は徐々に上がっているものと考えております。

次に、須走五合目から馬返しのルートの実現の見通しですが、計画ルートは旧須走口登山道を復元する形で進められております。国有林の中を通過することとなりますので、現在、所管省庁であります林野庁関東森林管理局静岡森林管理署と年度内の開通を目途として調整を進めているところであります。

世界文化遺産登録とのかかわりについてですが、現在の計画ルートは構成資産分布の中で緩衝地帯の中にあります。そのため、整備には関係法令を遵守して行っていく予定となっております。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○農林課長（遠藤一宏君） 農村活性化センターの管理費の負担についてお答えをさせていただきます。決算書126、127ページ5款1項11目農村活性化センター管理費の支出の総額は266万2,000

円となっております。

一方、農村活性化センターの収入につきましては、決算書23ページ中段にございます、14款1項4目1節の農業使用料の備考欄1番目、農村活性化センター使用料で134万2,000円となっており、収入より支出の方が131万8,000円上回っていると、こういう状況となっております。

使用料につきましては、これまで幾度か、この収入と支出の差を埋める努力をする必要があると、こういった御意見をいただいているところでございますが、収入の面では、平成21年度が110万2,000円、翌年、平成22年度が119万6,000円、したがって、平成23年と平成21年、これを比較しますと、21万6,000円、19.6%の増加となっているところでございます。

また、一方、支出の面では平成21年度が324万1,000円、平成22年度が248万8,000円で、平成23年度と平成21年度を比較しますと、57万9,000円、17.8%の削減をしているところでございます。

なお、支出の面では、施設借上料の68万9,000円の経常的支出があることから、収入と支出の差を大きくしている要因の一つとして考えられている、こういうところでございます。

この農村活性化センターの設置目的として、地域の活性化と町内外の人々との交流を図ることが掲げられております。この農村活性化センターでは特に会議室、それから体験工房、製造体験室の利用が低いということから、これらの体験工房が多く利用されますよう、今後予定をされております指定管理者の導入に際し、幅広くこういった施設が活用できるよう提案を受けてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○政策秘書課長（室伏博行君） 決算書の84、85ページ2款8項1目8節の報償費の7万7,880円の支出済額の内容と不用額11万120円の生じた理由についてお答えさせていただきます。報償費の7万7,880円につきましては、金太郎の夏まつりに勝央町と福知山市の来賓をお招きしたときのお土産代と、小山町から勝央町の金時祭へ招待されたときのお土産代が主なものでございます。

不用額の11万120円につきましては、平成23年度当初予算におきまして、ミッション市から学生をお迎えして交流を図ると、こういうことで予算計上したわけでございますが、平成23年3月11日の東日本大震災によりまして、来日が1年延期となりましたことから、11万120円の経費ということで不用額として決算させていただきました。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（池谷精市君） 先ほど答弁でちょっと漏れてしまいました。申しわけございません。ホテルの里の維持管理及びイベントについてでございますが、この内容につきましては、先ほど生涯学習課長から答弁させていただいたとおりでございます。

また、商工観光の立場といたしまして、ホテルの里を活用したイベント等については、現在のところ計画はございませんが、ホテルの里づくり推進協議会と協議をしながら、開催に向けた検

討をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（真田 勝君） 質疑はありませんか。

○12番（鷹嶋邦彦君） 再質問させていただきます。

まず、収入の収入未済額等のことですが、いわゆる同じ人が滞納を幾つもの税金なり、例えば町営住宅、水道料、保育料、軽自動車税、まだほかにもあるかもしれませんが、そういうものを幾つもの同じ人が滞納をされているということが、先ほどの答弁なんかでも大体わかってきたんですけれども、いわゆる、例えば税務課とか、町営住宅ですと都市整備ですか、そういう各課毎の対応では、多分これ、うまくいかないんじゃないか。いわゆる不納欠損額がどんどん増えてきてしまうような気が、どうしてもするんです。

それで、いわゆるネットワークというか、どこかに集中して、なるべく不納欠損額を少なくする方法を考えるとか、実行していく、いわゆる舞台というか、そういうものをやっぱり作るべきだと、私も考えるわけですが、例えば不納欠損額が全体ですとどのくらいなのか、ちょっと今、手元に資料がないんですけれども、何億だかになっちゃうんですね。それで、そういうものの、例えば経費1割をかけて全額回収できれば安いものだと、全額は無理でしょうけれども、半分でも回収できれば安いものだなというふうに考えるんですけど、その辺の町の対応はどのように考えるか。まず、これ一つ質問させていただきます。

それから、もう一つ、町外の人の不納欠損なり滞納額が、滞納額というよりも滞納比率が、例えば先ほども固定資産税なんかだと、町内の方は173件、町外の方は250件、そのように、町外の方が少なくても当たり前のように見えるんですけれども、実際は町外の方が不納欠損額が多いという、者数が多いということが実態として出てくるわけです。ですから、そういうものに対しての対応も、どのように考えているのか、ちょっとその点についても伺います。

それから、入湯税についてです。これも前にも質問をしているわけですが、入湯税の考え方自体が、どうも私は違うんじゃないかというように思います。というのは、先ほども説明がありましたけれども、もともとが、須走の温泉に行くと3,000円以上5,000円未満のお金を使うと50円、5,000円以上を使うと100円という、今の状態はそういう入湯税になっているんですね。でも、入湯税というのは、字のとおりお湯に入ったら入湯税だと思うんですよ。そうすると、ほかの地区というか、ほかの自治体なんかのほとんどが、我々、行って入ってくるのに150円払ってきますよね。つまり、入ったら150円でもいいんじゃないですか。それで、私は単純にそれを計算しますと、今現在が18万7,900円の入湯税ですけど、単純計算をしますと3,800万円ぐらいになっちゃうんですよ。18万何がしが3,800万円に化ければ、こんなに良い話はないわけで、ちょっとこの辺の条例改正を含めて、検討をしていただいたらどうかと思う。その辺について、どのようにお考えか伺います。

それから、追加の質問になりますけれども、もう一つありました、済みません。農村活性化セ

ンターのことです。資料をちょっともらってあるんですけれども、農村活性化センターの使用については、ほとんどがふじあざみ1団体で、時間数、利用時間にしますと1,857時間、これは年間です。23年度の年間、1,857時間使っているわけです。それで、ほかの会議室は全体で11時間、体験工房が全体で23時間、体験室が38時間というように、先ほども答弁にありましたけど、ほとんど使われていない状態です。

それで、ふじあざみの利用時間が1,857時間と、ほとんどがふじあざみが使っている。そこら辺はそういうことでよろしいんですけれども、ふじあざみの中身については、私はあんまりわかりませんが、あそこでいわゆる製品を作って、お弁当でも何でも、そういう製品を作って、それを道の駅なりほかのところへ配達なりして、収益を上げていると、それはそれで大いに結構な話ですけれども。つまり光熱水費ですとか燃料費だとか、そういういわゆるそれを作って利益を上げるためのものについては、これは使用の度合いによって自分達が払うべきものだろうというふうに私は思います。そこで、その辺の検討をされたらどうかということで伺います。

それで、もう一つ追加の質問になりますけれども、決算書の36、37ページだと思います。16款県支出金、3項2目民生費委託金で、ホームレス実態調査委託金1万円が出ていますけど、これ、どこに委託したのか。それから、その効果についてどのように把握しているのか、これについて追加の質問をさせていただきます。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野 巖君） 企画総務部関係の御質問に対してお答えをさせていただきます。

まず、税等の滞納の、これらの徴収に当たって、少し組織も含めて考えなさいというような御質問だろうと思いますけれども、この件に関しましては、かねてからそんな声も聞いておりますし、ただ、現時点では具体には検討しておりませんが、各それぞれの収入科目によって、よってたつ根拠がやや違うものですから、なかなかこれを一つに統合してということは、直ちにはなかなか困難もあるのかもしれませんが、いずれにしても不公平はあってはならないというように思っておりますから、どういう形にすれば更に徴収率が上がるのかということを、今後検討させていただきたいというふうに考えております。

また、町外の人等の滞納に対して、昨年の、今決算で御議論いただいているわけですが、今年度はかなり、言い方は良いのかわかりませんが、積極的に預金を押さえたり給与を押さえたり、そういうことをかなり実施しております。したがって、今年度に関しましては、昨年度よりは、その部分の徴収率は上がるのではないかなと、そんなふうに思っております。

入湯税の考え方でございますけれども、現在、先ほど議員、3,000円から5,000円が50円で、5,000円以上が100円と、こんなお話をされましたけれども、正確には3,000円から5,000円が100円で、5,000円以上が150円ということを徴収しております。対象は1施設のみでございます。議員おっしゃるように、いわゆるおふろに入った方に全員課税するというような仮定で3,800万円程度というお話をされましたけれども、昨年度の実績を見ますと、須走の天恵が約11万人、あしがら温泉

が9万人ということですから20万人、150円賦課したとすれば3,000万円になるわけでございます。

ただ、これに関しましては、やはりあしがら温泉が150円プラス徴収するのがよろしいかどうか、これらは町民の声も聞きながら、今後、どうしたらいいのかというようなことは検討する必要があるとは思いますが、まず町民の声も聞いてみたいというように考えております。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○健康福祉課長（秋月千宏君） 鷹嶋議員の追加質問にお答えしたいと思います。16款3項2目、決算書の37ページ1節の社会福祉費委託金中段のホームレスの実態調査の委託金であります。これにつきましては、平成18年度からこれが始まりまして、静岡県から町が委託を受けて実施をしているものであります。平成23年度につきましては、この実態調査の結果、特に該当する案件はなかったということで0件であります。ただし、定額で委託金をいただいておりますので、1万円が入ったという、そういうものであります。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○農林課長（遠藤一宏君） 鷹嶋議員の再質問にお答えをさせていただきます。農村活性化センターの使用料につきまして、その経費の負担を使用者にも負担をさせたらどうかという御質問でございます。議員説明がありましたように、現在、農村活性化センターの使用の、その多くが有限会社ふじあざみがお使いいただいているということでございまして、残りの会議室あるいは製めん加工室でありますとか、あるいは体験工房、この利用率が非常に低いと、こういった状況でございます。やはりあそこの施設は、そこの地域の振興だとか地域の特産品の開発、それから更には体験実習を通して地域の活性化を図る、あるいは町内外から多く人を訪れる施設だというふうに考えております。

この使用料につきましては、毎年度、その使用に当たりまして、使用者から小山町農村活性化センターの設置及び管理に関する条例に基づきまして、使用申請をいただいております。会議室については、1時間当たり200円、それからその他の体験工房室、それから製造体験室、製粉加工体験室、製めん加工体験室、これらにつきましては、1時間当たり700円と、こういった規定の中で使用料を徴収しているということでございます。

先ほど申し上げましたとおり、今後、使用者にもう少し利用に合った使用料の徴収というふうなことも、今後予定しております指定管理者の導入に際しまして、十分に検討して導入をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（真田 勝君） 質疑はありませんか。

○12番（鷹嶋邦彦君） 先ほどの追加質問の再質問をさせていただきます。

ホームレス実態調査の委託金の1万円というか、1万円はどうでもいいんですけれども、いわ

ゆる先ほど、いなかったという答弁だったんですけれども、我々議員が今年になりますけれども、田んぼアートをするときにも、もうジャッキアップして軽自動車が2台とまっている実態があるわけですね。ああいうのをまだホームレスと言わないのか、言うのか、その辺のことがちょっとわからないということと、それから道の駅にも長期間同じ車がとまっているというような話も聞くわけで、そういうのも入れて、俗にそういう人達をホームレスと言うんじゃないかと、私なんかは思うんですけれども。それについて、どのようにお考えなのか、答弁をお願いします。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（土屋礼二君） ホームレスの実態調査なんですけれども、先ほど健康福祉課長の方から、18年から開始されたということで、ホームレスの実態調査を県から委託を受けるのには、1月から2月にかけての1週間の間に町内を巡回して、ホームレスがいるかいなかを調査してくださいということでもあります。なかなか小山町、2月ですと寒さもありますし、県の基準日がそういうふうに決められていますから、それで行うしかないんですけれども、職員が調査をするということで、なかなか情報も把握し切れないということでもあります。町民の方からそういう情報が得られたら、我々の方でも調査に行き、その時点でホームレスということで把握ができるのであれば、その人数としてカウントするということになっております。

以上であります。

○議長（真田 勝君） ほかに質疑はございますか。

○9番（梶 繁美君） 私は教育費について1点お伺いいたします。教育費2項小学校費の2目教育振興費であります。細節では13節の委託料、外国英語指導員派遣費でございます。小学校費で478万8,000円、中学校費で514万5,000円、トータル的には993万3,000円が支出されています。私は、この費用、事業については大変期待をしております。なぜなら、やはり日本人も国際色、国際的な人間にならんといかんと。やっぱり欧米や欧州の人間が、骨格が強いからって負けちゃならん、大和なでしこどういふものかというような感じで、何とか国際人になっていったらいいなということだと思っていまして、この事業が採択されて、大変期待をしているところであります。

この事業に期待をしていることとともに、今年度の主要な施策の成果と予算の執行状況報告書を見ると、19ページですけれども、主な事業の成果としてぽつぽつと来て、育英奨学事業からの上にながって4行目、小・中学校への外国人英語指導員派遣により、生きた英語を話し、聞くことによる英語教育と、英語文化への理解と親しみが図られたと書いてあります。何かちょっと私には漠然としているんじゃないかなと思いますもので、次のことについてお伺いいたします。

大変先ほども申し上げましたように、ちょっと漠然としている、私だけの話かもしれませんが、それは許していただいて、詳しいことをお伺いします。たしか、この事業は平成10年頃採択されて、悠々と13、4年たって、今現在も進められていると。これに浴された子弟は、児童生徒は、相当もう12、3年という大学生も卒業してきているので、その成果はあろうかと思えます。

私は、この事業について、その成果とかそういうものを検証されたかどうか、ただ漠然とこう

やっているわけではなく、何かもう少し工夫加えたり何かする必要もあるんじゃないかと思えますもので、この事業について検証されているかをお伺いします。もし検証されたり、あるいは調査をされたりしたらば、その成果をお教え願いたい。そういうことでございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（相原 浩君） 梶 繁美議員にお答えいたします。

決算書167ページ及び171ページの委託料、外国人指導員派遣事業についてであります。外国人英語指導員の派遣は、中学校では平成10年4月から、全学年を対象に、小学校では平成14年9月から5年生、6年生を対象に、クラス単位で年9回ずつ、また、幼稚園では平成17年4月から年1回、年長を対象に実施しております。

御質問の、派遣による教育的効果についてであります。実際に調査というものは、調査書の報告等を求めるような調査は行っておりません。ただ、毎年度、この事業実施に当たりまして、学校の英語担当者等との協議の中での意見については取りまとめてありますので、その点について御報告をさせていただきます。

効果については、外国語指導員とずっと話したい、英語ができるようになりたいなどの気持ちが自然と芽生え、学習意欲の向上が図れることは当然といたしまして、母国語の違う外国人とのリアルなコミュニケーション体験によって、コミュニケーション能力が育成される。また、外国人指導員の自然な英語に触れることにより、言語によるコミュニケーションのみならず、児童生徒が表情やジェスチャーなどの非言語コミュニケーションを自然に身につけることができる。更に、外国人指導員との直接のコミュニケーションを通して、異文化により強い関心を持つようになるなどの効果というものが報告されておりますので、今後とも事業継続をいたしたいと考えております。

以上であります。

○議長（真田 勝君） ほかに質疑はありませんか。

○11番（込山恒広君） 監査意見書の61ページの中で、水道事業決算の中でございますが、これにつきまして。

○議長（真田 勝君） 込山議員、この後ありますから。水道会計でしたら、この後、お願いします。

ほかに質疑はございませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号 平成23年度小山町一般会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第2 認定第2号 平成23年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

日程第3 認定第3号 平成23年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算

日程第4 認定第4号 平成23年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

日程第5 認定第5号 平成23年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算

日程第6 認定第6号 平成23年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算

日程第7 認定第7号 平成23年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算

日程第8 議案第53号 平成23年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定

○議長（真田 勝君） お諮りします。日程第2 認定第2号から日程第7 認定第7号までの平成23年度特別会計決算6件及び日程第8 議案第53号 小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定1件の、計7件については、一括質疑とすることにしたいと思います。これに御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号から議案第53号までを一括議題とします。

本議案については、8月28日の本会議において、町長の提案説明及び部長の補足説明は終結しております。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○11番（込山恒広君） 間違えて、済みません。ページ61でございしますが、審査意見書、監査意見書の中の、水道事業の維持のためにはということでございしますが、これについて、一番しまいにあるわけですが、安全な水道水を安定的に供給するためには、料金見直しを視野に入れて、事業経営の健全化を図りたいと、こうありますが、これについていろいろ書いてありますが、企業債とか配水施設の整備とか、施設の老朽化や、それからいろいろ人口も減ってくるし、収入も減ってくるというようなことでございしますが、御説明をよろしくお願いします。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○監査委員（池谷 浩君） 込山議員さんにお答え申し上げます。

御質問は、安全な水道水を安定的に供給するためには、料金見直しを視野に入れ事業経営の健全化を図りたいというようなことについて、もう少し詳しくしろということでございますか、よろしいですか。

今現在、給水単価、それから供給単価とありますけれども、これの利ざやがだいぶ少なくなっております。それから、現在使っている水道の需要も減っております。大口の富士学校あたりが

だいぶ減っているようでございまして、これも収益にだいぶ影響をしております。

片や施設でございますけれども、小山町は一番状況の良いときに水道を増やしました。そのときにいろいろ石綿管を多く使っております。この石綿管というのは余り上等ではなくて、健康にも影響が出るようなことも考えられます。そのためには、布設替え、それからその他に水道漏れが相当ございます。これらを直さなければなりません。それから、今後考えられます地震、こういうものに対しての備えが十分といえないと思っております。

したがいまして、まずは料金を多少考えても、水道管の布設替えというものはぜひ必要ではないかと思います。小山町はとにかく人口の割に面積が広いです。したがいまして、こういうような投資的な費用は非常にかかると思えます。ぜひそんなところを御考慮いただきたいということで触れさせていただきました。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） 質疑はありませんか。

○11番（込山恒広君） 再度質問させていただきます。

石綿管の布設替えは、専門家にちょっと聞きたいですが、どのくらいメーターがあるだか、どの辺をやるだか、価格について、ちょっと分かれば教えてもらいたいわけです、ぜひお願いします。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（池谷和則君） 込山議員の御質問にお答えします。

石綿管につきましては、現在480メートルほどございまして、昨年度新柴地区で改修をしております。順次、これらについても改修をしていきたいというふうに考えております。

石綿管のアスベストですか、そういった被害につきましては、調査による報告書によりますと、影響は出ないというふうな見聞も出ておるようでございます。

以上でございます。いずれにしても、耐震性等を考慮しながら、順次進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野 巖君） 水道料金に関しまして、現時点で町の対応についてお話をさせていただきます。

昨年度、行財政改革審議会に水道料金の今後のあり方について諮問をいたしました。その結果、審議会からは値上げを含めて、更に検討するようにと、こういう答申をいただきました。値上げ幅等につきましては、上下水道審議会で諮るべきというようなことでございますから、今後、上下水道審議会にお諮りをして、どの程度値上げをしていくのかということについて決定をしたいと思いますというふうに考えております。

以上であります。

○議長（真田 勝君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（池谷 弘君） 監査意見書62ページでございまして、小山町水道につきまして質問させていただきます。

町水道の給水人口以外の、町民の人口が現在どのくらいあるのか。また、世帯数はどのくらいあるのか伺いたいと思います。また、もしあるようでしたら、その町水道以外の人達への町水道への今後の対応の考え方を伺いたいと思います。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（池谷和則君） 池谷議員の御質問にお答えします。

町水道給水人口以外の町民人口及び世帯と、その人達への町水道への対応についてであります。給水人口以外の町民人口は、滝沢簡易水道組合とわさび平専用水道をあわせて562人、203世帯であります。その人達への町水道への対応でございますが、滝沢簡易水道組合につきましては、平成23年1月に町の上水道への統合についての陳情がなされました。現在、組合と統合に向けての協議をしているところでございます。調整が整いしだい、順次作業を進めていく計画となっております。

また、わさび平の専用水道につきましては、今後も引き続き専用水道として運営されるものとして理解しております。なお、断水等の有事な際には、事業者と協議をしながら、給水支援を行うべきものというふうに考えております。

以上であります。

○議長（真田 勝君） ほかに質疑はありませんか。

○4番（高畑博行君） 特別会計の中で、3つの会計について4点お伺いをいたします。

最初に、国民健康保険特別会計に関して、1点目、国保決算書の234ページ、実質収入に関する調書に関してであります。決算事務時点での基金の残高はどの程度かお伺いしたいです。

また、一昨年、平成22年度決算ですけれども、このときは基金への繰り入れが7,300万円あったのですけれども、平成23年度決算においては繰り入れがゼロになっておりますけれども、その理由について説明をいただきたいというふうに思います。

2点目、同じく国保決算書の227ページ、高額医療費共同事業拠出金が3,000万円余り支出されておりますけれども、本町の国保会計における高額医療費として支出されている医療内容を教えていただきたいと思います。例えば、高額が予想される例としては、人工透析などによる件数が何件で、金額的には幾ら程度などという説明で結構ですので教えていただきたいというふうに思います。

2つ目、後期高齢者医療特別保険会計に関してであります。後期高齢者医療費に関しては、年金や通帳からの引き落としを行っているために、高い率の保険料徴収となっておりますけれども、定額の年金や預貯金が乏しいための徴収不能者はどのくらいおられるのか教えていただきたい。また、それらの方に対する対処や支援方法についてもお聞かせ願いたいというふうに思います。

最後に、介護保険特別会計に関してであります。介護保険料については、本年度4月改定の第5期の決定額で、月額で一挙に1,350円値上がりして5,300円になり、県下で一番高い自治体という不名誉な結果になってしまいました。新聞やテレビ報道でこの結果を知った町民の反応は大変厳しく、批判的なものが多かったように思います。当局としては、県下一高い介護保険料の町小山という事実に、平成23年度介護保険特別会計決算と照らし合わせて、どういう見解を持っておられるのかお聞きしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○住民課長（高橋裕司君） 高畑議員の御質問にお答えいたします。

平成23年度決算時点の基金残高は3億5,818万5,041円であります。

次に、平成23年度決算における基金への積み立てがゼロの理由であります。平成22年度の基金への積み立ては、年度途中において保険給付費の不足が見込まれたため、基金1億円を取り崩しをいたしました。その後、見込みどおりに医療費が伸びなかったため、7,300万円を積み立てたものであることから、実質は2,700万円の減額となっております。平成23年度については、昨年度と比較した決算剰余金の金額が減少していること、また繰越金を平成24年度の財源とする必要があることから、基金への積み立てを見送りとさせていただきました。

次に、決算書227ページ7款1項1目高額医療費共同事業拠出金3,198万6,985円は、高額な医療費が発生する国保財政の急激な影響の緩和を図るため、県内全体の見込額からそれぞれ市町村ごと算出しております。その拠出額に対しては、高額共同事業交付金が交付されております。また、その内容は、医療費でレセプトが月80万円を超える高額な医療にかかるもので、支出される医療内容は特に心疾患、心臓病の治療が多く、毎月8件から10件ぐらいが該当になっております。

また、議員御指摘の高額の医療費が予想される被保険者の人工透析患者は、月平均18件で、医療費は約30万円から50万円であります。ただし、この医療費は下段の2目保険財政共同安定化事業拠出金に該当し、月に60件から80件くらいの中に含まれております。

続けて、後期高齢の御質問がございましたので、そちらの説明をいたします。

まず1点目の徴収不能者はどのくらいいるのか、またその対処ということで、この徴収不能者ということは、滞納者というふうにとりました。現年分では33名、82件、金額で119万5,700円、滞納繰越分では3名、12件で7万6,500円となっております。それらの方に対する対処でございますが、徴収嘱託員が個別訪問をして徴収をしております。

次に、支援方法でございます。低所得者に対して、世帯の所得水準に合わせて保険料を軽減分として7割、5割、2割を軽減しております。7割軽減では646人、軽減額では1,591万6,488円、5割軽減では74人、軽減額としましては129万681円、2割軽減では156人、軽減額で106万4,085円、計876人で軽減額が1,827万1,254円と、社会保険被保険者、これは5割軽減であります。191名、軽減額336万6,995円、合計で1,067人、2,163万8,249円を軽減してございます。これは被保険

者の41.4%に当たります。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○健康福祉課長（秋月千宏君） 平成24年度からの第5期介護保険料と平成23年度介護保険特別会計決算と照らし合わせて、どのような見解を持っているかについてであります。

まず、平成23年度における要介護認定を受けた方の数でありますけれども、730人であり、前年度の695人から35人、率にいたしまして5%増加をしております。また、実際にサービスを受けられておられる方は613人で、これも前年度と比較いたしまして60人、率にいたしまして10.8%増加をいたしました。この内訳ですけれども、居宅介護、居宅にて介護を受けられている方が444人、施設介護サービスを受けられている方が169人であります。

一方で、これに伴う介護給付費の総額は、12億6,677万4,207円となり、対前年度7,933万7,184円、率にいたしまして6.7%増加をいたしました。過去5年分の介護給付額を見ますと、年にいたしまして4,500万円から7,900万円、これを率に換算いたしますと4.2%から6.7%までの割合で年々増加を続けております。

平成23年度と5年前の平成18年度を比較いたしますと、年額で3億288万円、率に換算して31%増加いたしました。これは、高齢化の進展とサービスの充実による利用者の増加が主な原因の一つと考えられ、今後も増加していく傾向が予想されております。

こうした状況のもとで、平成24年度から26年度までの3年間の介護給付費総額を推計いたしまして、第5期介護保険料額を決めさせていただいたわけですが、この期間中には、現在小山町にはない老人保健施設2か所の建設、地域密着型グループホームの開設、隣接いたします御殿場市内に特別養護老人ホームの開設が、この中に見込まれておりまして、施設サービス給付の伸びが予測される一方で、入所待ちであります待機者の解消も図られるものと考えております。

また、法律で規定されております65歳以上の第1号被保険者の負担割合ですけれども、今までの20%から21%へと1%増えたことなどからも、やむを得ない保険料の設定であったというふうに認識をしております。大切なことですが、いかに介護状態になるのを防ぎ、受給者数を減らし、介護給付費を抑制することが、保険料の抑制につながるわけですので、23年度会計を総括しながら、介護保険特別会計、これは歳出の4款にありますような介護予防となります地域支援事業や、一般会計の3款民生費にありますような高齢者の生きがい事業、また4款衛生費にありますような健康づくりや各種検診等に重点を置きながら、介護保険と合わせて総合的に展開してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（真田 勝君） ここで10分間休憩いたします。

午後2時18分 休憩

午後 2 時28分 再開

○議長（真田 勝君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はございませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第 2 号 平成23年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第 1 項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、認定第 2 号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第 3 号 平成23年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第 1 項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、認定第 3 号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第 4 号 平成23年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第 1 項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、認定第 4 号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第 5 号 平成23年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第 1 項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、認定第 5 号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第 6 号 平成23年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第 1 項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、認定第 6 号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第7号 平成23年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(真田 勝君) 異議なしと認めます。したがって、認定第7号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第53号 平成23年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議はありますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(真田 勝君) 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、9月6日木曜日 午前10時開議。

通告による一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

午後2時32分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議	会	議	長	真	田	勝
署	名	議	員	池	谷	洋
署	名	議	員	込	山	恒
				広		

平成24年第5回小山町議会9月定例会会議録

平成24年9月6日（第3日）

召 集 の 場 所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	阿部 司君	3番	池谷 弘君
	4番	高畑 博行君	5番	桜井 光一君
	6番	渡辺 悦郎君	7番	米山 千晴君
	8番	湯山 鉄夫君	9番	梶 繁美君
	10番	池谷 洋子君	11番	込山 恒広君
	12番	鷹嶋 邦彦君	13番	真田 勝君

欠 席 議 員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	土村 暁文君
教 育 長	戸枝 浩君	企 画 総 務 部 長	小野 巖君
経 済 建 設 部 長	後藤 栄一君	住 民 福 祉 部 長	土屋 礼二君
教 育 部 長	高橋 忠幸君	危 機 管 理 監	新井 昇君
会 計 管 理 者	鈴木 哲夫君	政 策 秘 書 課 長	室伏 博行君
企 画 財 政 課 長	羽佐田 武君	総 務 課 長	小野 学君
税 務 課 長	湯山 正敏君	健 康 福 祉 課 長	秋月 千宏君
住 民 課 長	高橋 裕司君	地 域 防 災 課 長	池田 馨君
建 設 課 長	小野 克俊君	農 林 課 長	遠藤 一宏君
商 工 観 光 課 長	池谷 精市君	都 市 整 備 課 長	湯山 博一君
上 下 水 道 課 長	池谷 和則君	こ ども 育 成 課 長	相原 浩君
生 涯 学 習 課 長	土屋 和彦君	総 務 課 副 参 事	鈴木 辰弥君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長 田代 順泰君

会議録署名議員	10番	池谷 洋子君	11番	込山 恒広君
---------	-----	--------	-----	--------

散 会 午後1時57分

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

4番 高畑博行君

1. あしがら温泉の飲食物「持ち込み禁止」について
2. 公共の広場や公園などの管理の向上について

3番 池谷 弘君

1. フルマラソン開催について
2. R D Fセンター及び周辺地域の今後の活用予定について

10番 池谷洋子君

1. 「いじめ防止対策」の強化について

11番 込山恒広君

1. 駿河小山駅の駅舎活用について
2. 小山町内の企業進出と町内下請中小企業対策について

5番 桜井光一君

1. 生涯学習課施設外灯の管理体制について

8番 湯山鉄夫君

1. 防災関連諸事項を一括統合して条例化の形成について

12番 鷹嶋邦彦君

1. 道の駅「ふじおやま」の管理について
2. 町民憩いの家「あしがら温泉」の管理について

議

事

午前10時00分 開議

○議長（真田 勝君） 本日は御苦労さまです。

ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付したとおりですから、朗読を省略いたします。

日程第1 一般質問

○議長（真田 勝君） 日程第1 これより一般質問を行います。

それでは、通告順により、順次発言を許します。

はじめに、4番 高畑博行君。

○4番（高畑博行君） 私は、あしがら温泉の飲食物「持ち込み禁止」についてと、公共の広場や公園などの管理の向上についての、2つの内容について質問させていただきます。

まず最初に、あしがら温泉の飲食物「持ち込み禁止」についてであります。

小山町町民いこいの家あしがら温泉は、2005年、平成17年1月にオープン以来、順調に入場者数を延ばし、好評を博してきました。特に晴天時には眼前に雄大な富士山が望め、その眺望は素晴らしいという評判を得ています。

また、県内はもちろん、山梨県の富士五湖近辺や神奈川県箱根など、近隣の日帰り立ち寄り湯の利用料が1,000円前後の中、あしがら温泉の利用料は大人500円、子ども250円と大変リーズナブルであることに加え、露天風呂を設置したり、休憩室である「いこいの間」を広くするなど、立ち寄り湯ファンには大変好印象を持たれているようです。利用者も、町内住民はもとより、県外から訪れる方も大変多いと認識しています。

しかし、この春から、温泉施設内への飲食物持ち込み禁止措置がとられました。その結果、町内に住む方から私のところに、何件かの苦情がありました。どういう内容かと申しますと、お一人の方は、「町内に住む高齢者にとっては、ちょっとした漬物や果物を持って出かけ、湯上がりに仲間と休憩室で談笑してくることが何よりも楽しみだった。しかし、飲食物持ち込み禁止になってしまい、そういう楽しみができなくなってしまった。町民いこいの家と銘打っているのに、いこいの場所ではなくなった。」というものです。

別の方は、「今までのつもりであしがら温泉にみんなで出かけた。そうしたら、突然飲食物持ち込み禁止だということで、せっかく持っていった果物は机の下に隠し、少し口にただけで持ち帰ってきた。聞くとところによれば、温泉玄関に立てかけてある持ち込み禁止の立て看板を見て憤慨して帰ってしまった方もいる。」というものでした。

私は、担当課である商工観光課を通して、開設以来のあしがら温泉利用人数集計表と、足柄サ

ービス合同会社との業務委託契約書を見せていただき、自分なりに分析してみました。その結果、飲食物持ち込み禁止措置がとられた4月以降、入場者数が激減したかということ、明確な判断はできません。その理由は、昨年度は3・11東日本大震災の影響があり、4月、5月の利用者数は前年度を大きく下回りましたので、比較検討するのは妥当ではありません。更にその1年前との比較では、4月、5月の利用者数と利用料は若干減っているものの、今年の6月は少し盛り返しており、総じて持ち込み禁止措置をとったから利用者数と利用料が激減したということは断言できないと考えます。これらの分析は、もっと長期的な累計を待って判断する必要があるように思います。ただ、食堂の利用度は、食堂担当関係者の話によると、減少したということを述べておられました。

私も、気軽に行ける日帰り立ち寄り湯はよく利用します。山梨県や伊豆、箱根まで足を延ばします。私の場合は、飲食物を持って出かけることはめったにありませんが、それぞれの立ち寄り湯の休憩室で見ていると、家族や高齢者同士で来ているお仲間は、持参した漬物や果物、お菓子などを開いて楽しんでいる光景をよく目にします。では、それらの方々が、食堂の食べ物は全く利用していないかということ、そうではありません。おそばやラーメン、定食類等も食べながら、自分達が持ってきたものも口にしているわけです。利用者がコンビニ弁当などを持ち込んで、せいせいと食べており、施設内の食堂や売店の飲食物には手をつけないという姿はまず見たことがありません。

そこで、今回、なぜあしがら温泉で飲食物の持ち込み禁止措置をとったのか、町内外の方の不満や反発に丁寧にこたえていく必要があります。

更に、持ち込み禁止措置の決定から4月1日の禁止スタートまで、その周知徹底の期間が余りにも短過ぎやしなかったのか疑問が残ります。飲食物の持ち込みは御遠慮くださいという広報が不徹底だったからこそ、多くの温泉利用者の皆さんの疑問や反発を大きくしたのではないのでしょうか。

それに加えて、成美・明倫地区の方にとっては、福社会館のゆったり湯が閉鎖されてしまい、ゆったり湯の代わりにあしがら温泉を利用してくださいと言われたわけですが、そのあしがら温泉が今度は飲食物持ち込み禁止となっては、町民にとって憩いの場が奪われてしまった、もうけ主義に走り過ぎているのではないか、住民サービスという点をどう考えているのかという不満や不信感が増幅するのは仕方がないのかもしれません。

私は、町やあしがら温泉自体に対して不満の声は届いていないのかと思い、質問させていただきました。すると、やはり不満の声は届いていました。あしがら温泉に寄せられたアンケートの中に、いずれも60歳代の方の感想ですが、「好きなものを食べるのを楽しみにしていたのに、これでは来ることが少なくなってしまう。再考を願う。」とか、「休憩室が持ち込み禁止になり、くつろぐ町民がなく、寂しい限りです。」とか、「持ち込み禁止になり残念。もうここに来る利点が無くなった気がする。」などといった厳しい感想が寄せられています。

今回の持ち込み禁止措置は、食堂や売店部門の運営を守る意図で実施したのではないだろうか。また、指定管理制度導入に向けて、売り上げ実績の向上の意識が働いたのではないだろうかといった見方がうわさされています。私も同様のことを予想しました。しかし、町民は、なぜ持ち込み禁止にしたのか、納得のいく丁寧な説明がないから不満に思っているのです。

立ち寄り湯というのは、いわゆる一見さんより何度も訪れるリピーターをいかに増やしていくかが、利用者数の安定的確保にとって必要不可欠だと考えます。その意味では、地元の町民にそっぽを向かれるような飲食物持ち込み禁止措置は白紙に戻し、若干の飲食物の持ち込みは認めてやる。ただし、食堂や売店の利用もお願いするという方向に、軌道修正すべきと考えます。

現在、業務委託されている足柄サービス合同会社は、町の指示に従って飲食物の持ち込み禁止措置をとったわけですので、町が責任を持って、今後の対応について町民にこたえていく必要があります。

そこで、次の2点について、町の見解を伺います。

まず第1点目は、どういう理由から「持ち込み禁止」という方針をとったのか。また、禁止の理由を町民に丁寧に広報したのか。

2点目は、町民いこいの家という観点から、利用者が憩える場所であるべきはずなので、飲食物の持ち込み全面禁止という強い明示はせず、食堂等の利用もしてもらう併用制を認めるべきではないのか。

この2点について、質問します。

次に、町内にある公共の広場や公園などの管理の向上についてであります。

町内には、公共の広場や公園が幾つもあります。これらの場所は、スポーツをする方々や子供達だけでなく、高齢者のウォーキングや軽い運動の場所としても利用されています。私もジョギングやウォーキングをしに、豊門公園や総合運動公園の多目的広場などはよく利用させてもらっています。しかし、それらの場所でジョギングやウォーキングをする仲間から、小山町はこれらの広場や公園の管理が良くないという訴えを耳にしていました。

実際、野球場や多目的広場がある生涯学習センター周辺は、春先、一時はひざ近くまで雑草が伸びていたことがあったり、梅雨明けの時期には雑草が一面に花をつけている状態のときがありました。また、野球場内や多目的グラウンドの土の部分にも、草が生えている状態です。

そこで、各課が担当する施設・設備で、シルバー人材センターなどに委託している作業の仕様書を、議会事務局を通して手に入れました。それらを一つ一つ分析してみました。と同時に、私がジョギングやウォーキングに出かける小山・御殿場周辺の広場や公園で、一番管理がしっかりしていると感じている高根のふれあい広場の管理システムがどうなっているのか、高根中郷館の館長に直接面談し、仕事の内容をお聞きしました。

そうすると、はっきりした違いがわかりました。高根の中郷館は、常時2人のシルバー人材センターの方と契約し、ふれあい広場と上小林にある西広場の2か所を、合わせて週3日、芝刈り

や立ち木・垣根の管理や草刈り作業、除草剤散布などを委託しているそうです。この2人は地元の高根の方で、指定管理者である中郷館の職員と常に細かく打ち合わせをし、どこをどのように作業するのかの徹底を図っているそうです。

高根ふれあい広場に行ってみればわかりますが、青々とした芝生が常にきれいに刈られており、立ち木や垣根も手が入っており、大変気持ちが良いです。ローラーがけなどのグラウンド整備は中郷館の職員が当たり、シルバーの方は芝や植木の管理に限定するという作業のすみ分けを基本的にはしているようです。

これらの方だけでなく、臨時に雇うシルバーの方や西広場に常駐する方など、シルバー人材センターに支払う年間の委託料は約500万円に達するそうです。もちろん、高根財産区という強力な財源元が控えているからこそできるわざであることは間違いありません。

一方、小山町はどうかというと、例えば総合運動施設緑地管理使用内訳書の芝生や樹木に関する内容を見ると、芝生や法面等の管理委託は年3回、生け垣や庭木の剪定に至っては年1回という状況です。高根ふれあい広場の夏場は、週に1回は必ず芝刈りをしていることを含め、週3回の作業と小山の年に3回程度と比べると、その仕事量は議論になりません。

財政力のあるなしによって、管理分野にかけるお金の大小に差が出てくることは、ある程度仕方ありません。また、財政状況が苦しいとき、これらの分野がまず削減される対象になることも事実でしょう。しかし、幾ら立派な施設・設備を持っていたとしても、管理状態が不十分だと、宝の持ち腐れになってしまうことも事実です。小山町内には数々の広場や公園があるわけですが、豊門公園などは地域ボランティアの方々にお世話になっているわけですし、担当課ごとに管理場所が分かれていて、統一性に欠けています。

例えば生涯学習センター構内は教育部生涯学習課、豊門公園は経済建設部都市整備課、八重桐の池は経済建設部農林課、健康福祉会館や小山公園は健康福祉課、遊具の設置してある公園等はこども育成課というぐあいです。

これは、どこから補助金をいただき、その場所の管理をするのかという事情で、それぞれの広場や公園管理がばらばらに行われているためだと予想されますが、町民にとってはどういう理由でどこの課が担当しているかなどということは関係ないです。

私は、小山町の縦割りごとの管理体制を見直し、それぞれの場所を横断的に管理監督できる機構改革ができないものかと考えます。それぞれの縦割り制度を仮に残すとしても、それぞれの体制に横ぐしを1本刺すような機構改革の発想です。身近な行革はこういったところから行っていくべきではないでしょうか。どこの管理であっても、草が生え、芝が伸びる時期は同じ時期です。それぞれの課毎にシルバー人材センター等に業務委託しているようだと、同じ行政下で行っている仕事に統一性が欠けていると指摘されても仕方ないでしょう。

そこで、次の2点について質問します。

まず第1点は、現在ある仕様書の仕様内容を見直しするなどして、草刈りや木の剪定などをも

っと小まめにやることはできないのかという点です。

2点目は、各広場や公園の管理主体が、担当課がばらばらなために統一されていないので、もっと一元化した管理体制はとれないのかという点です。

以上、私の2つの質問といたします。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 高畑議員にお答えをいたします。

はじめに、町民いこいの家「あしがら温泉」についてであります。

あしがら温泉は、平成17年1月に開館し、今年で8年目を迎えました。これまでに、町内外の大勢のお客様に御利用いただき、本年7月末現在で延べ62万人の方に御利用していただいております。また、昨年度の利用者は9万2,031人で、開館当初の平成17年度の6万9,279人と比べますと、約32%の増加となっております。

町では、これまでに、利用者の御意見や御要望におこたえするために、露天風呂の設置、休憩室の増築、軽食コーナーの設置、営業時間の延長などを実施し、利用者への利便性と施設の快適性の向上に努めてまいっております。

御質問の飲食物「持ち込み禁止」についてであります。近隣の公設の日帰り温泉の状況は、レストラン、売店等の施設が充実しているため、飲食物全面持ち込み禁止または飲み物のみの一部持ち込み禁止、飲食等の施設がないため持ち込み自由としているなど、様々であります。

町では、あしがら温泉への出店者や納入業者を交えて話し合いをした結果、利用者への利便性を更に図るために、販売価格やメニューの見直し、販売品目の多様化を図り、軽食コーナーを充実させることとし、軽食コーナーの安定的な運営を考え、あしがら温泉館内への飲食物の持ち込み禁止を平成24年3月13日に決定をいたしました。決定後、あしがら温泉館内や入り口に予告の貼り紙や立て看板を設置をして、利用者に周知を図り、4月1日から実施をいたしました。

飲食物の持ち込み禁止につきましては、利用者から様々な御意見をいただいておりますが、今後、指定管理者制度の導入を予定をしておりますので、指定管理者の意向も踏まえて検討をしてまいりたいと考えております。

次に、公共の広場や公園などの管理の向上についてであります。

まず、草刈りや立ち木の剪定を小まめに行うことについてであります。公共施設は皆さんが快適に、気持ち良く利用できる環境を保たなければならないと考えております。

現在の管理状況ですが、主な施設として生涯学習センターのうち総合文化会館周辺は生涯学習課が、多目的広場等の総合運動施設周辺は、平成23年度から指定管理者であるNPO法人小山町体育協会がそれぞれ管理をしております。文化会館周辺はサツキの剪定と除草作業をそれぞれ年間2回委託しており、総合運動施設周辺は、生涯学習課が管理をしていたときの仕様に準じて、草刈りを年間3回、立ち木の剪定を年間2回実施をしております。

また、健康福祉会館及び小山公園につきましては、健康福祉課による管理で、健康福祉会館周

辺では、草刈りを年間2回、ツツジやサツキの剪定、施肥をそれぞれ年間1回、小山公園では落ち葉等の清掃や草刈りを年間18回、土手の草刈りを年間3回実施をしております。

また、豊門公園や須走多目的広場は都市整備課が、足柄ふれあい公園と農園は農林課が、それぞれ外部委託により管理をしており、草刈りや除草作業を年間6回程度、その他、公園内の清掃等を定期的実施をしております。草丈の伸びる夏場には、職員による草刈り作業も実施し、管理の向上に努めているところであります。

いずれの施設も限られた予算で管理をしているため、仕様書を見直し、実施回数を増やすことは難しいと考えますが、草木の成長に合わせ、作業の実施時期を調整するなど、最も効果の上がる管理方法を検討し、対応していきたいと考えております。

次に、管理の一元化についてであります。主要な施設、広場、公園は行政財産に位置づけられており、担当課が管理をいたしております。このように、施設ごとに指定管理者や担当課が外部委託し、契約でカバーできない部分については、現場に精通している担当課が状況を見ながら対応していますので、現状の管理体制で行うことが良いと考えておりますが、御提案いただきました一元化につきましては、今後、委託発注の一本化による経費の節減を含め、効率的な管理方法について研究・検討し、皆様が快適に利用していただける施設管理に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 再質問はありませんか。

○4番（高畑博行君） 2つの質問について再質問させていただきます。

あしがら温泉の飲食物持ち込み禁止については、安定的な運営を目的で、出店者や持ち込み業者などとも相談して決めたというふうな理由を述べられましたが、それでは、利用者の側の目線に立っていません。やはり利用者があつての施設ですから、その利用者の側に立った見方が必要です。

また、持ち込みを禁止することの広報についてですが、特に言及がありませんでした。余りにも突然の決定が、今回の問題を大きくした原因の一つだと指摘しなければならないでしょう。今回の持ち込み禁止措置に関する問題は、町民の皆さんの中にはまだ知らない方も多く、周知徹底されていません。いろいろな広報の手段を使って、経過と結論を知らせていくべきと考えますが、どうでしょうか。

ところで、この持ち込み禁止措置の発想は、町長御自身の発想ですか。そこをお伺いします。

また、町長のマニフェストにもあるスピード感とは、この種のケースに当てはまる必要はないと思います。むしろ逆で、トップダウン方式のやり方ではなくて、少々時間はかかっても、広く住民の声に耳を傾け、じっくり判断する方法をとることが重要だと思うのですが、どうでしょうか。

2点目の広場や公園の管理については、最も効果の上がる管理方法を考え、一元化についても

検討していくということなので、今後の当局の実行力にぜひ期待したいというふうに思います。

それでは、繰り返しますが、1点目として、あしがら温泉の飲食物持ち込み禁止は、町長御自身の発想だったのか。2点目として、広く住民の声に耳を傾ける点についてはどうなのか。3点目として、今までの経過と今後の結論について、どういう形で広報を徹底していくつもりなのか。その3点について再質問させていただきます。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 高畑議員の再質問にお答えいたします。

まず、近傍の持ち込み禁止について、やっていच्छる施設について、先にちょっと御報告させていただきます。河津町見高入谷高原温泉、これは指定管理になっておりますが、持ち込み禁止。同じく河津町踊り子温泉会館、直営であります、これも禁止。それから、同じく河津町サンシップ今井浜、直営でやっておりますが、これも禁止。沼津市壺の湯、指定管理になっておりますが、これも禁止。函南町湯〜トピアかなみ、これも指定管理であります、持ち込み禁止。松崎町かじかの湯、指定管理になっておりますが、これも持ち込み禁止。伊豆市、湯の国会館、これは直営で市がやっておりますが、これも持ち込み禁止。富士宮市ユー・トリオ、指定管理になっておりますが、これも持ち込み禁止。裾野市ヘルシーパーク裾野、これは指定管理になっておりますが、持ち込み禁止。御殿場市の御殿場市温泉会館、指定管理になっておりますが、アルコールのみ持ち込み禁止と。それから、隣の山梨県になりますが、紅富士の湯、これは指定管理でございますが、持ち込み禁止。同じく山中湖村の石割の湯、これは持ち込み自由。隣の山北町さくらの湯、持ち込み自由。こんなところが公でやっている施設の状況でございます。

最初のお話のございました持ち込み禁止について、町長の方針でやったのかということでございますが、この増築工事に伴って、新たな軽食コーナーができました。この増築工事につきましては、御承知かと思いますが、防衛の補助事業でこれをやった事業でございました。このときに横浜の防衛施設局の方からの指導がございまして、補助が入っているので、営利目的としない簡易なメニュー、例えばカレー、ラーメン、うどん、そば等を主にやるべきだろうと。こんなことも今回の持ち込み禁止の一つの要因となっております。

この軽食コーナーができたのは去年の11月2日からオープンをしております。これにつきましては、当初私が町長になって現場を見た中で、いつからオープンするのだと担当に聞きましたら、会計検査が終わってからオープンするということで、もう年を越してしまうと、こんな状況でございました。これでは増築工事がリニューアルオープンしたときに、この軽食コーナーを囲ってわからないように隠してしまうということはいかがかなと思ひまして、防衛省とこの件について交渉させていただきました。その中で御理解をいただいて、ようやくにして11月2日のオープンにこぎつけたと、こんな経緯がございました。当初、昨年度であります、この委託業者は足柄サービスに委託をいたしました。お値段につきましても、これは全くお任せで、試行期間ということで年度内、来年の3月、今年の3月でございますが、これまでやってくれよと、こん

な話で進んだわけですが、中を受け持った業者、そば屋さんでございしますが、この方、やっぱり手打ちのそばを主にやっておりまして、値段がなかなか張った値段で提供したということで、だいぶ御批判を皆さんから受けました。こんなことを踏まえて、この年度変わる前に、3月に入ってからでしょうか、業者等と町と話し合いをした中で、値段を下げてくれと。やっぱりワンコインで食べるものが提供できるような形をできませんかと、こういう話の中で、持ち込みの禁止という話が出てきたわけですが。そういう状況の中、いろいろ鑑みて、今回の持ち込み禁止ということにいたしました。

また、これからについては、指定管理制度の導入となった暁には、この指定業者といろいろ打ち合わせをしながら、今おっしゃったような、私も気持ちは全くわかりますので、できれば併用的な形に持っていきたいなと、こんな気持ちでございしますので、これらについても指定管理業者との話し合いの中で進めていきたいと、そんなことで御理解をいただきたいと思います。

広報についての、周知ということでございしますが、今申し上げたとおり、去年の11月のオープンということで、また4月からの新たな再契約ということがございましたので、今のような事情の中で周知についても本当に短い期間でやったということで、町民に十二分に理解がされていないということも承知しております。それについては、本当に済まないなと、そんな思いをいたしているところでございます。

あと、利用者の目線に対して立っていないというお話でございましたが、今のようなことで、指定管理に向けて、これから検討の中で、今御質問の内容等も鑑みてやっていきたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（真田 勝君） 高畑議員よろしいですか。

○4番（高畑博行君） 再々質問をさせていただきます。

あそこの食堂部門を担当している方とも、私はお話ししました。おそばの件も承知しております。実際、あそこに行きますと、自動販売機で購入する食べ物と、あのおそば屋さん独自で出している十割そばの申し込みの位置は違います。ああ、それなりにやっぱり苦労して対応しているんだなというのを認識しております。そういう業者さんとのやりとりの中で、この持ち込み禁止措置をとったんだというふうな、今お話があったわけですがけれども、再度お伺いします。

町長さんの御提案というか、そういうお考えでやったのではないのかどうなのかということを明確にお答えいただきたい。

それから、2点目は、小山町というのは、私、広報の仕方が、こんなこと言っちゃあれなんですけど、下手だと思えます。4月から変わったいろいろな保険制度のこともそう。町民の中に入っていったいないんですよ。みんな知らない。例えば広報おやまに書いてあるからいいだろうって、そんな細かく特にお年寄り見れません。ですから、独自の何か回覧板ですとかそういったものを出して、やはり広報の徹底をすべきではないのか。

ゆったり湯のときは出してくれましたよね、成美・明倫地区に。区長さん達が回覧板で回して

くれました。あれも一つの手なんですよ。ああいうことの細かな努力を、私はぜひお願いしたい。
その2点について、もう一度質問させていただきたいというふうに思います。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 持ち込みについて、3者で話をしたという中で、私がイニシアチブをとってそういう方向に持っていっただのかと、こういう御質問でございますが、私は最終的にはお任せしますよと。皆さん方のお考えで結構ですよと、こういう発言をして、いろいろ足柄サービスさんの中にでも、商工会のメンバーが入っておりまして、この方々はやっぱり強硬に持ち込み禁止と。片やうちの方々は持ち込んでもいいじゃないかと、このような意見が分かれました。ただし、結論としては、皆さん方の御意向を受けて禁止したと、このように私承知をしております。

あと、広報の問題でございますが、先ほど申し上げたとおり、今回については3月半ば頃決定をし、4月からということで本当に期間もなかったわけでございますが、その周知が行き届かなかったことについては反省をいたしておりますので、これからいろいろな広報等を必要なことがございましたら、気をつけてやっていくということをお約束させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） 次に、3番 池谷 弘君。

○3番（池谷 弘君） 本日は2件の質問をさせていただきます。

まず1件目は、フルマラソン開催についてであります。

マラソンといえば東京マラソンを思い浮かべる人も多いと思います。経済波及効果、スポーツや観光の振興につながると、東京の名所、目抜き通りを走るマラソンを、東京都知事の強い思いで、警備に当たる警視庁も説き伏せて実施させた経緯があります。

2011年の東京マラソンは30万人の応募者から約3万6,000人が参加し、沿道には200万人の観衆が集まる一大イベントとなっております。その経済波及効果は、2008年の第2回大会でさえ376億円、コース沿道の飲食店の売り上げは1.5倍から2倍にも伸びたと言われております。

3万人のランナーに1万人のボランティアが協力し、大会を運営しております。

また、東京マラソンとの連動企画として、東京大マラソン祭りが実施され、コース沿道の各所において、ランナー通過に合わせて屋台村、応援ウォーク、和太鼓の演奏等、都内20か所以上で応援イベントが挙行され、ランナーとともにマラソンを楽しみ、地域活性をも図られております。

この小山町でも富士スピードウェイで5,000名が参加する富士マラソンフェスタがありますが、ハーフマラソンが最大であり、富士スピードウェイ内だけの限られた空間で開催となっております。

このマラソンを行うことによって、例えば小山の駅前を6,000人余の人が川のように走り、沿道では応援イベントが実施されている様は、まさに小山町の活性そのものだと思います。

足柄の地蔵さんや富士山世界遺産の構成資産でもある須走浅間神社を回り、小山町の文化・歴史を日本中のランナーに楽しんでもらいながら、小山町をPRできればと考えて、強く思ってお

ります。現在、静岡県の一部ではフルマラソンが開催されていないのが、チャンスであると考えます。

フルマラソンは公道を使用するため、警察からの許可の基本的判断基準が示されております。例えば、そのうちの1項目には、スポーツ振興、青少年の健全育成、地域活性の公的目的を有するものであること。通行止め等について、地域住民等の合意形成が十分であること。小山町が事業主体として十分に関与していること。また、地域住民、道路利用者、関係事業者、地域公共団体等各方面が参加する協議会を設置し、合意形成を行うことが要求されております。

小山町活性のためにも、フルマラソンを開催していくことが必要と強く考えております。そのためには、小山町の各種団体の協力を得ながら、小山町が当事者として進めていくことが要求されております。

そこで、小山町がフルマラソン開催に向けて主体的に活動して、小山町を活性化していただけるか伺いたいと思います。

次に、2件目はRDFセンター及び周辺地域の今後の活用予定についてであります。

御殿場市の板妻地先に平成27年度新ごみ処理施設が稼働する計画で、現在進んでおります。これに伴い、現在の小山町桑木地区にありますRDFセンターの業務停止となります。平成7年10月に着工し、平成27年4月まで20年間ごみ処理施設として地区住民の協力によりRDFセンターが稼働してきたわけでございます。

RDFセンターの敷地は2万2,288平方メートルあり、また、このRDFセンターの隣接地には2,882平方メートルの町有地もございます。この周辺は平たんな地で、また、そばには東名高速の足柄サービスエリアもあり、下り線は小山町桑木地先でもあり、スマートインターの計画もあると聞いており、将来の小山町発展の場ともなります。

3年後にはRDFセンターの稼働停止になりますので、早い段階での周辺地域を含めた将来計画を決めていくことが重要と考えております。

そこで、RDFセンター及び周辺地域の今後の活用計画について伺います。

以上2点でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷 弘議員にお答えをいたします。

はじめに、フルマラソン開催についてであります。

議員も御承知の富士マラソンフェスタは、富士スピードウェイを会場として、NPO法人小山町体育協会の主催行事として、毎年約5,000人の方々が参加するスポーツイベントとなっております。富士スピードウェイを会場としているため施設は充実しており、日本国内で開催されたランニング大会の中から、実際にレースに出場したランナーによる投票をもとに、全国ランニング大会100選に今年も選ばれるなど、高い評価を得ていると聞いております。

このように人気のある大会でフルマラソンを行うことになれば、宿泊者や交流人口の増加等に

より、経済効果が望め、町の活性化にもつながることが考えられます。

今後、コースの選定によっては、町民を挙げてのイベントとしても定着するものと考えます。もちろん、フルマラソンの開催は長時間にわたる交通規制など、町民の皆様の御理解と御協力を得なければできないことでもあります。

また、町内を数千人のランナーが走ることが予想されるため、安全確保など多くの課題が考えられますので、富士マラソンフェスタ実行委員会の中で一つ一つの問題を解決し、フルマラソン開催の実現に向けて、町も可能な限り協力していきたいと考えております。

次に、RDFセンター及び周辺地域の今後の活用についてであります。

RDFセンターにつきましては、平成3年12月に広域行政組合と地元との合意に基づき、平成11年4月に操業を開始し、現在に至っております。また、新ごみ処理施設の建設計画につきましては、平成22年10月に御殿場市板妻及び神場地先に建設予定地11.3ヘクタールの都市計画決定告示も行っており、平成27年3月までに新施設の設計及び建設工事を完了し、同年4月に供用開始を予定しております。

このため、RDFセンターにつきましては、新ごみ処理施設の安定稼働が確実になった時点において廃止する予定となっております。

RDFセンター解体後の跡地利用につきましては、当該地が御殿場市・小山町広域行政組合の所有地であることや、新たに利用するためには都市計画法の手続きが必要であること、また足柄サービスエリアへのスマートインターチェンジ設置につきましては、御殿場市と協議を始めておりますが、設置された場合には、物流を含めた交通の流れが変わることとなりますので、御殿場市や広域行政組合など関係機関と協議し、検討してまいりたいと考えております。

更に今年度実施しております市街化調整区域基本方針策定業務委託の調査結果や、平成21年3月30日付の桑木区との確認書に基づく、清掃センターを含めた周辺の土地利用に関する協議機関の設置をはじめ、地域の皆様の御意見を伺った上で検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 再質問はありませんか。

○3番（池谷 弘君） 再質問させていただきます。

今、町長の方から、フルマラソンにつきまして、富士マラソンフェスタ実行委員会を使って実施していくというような、このような考え方が言われましたけれども、この富士マラソンフェスタ実行委員会とは別に、やはり小山町がとにかくやるんだという、そういう強い気持ち、そのものを表すために、それによって、表すことによって、警察あるいはいろいろな関係部署も動いていくと強く思います。

そのために、行政主体の実行委員会が、富士マラソンフェスタとは別に必要と考えます。別な実行委員会を立ち上げ、主体的に活動していけるのか、再度お伺いいたします。

また、フルマラソンにつきましては、実施日の目標がなければ、活動があいまいになってしま

うと考えます。私といたしますと、2年後にはフルマラソンが開催できるようにしていきたいと、そのような目標を設定した方が良いのではないかと思いますので、実施について、いつ頃の目標というのがあれば、お答え願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷議員の再質問にお答えいたします。

私もこの件については、ちょっと勉強したことがございます。いろいろ小山町の中も調査をしていただきましたが、小山町は起伏が激しくて、小山町内では無理と、こんなお話を伺っております。もしやるのなら、御殿場市、裾野市までまたいだ、この地域の中で42.195キロですか、このコースの選定が良ろしかろうと、こんな助言もいただいておりますが、今の御質問ですが、主体を小山町として、これからやっていけると、このようなお話をいただきましたが、先ほど答弁で申し上げたとおり、やっぱり体協、小山町が主体となって、御殿場の体協あるいは裾野体協と、このような話題をもとに1回話をする必要かなと。その機運の中で、また2市1町の行政が投資をすると、こういうことも一つ考えてほしいなと。

小山町が主体となると、なかなか今申し上げたとおり、コースの選定、この辺でまずはひっかかるかなと、こんなことを私の浅はかな知識でございますが、こんなことがございました。

ということで、目標年次2年先と、このような御提言がございましたが、ちょっとそれはしばらくお待ちください。

以上です。

○議長（真田 勝君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時09分 再開

○議長（真田 勝君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

再質問はありますか。

○3番（池谷 弘君） 町長の答弁していただいた内容ですと、フルマラソンはかなり難しいというように、私は個人的には判断したわけなんですけれども。現在、この40キロにつきましては、町内におきましても町内一周駅伝というものが開催されておまして、これをパワーアップすることによって十分可能ではないかと。実行委員会を立ち上げて、可能ではないかというふうに考えております。

そして、更に小山町の活性化を図っていきたいというふうに考えておりますので、町長の御意見を、済みません、再度よろしくお願いいたします。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷議員の再々質問に対してお答えいたしたいと思います。

なかなか、先ほど申したとおり、公式なコースとなると難しいようでございますので、ローカルなことでしたら、これはローカルルールでできるかと思いますが、町として正式にやるとなると、やっぱりこの公式な形でのコース選定も必要かなと。この件について、また新たに検討させていただきます。また、その暁には、町が協力できるかどうか、またこの議場でお答えしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（真田 勝君） 次に、10番 池谷洋子君。

○10番（池谷洋子君） 私は、「いじめ防止対策」の強化について、町の見解をお伺いします。

滋賀県大津市で昨年10月、市立中学校の男子生徒が自殺した痛ましい問題をきっかけに、全国各地で次々といじめの実態が明るみに出ています。いじめの苦しさから抜け出そうと、自らの命を絶つ子どもが後を絶ちません。大津市で起きた事件は、警察捜査が入る異例の展開を見せています。子供達への心理的影響が心配です。

考えてみれば、私達、子どものころから、悪口や靴を隠されたりなどのいじめはありました。その頃はいじめられた子やそれを見ていた子達が先生に言いつけると、即先生がいじめっ子のところに行き、げんこつを加え、いじめられた子に謝らせ、お互いを握手させ、仲直りさせたという簡単な解決方法だったように思います。

しかし、現代のいじめは、そこまでやるかというようなパソコンや携帯電話によるインターネット上での身の毛もよだつ悪質かつ陰湿ないじめが増えています。悪魔のようなメールは大人でも死にたくなるようなことが実際に起きており、底知れない残酷さを感じます。これは言葉の暴力と凶器のない殺人です。

また、仲間外れにすることでも、十分相手を追い込むことができてしまう。いじめはささいなことがきっかけで、だれでも被害者にも加害者にもなり得るということです。つまり、どの学校でも起こり得る、しかも根が深く、簡単に解決できません。子どもは必死にいじめを隠そうとします。大人に話したことがばれたら、もっとひどい目に遭うかもしれないとの恐怖心から、相談できない。大人が気づかないうちに自尊心を深く傷つけられていきます。

だからこそ、教員も親も子どもの視点に立ち、子どもの小さな変化、例えば友人が変わったとか休みがちになった、携帯電話を急に見なくなったなど、小さなサインも見逃さないでほしいと思います。

そして、学校関係者、保護者、地域の協力者の方が情報の共有をすることが重要だと思います。

また、子供達にはいじめのない学校づくりについて話し合う時間を設けたりすることも大切だと思います。

いじめは、れっきとした人権侵害であり、犯罪であることやいじめた側が100%悪い、だからいじめは許されないという共有する気風を作ることが大切だと考えます。人権というと難しいと思ったら、童謡詩人金子みすゞの「みんな違ってみんないい」と言ったらどうでしょうか。また、携帯電話やインターネットなどによる見えにくいいじめは、IT関係の専門家等の力を借りるの

も一案かと考えます。

さて、大津市で起きたいじめ自殺事件は、市教育委員会のずさんな対応が際立ちます。自殺直後、遺族の求めで全校生徒に2回のアンケートを実施、男子生徒が自殺の練習をされていたとの回答は無視され、2回目のアンケートの葬式ごっこの言葉の存在を遺族にも説明していなかった。責任感の欠如には、あきれるばかりです。

学校もいじめの存在を裏づける一定の情報が集まっていたにもかかわらず、その段階できちんとした対応ができていなかった。大津市の問題を受けて、学校や教員の評価制度が、いじめを隠ぺいしようという風潮を生んでいるとの声もありますが、事実はずっと単純で、学校側が日頃のいじめの実態を重く受けとめていなかったのだと、私は思います。

なぜなら、「本人に確認したら、いじめを否定した。」とか、「けんかだと判断した。」などという学校側の発言です。この学校もいじめに対する知識が欠落しています。もちろん、全国多くの学校関係者は、いじめ撲滅に真剣に取り組んでいることは間違いありません。その一方で、問題に真っ先に対処すべき教員を取り巻く環境は、残業時間が増え、授業の準備時間も少ないと、文部科学白書2010が指摘するように、教育以外にも多くの労力が割かれています。

いじめの解決の一つには、このような状況を変える必要があると思います。教員が一人一人の子どもと丁寧に接することができるよう、教員数の増加や役割分担の明確化などの現場の負担軽減と効率化を急ぐべきと考えます。本町ではスクールカウンセラー、またこども相談室「なのはな」がいじめ防止などに貢献していると思います。

教育の原点は、信頼です。信頼があるから親は子どもの命を学校に預けます。もし学校や教員に対する不満や不信があったら、直接ぶつけ、対話し、努力し合っていくことも大切だと思います。そこから家庭、教員、学校の信頼関係が生まれ、いざいじめの問題でもしっかりと力を合わせ、必ず解決の糸口が見つかると思うからです。

私は8月29日付日刊静岡の投稿欄に載った学級通信「コロボックル」の思い出という記事に感動しました。訳あって6年生のクラス担任になった先生の、懸命な奮闘記です。その中で、先生は学級通信を1年間で400号まで作り続けたことがありました。当時はパソコンなどなく、謄写版で1枚ずつ印刷したことや、小学校最後の大切な1年間の思い出深いものにしてあげたいと、昼休みに男女それぞれの中に入って遊び、信頼関係を築いたこと。民間のテレビ局にもみんなで学級歌を作って参加し、気持ちも一つにまとまったなどのエピソードが書かれていました。

そして、先生は最後にこう結んでいます。クラスの子供達とは、今も同窓会を開いています。その会の名前が「コロボックル」といいます。先生方はいつの時代でも様々な個性の子供達とかかわっています。それなりに苦労もあると思います。でも、先生方がその気になって子どもと向き合っていけば、きっと子どもはついてきます。いかにして信頼関係を築いていくのか、そのためには先生方の頑張りが必要です。「えーっ、何で！」と言われながら学級がスタートしましたが、子供達と汗まみれのかかわりを持ちながら、ようやく自分の学級になっていった1年。そんな私

の経験を先生方に送ります。

実は、この先生こそ、ここにいらっしゃる戸枝教育長です。

私は、テレビでいじめられ続けた子どもの言葉が耳から離れません。「1人でも自分の味方がいれば乗り越えられる。」その子はそう言いました。

夜回り先生の水谷 修氏のメッセージに、「今、いじめられている子ども」へ、いじめられている子、必ず助けてくれるから、いじめられていることを1人でも多くの大人に伝えてほしい。今が本当にチャンスだ。

「いじめている子」へ、いじめというものが人の命を奪うものだと、今回の事件でわかったと思う。すぐにいじめをやめてほしい。自分がいじめたことを親や先生に伝え、一緒に相手に対し心から謝ってもらいたい。

「いじめを知っている君」へ、君の大切な友人を失わないためにも自分の学校にいじめがあるなら、大人に伝えてほしい。必ず一緒に闘ってくれることを信じてほしい。

「すべての親」へ、いじめが子どもの学校にあるかを聞いてほしい。あなたもいじめられるからかわっちゃだめと言わず、もしいじめがあると聞いたなら、各機関に訴えてほしい。あなたのお子さんを守ることにつながる。

最後に、「すべての大人」へ、いじめはきちんと解決しておかないと、必ず一生残る傷を負う。だから、ただ逃げろと言うのは無責任過ぎる。子どもにはいじめに決着をつけてからの次の人生を始めさせるべきだとあります。

今日の静岡新聞に、いじめ、国が積極対策として文科省が専門家の組織を全国200地域に設置するなど、総合的な対策を発表しました。今、国も県も、いじめ問題について真剣に取り組んでおります。

小山町の子どもからはいじめる子もいじめられる子も、そしていじめを傍観する子も1人も出さないとの強い決意のもとでの取り組みをお願いし、次の7点について質問させていただきます。

1点目、町のこども相談室「なのはな」のこれまでのいじめの把握と対処について。また、児童生徒や保護者に対して、「なのはな」の電話番号を再度通知するなど、相談体制を整えることは。また、本町でのいじめ問題の対応について、住民、保護者への周知は。

2点目、いじめが発見された際、対応を誤らないため、対処方針について教員の研修を行うことについては。

3点目、いじめはいじめた側が100%悪い、いじめは犯罪との理念の浸透は。

4点目、学校現場におけるいじめの認識や定義の明確化については。

5点目、校長を中心に、学校全体でいじめの兆候を早期発見するための体制構築は。

6点目、被害者の保護、加害者への措置、両者の心のケア、再発防止といったいじめ対処の原則の徹底は。

7点目、仮称「いじめ防止条例」の制定については。

以上、7点をお伺いします。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○教育長（戸枝 浩君） 池谷洋子議員にお答えをいたします。

はじめに、こども相談室「なのはな」でのいじめ問題の把握と対応についてであります。各年度の相談件数は平成22年は30件、23年は35件、今年は7月までは4件でありましたが、いじめに関する相談は1件もありませんでした。

相談体制の周知については、年度初めのPTA総会や学校だより等で保護者に業務内容を周知しております。また、電話相談の連絡先は広報おやまの町民カレンダーのページにも毎月掲載しています。また、地域住民・保護者へのいじめに関する指導計画の周知についてであります、全部の学校がそれぞれの方法で行っております。

次に、いじめ認知時の対応のための職員研修についてであります。町の生徒指導は、地域の教育力を背景に、教職員が児童生徒の個に応じたきめ細やかな指導を推進していることから、他市町から「安定している」と言われていますが、この時期にこそ議員御指摘のとおり、いじめ指導及び教員指導のあり方を再点検することが重要であると考えております。

まず、いじめ認知時の対応についてですが、各校にはいじめ対策委員会が組織されており、校長以下関係教職員による組織的な指導が進められております。同委員会は状況に応じて町教育委員会やスクールカウンセラー、PTAなど内外の関係機関とも連携をし、複数の視点から事案の解決に向けて迅速に対応しています。指導の中心となる各校の生徒指導担当者は、年6回の小山町生徒指導部研修会に参加し、いじめ対応を含めた事例研修を毎回実施することで実践的な生徒指導対応のスキルを高めております。また、毎年、県教委主催研修の生徒指導上の諸問題等対策協議会が開催され、いじめ問題についての研修も行われております。

次に、いじめはいじめた側が100%悪い、いじめは犯罪との認識についてであります。現在、国内の教育界全体で、いじめは人間として絶対に許されないをキーワードにいじめ対策を進めております。議員御指摘のいじめた側が100%悪い、いじめは犯罪であるという理念は、指導の現場に十分浸透し、児童生徒に対しても同様な指導がなされていると考えております。

次に、学校現場におけるいじめ対策と定義についてであります。町の小中学校においては、次の4点をいじめ問題の基本対策とし、その対応を組織的に進めております。1点目は、「いじめは、どの学校でも、どのクラスでも、どの子どもにも起こり得るものである。」2点目は、「いじめは、いかなる理由があっても決して許されない行為である。」3点目は、「学校では、いじめが起こり得ることを前提に、いじめを認知する努力をする。」4点目は、「いじめを認知した場合は、迅速かつ組織的に対応するとともに、家庭とともに連絡を取り合いながら、被害者の立場に立って丁寧に対処する。」であります。

また、いじめの定義については、「いじめとは、当該児童生徒が一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているものとし、起こった場所は

学校の内外を問わない。個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。」と規定されており、この定義は指導現場において共通認識されていると考えております。

次に、早期発見のための体制構築についてであります。町内各校において、教育活動の様々な場面を利用して、早期発見の体制をとっております。まず、年度初めの職員会議でいじめ問題とその対応について、教職員間で共通理解を図ります。道徳や学級指導の時間に、いじめにかかわる題材を取り上げ、指導を行ったり、児童会、生徒会活動で子ども同士の人間関係や仲間づくりを促進するような活動を実施したりしております。

また、教育相談日を設定し、スクールカウンセラー、こども相談員、養護教諭等を積極的に利用するなど、日常の相談活動を充実させています。更に、子どもの声を丁寧に拾い上げるために、年2回から3回のアンケートや個別相談、個人ノートや生活ノートなどの日記指導を実施したり、家庭訪問や保護者面談では、困っていることの把握など、家庭の声に耳を傾けております。また、各校において全職員が子ども一人一人をよく理解することに努めており、常に多くの目で子どもの表れを把握することができることが小山町の良さであり、そのことがいじめ早期発見の大きな力になると考えております。

次に、被害者の保護、加害者の措置、両者の心のケア、再発防止等のいじめ対策時の対応についてであります。ケースによって指導が異なるため、基本的には認知した学校と町教育委員会が連携して状況に応じた指導を行います。その際、「いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視すること」、「学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく学校全体で組織的に対応すること」、「当事者同士だけではなく、保護者や友人等からも十分に事情を聞き、事実関係の把握を正確に行うこと」、「大津市のような重篤な事態が認知された場合、加害児童生徒に対しては、出席停止措置も含めた毅然とした指導を行うこと」、「一定の解決をみた後も、当該児童生徒の生活を継続して丁寧に見届けること」の5点を、基本的な方針として指導を進めております。

また、町教育委員会と契約を結んでいる臨床心理士から助言を求めたり、学校専門相談医制度を利用して、専門医療機関との連携を図ったりするなど、当該児童生徒の心のケア体制は整っていると考えております。

次に、いじめ防止対策条例の制定についてであります。現時点では考えておりませんが、今後情報を収集していきたいと考えております。

いじめの対応には、早期発見、早期対応が重要であり、町内小中学校ではこれまでも述べたとおり、事前指導・事後対応の体制をとっております。しかし、いじめの発生を未然に予防するためには、一人一人が大切にされる人権感覚に満ちた日常的な学校づくり、授業づくりが何よりも大切です。

平成23年度と24年度の2か年間で、小山中学校在県教育委員会及び町教育委員会の指定を受け、人権教育研究を進めています。11月には研究成果の発表が行われますので、その成果を町内各校

に広めていきます。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 再質問はありますか。

○10番（池谷洋子君） 再質問をさせていただきます。

教育長、1点、教員を取り巻く環境について教えていただきたいと思います。教員の事務作業を削減し、子どもと触れ合う時間を確保するということについて、現在の教育現場の状況において可能かどうか、教えていただきたいと思います。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○教育長（戸枝 浩君） 再質問にお答えいたします。

確かに昔と違って、子どもと触れ合う時間というのは少なくなっています。ただ、そうしたことが現実にいじめの問題とか、またはいろいろなことが起きていることも事実です。そこで、会議の数を減らすとか、出張の数を減らすなどというような努力を、今しておりますので、十分それが可能であるというふうには言えないかもしれませんが、町教委の方も一生懸命努力をして、先生方の時間を少しでも子どもと触れ合う時間を増やしたいという努力をしているということを認めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（真田 勝君） 再質問はいいですか。

次に、11番 込山恒広君。

○11番（込山恒広君） 100周年記念で、町はその節目の年ですが、長引く不況、景気低迷で人口減少に歯どめがかからず、税収、水道料の23年度決算を見ても減収しております。一方、駿河小山駅も乗降客の減少で無人駅になり、町の産業も衰退しており、元気がないと言っても過言ではないかと思います。以上のことから、次の2点について、町長に伺います。

1、駿河小山駅舎利用についてでございます。これも下の方が本当に元気ありませんので、活性化しなくちゃいけないと思っておりますので。6月の一般質問で、観光情報の発信や特産物の販売などの利便性の向上を図ってきたいという回答でございましたが、結果として観光協会事務所の跡を商工会が利用して、これらの事業をすることになったと聞いております。確かに賃貸料の安い施設を利用したいという考えはわかりますが、駅の乗降客のうち、何人が観光協会の事務所に入るのか。実際に確認してみたところ、降りたときには直ちにバスかタクシーで目的地へ、また乗るときには直接駅舎からホームへの客がほとんどでした。当然のことでございますが、すべての乗降客が必ず通る改札口のある駅舎を利用すれば、情報の発信基地や特産商品も、訪問セールスに近い成果が上がると思います。駅舎の活用策について伺います。

2番といたしまして、小山町内の企業進出と町内下請中小企業対策について。自主財源の基礎となる優良企業の町への進出はどうか。前回の一般質問から1年、更に欧州危機や円高など、経済情勢は変化しております。町内のある下請企業から聞きましたところ、納入先の大企業の国内

生産減少または海外移転により、仕事が増え減ってしまい、いつかは廃業せざるを得ないとのことです。町内への新しい優良企業は何社ありますか。また、進出企業と町内中小企業とのビジネスマッチングなどはどのように展開される計画ですか、よろしくお願いします。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 込山議員にお答えをいたします。

はじめに、駿河小山駅の駅舎活用についてであります。

6月議会においても答弁いたしましたとおり、当面は駅前の観光案内所を利用して、待合機能の充実を図り、観光情報の発信や特産品の販売などを行い、駅利用者への利便性の向上を図ってまいりたいと考えております。

また、今後の駅舎の利用方法につきましては、商工会をはじめ、地域の皆様の御意見をいただきながら、活用希望がありました場合には、積極的に支援を行いたいと考えておりますが、残念ながら現時点における活用方法は見出されておられません。

このため、現在準備を進めております金太郎2020計画策定に向けた町民会議などで地域の皆様の御意見を伺った上で、駿河小山駅舎を含んだ周辺地域の活用につきまして検討してまいりたいと考えております。

次に、町内の企業進出と下請中小企業対策についてであります。

まず、町内への新規企業進出であります。私の町長就任後では、箱根の恵みビバレッジ株式会社が既に用沢地区に清涼飲料水の工場を建設し、新規稼働の準備をしております。

また、有限会社小寺製材所が富士小山工業団地内の旧三栄ハウス株式会社富士小山工場跡地へ進出が決定したことや、株式会社リンガーハット富士小山工場の工場増築計画が進んでおり、町としても期待をいたしているところであります。

企業誘致におきましては、今年の7月に立ち上げた経営戦略会議において様々な課題を精査し、トップセールスを行っていくつもりでございます。特に湯船原地区につきましては、県で推進している内陸のフロンティアを拓く総合特区申請の中に入れていただき、新たに企業が進出できる環境づくりとして、工業用地開発を含めた土地利用調査費を本定例会の一般会計補正予算案で計上させていただいております。

次に、企業の事業展開を支援する等の目的で事業のパートナーとの出会いをサポートするビジネスマッチングについてであります。小山町企業懇話会と小山町商工会が連携して、平成21年度から企業交流会を開催し、中小企業のプレゼンテーションを実施するなど、町といたしましてもビジネスマッチングの機会創出に努めてまいりました。昨年度は6社が参加し、アンケートを実施したところ、「その後の取引につながった」、「新たな情報を入手できた」等の回答があり、マッチングの効果が表れているようであります。なお、本年度も11月に、この交流会を開催する予定であります。

その他にも、中小企業向け施策として、小口資金融資促進利子補給制度などを実施をしております。

ます。今後も企業側の課題や要望を早期に収集し、企業立地や中小企業支援に取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 再質問はありますか。

○11番（込山恒広君） 駿河小山駅の活用でございますが、今、町長の答弁がございましたが、いろいろ時間がかかるということで、今回は見送りということで、これから検討するということでございますが、もう一度お願いいたします。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 込山議員の再質問にお答えいたします。

駅舎の利用の件でございますね。隣の山北町、6月議会でも申し上げたとおり、切符の販売は始めました。いろいろ聞きましたら、切符の販売についてはおおむね計画通りいっているということです。駅舎の利用については商工会あるいは観光協会に、小山町同様、お声をかけたようでございますが、全く今のところ話が上がってこないということで、今年度中を目途に、またいろいろほかの方面にこの件、お願いをして歩くと、このようなお話を伺っております。小山町につきましても、今申し上げたとおり、商工会、観光協会等にまたお声をおかけしてございますので、また山北町と同じような形で、またほかの方面にもお声かけをしていこうかと、こんなことを考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（真田 勝君） 次に、5番 桜井光一君。

○5番（桜井光一君） 私は、生涯学習課施設の外灯の管理体制について質問させていただきます。

町民体育館と文化会館の駐車場周辺に外灯が15基ほど、隣接する小山球場駐車場と多目的グラウンド周辺に外灯が30基ほど、合計同型の外灯が45基ほどあるが、すべてにさびが発生しており、ペンキがはがれ、落下、倒壊のおそれが、大げさかもしれませんが、多分にあると感じました。

それに電球なしが数か所、ガラスのない外灯もあり、ふる里の川とホテルの里周辺にも腰丈ぐらいの外灯が7、8基あるが、これも上カバーがへこんでいたりガラスが割れているのも見られました。以上が私なりに現場で調査した現状であります。

当施設は、町民はもとより県内外の利用者も多く、また朝夕の散歩やジョギングコースとしても人が多く集まる場所でもあります。保全、安全、安心が最も重要視される場所でもあります。事故が起こらないうちに、何らかの手を打たなくてはと感じました。

そこで質問します。

①現在電球がない、ガラスが割れている箇所は、即修理、交換するのか。

②上記場所に外灯は、合計何基あるのか。

③現在夜間は、点灯しているのか。

④点灯しない外灯は、何基あるのか。その原因は。

⑤定期点検は、どのような形で行っているのか。

⑥平成6年頃の新設と思うが、支柱のペンキ塗装がえの予定は。

⑦現在の支柱のペンキは、いつ塗った以来か。

⑧現在の外灯の状況を、当局はどう思っているのか。

以上。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○教育長（戸枝 浩君） 桜井議員にお答えいたします。

生涯学習課施設外灯の管理体制についてであります。

生涯学習施設は、総合文化会館をはじめ、総合体育館、小山球場、多目的広場などの施設があり、金太郎ホールでの公演をはじめ、野球やサッカー、バレーボールなどの各種大会が開催され、多くの皆さんに御利用いただいている施設であります。

議員御指摘の外灯の管理ですが、近年の厳しい財政状況から、十分な維持管理が行えない状況にあり、財源の確保を含め、最低限の点灯で対応してきたところであります。

さて、はじめに壊れている外灯を即修理するかについてであります。消費電力の少ないLED化も視野に検討しておりましたが、財政状況の厳しい中、点灯の可能なものについては電球の取り替えで対応していきたいと考えております。

次に、外灯の数についてであります。文化会館側に20基、グラウンド側に33基の合計53基、その他ホテルの里周辺に小さな外灯が6基設置してあります。

次に、夜間の点灯についてであります。節電計画に基づき、夜間まで御利用いただく文化会館側の駐車場周辺の外灯は11基を点灯しております。

次に、点灯しない外灯の数と原因についてであります。点灯していない外灯は42基です。その理由としては、節電対策のほか、グラウンド側は午後5時までが施設の利用時間であることと、夜間、若者のたまり場となってしまったときの対策として、警察からの助言を受け、総合的に検討した結果、点灯しておりませんでした。

しかし、消灯している電灯を調査したところ、グラウンド側33基のうち11基は配線の腐食、8基は電球切れ等になっていました。また、会館側の20基のうち、4基が電球切れ、その他、ホテルの里周辺の小さな外灯6基も配線の不良を確認いたしました。

次に、定期点検についてありますが、業者による定期点検は実施しておりません。

次に、ペンキ塗り替えの予定についてであります。腐食が激しいグラウンド側から年次計画を立てて検討していきたいと考えております。

次に、ペンキを塗った時期についてであります。当施設が平成3年から平成7年にかけて整備したときのまま、ペンキの塗り替えは行っておりません。

次に、現在の状況についてどう思うかについてであります。現在の街路灯の状況については、会館等に訪れた方々にとって、決して良いイメージを持つものではないと考えております。今後、消灯しているもの、点灯しているもの、腐食の度合いや各施設における街路灯数の見直しを含め

て、撤去か取り替えか、また修繕かを総合的に判断して検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（真田 勝君） それでは、ここで午後 1 時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後 1 時00分 再開

○議長（真田 勝君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

再質問は。

○5 番（桜井光一君） 再質問をさせていただきます。

先ほどの教育長の答弁だと、今まで、ほとんど管理していないと受け取りました。特に新設以来20年もの間、外灯の支柱をさびだらけなのに 1 回も塗り替えていないのにはびっくりしました。

小山町の顔ともいえる文化会館と体育施設であることから、財源確保ができないからやれないのではなく、第一優先に改修すべきではないかと思います。10月 8 日には町民大会で町民の多くが集結します。それまでには、できる限りのことをしていただきたいと思います。

また、総合的に改修計画を立てて検討すべきと考えますが、いかがですか。

以上。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○教育長（戸枝 浩君） 再質問にお答えします。

ほとんど管理していない外灯がたくさんあるということについては、本当に申しわけなく思っています。総合的な対策を立てて、できるだけ早目に補修をするような形で取り組みたいと考えておりますので、ぜひ御理解いただきたいと思います。

○議長（真田 勝君） 次に、8 番 湯山鉄夫君。

○8 番（湯山鉄夫君） 私は防災の推進には基本的なルールを定めることについて質問をさせていただきます。

この 8 月30日には南海トラフ巨大地震の被害想定、津波の高さ、津波の浸水エリア、人的物的被害の発生状況が一斉に公開されました。東日本大震災時と同じクラスの M9 が発生したならば、下田市では津波の高さが33メートル、県下では人的被害約11万人の数値が提示されるなど、更に大きな防災対策の充実強化が強調され、現在の防災対策の再検討、見直しが指摘されています。

我が町は平成22年 9 月 8 日、予期予想準備のないまま突然にして豪雨洪水災害の発生により甚大な被害を受け、各地から多くの支援を受けました。このことは忘れることなく、後世に残していかなければなりません。

昨年の 3・11 東日本大震災、地震、津波、原発事故は 2 万3,000 人の命が奪われた多重被害、無限的被害の発生、秋には紀伊半島山間部での豪雨洪水被害が発生し、そして本年夏季には九州北部地方にも広範に及ぶ自然災害が発生しました。

こうした中で、科学的専門家達は、気象状況の不安定化、地殻変動の活発化を指摘しています。今後も、さらなる自然災害は、発生し得ることに準備と警戒を促しています。

私達は、22年9・8の災害で多くの経験や試練を体験しました。人の温情や支援の重さを教訓とし、今後の体制づくりが必要であります。「対策は減災なり」と言われます。町民の命を守るには、日頃から平時にて準備、発生時の実効性のある減災対応、発生後の復旧復興に向けた措置を策定し、町民と行政が一体となったあらかじめのルールを定め、それに従う。

自然災害の最たるものとして、1に地震、2に風水害、3に噴火があります。こうした事態にいかなる対応をすべきか。ことの知識と対策は町民と行政が互いに共有し、協働の精神を持って防災力を高める。町民は私事を捨て、義務感を持って冷静に整然と行動する。自分達の町は自分達で守る、自分達の地域は自分達で守る。防災施策には災害を経験した町として、災害の町から災害に強い町を構築する。他の市町に先駆けて防災基本条例または災害対策基本条例を制定し、災害に備える。

防災に対する込山町長の見解をお伺いいたします。

必要対策といたしまして、1、的確な緊急情報を伝達するには。情報通信システムには固定電話、携帯電話、スマートフォン、インターネット、多くの通信手段があります。町では広報おやまによる各家庭に定時的に発信される広報、主としてお知らせ放送と、緊急行政無線放送の2つの系統が設置されています。この放送は役場本庁で送信する基地局と、消防分署からの一方的な放送であります。

課題として、各家庭の受信機には、電気がない停電状態では受信できない。災害時の緊急時には、ライフラインの破壊で停電となる可能性が高い。したがって、情報発信の指示、命令の伝達は周知徹底できない場所、地域が発生します。異常事態のときに情報が途絶えると、人々の心に不安感、恐怖感、緊張感が心理的に影響して、不適切な情報や風評が広まり、混乱を招きます。的確な適正な情報を受けることにより、人々は平静、冷静さを保ちます。一言の情報は重要な意義を有しています。緊急時の情報はふくそう、混乱します。情報を整理し、公的放送、報道についてシステムの定めが必要と考えます。

昨年秋の紀伊半島一帯の豪雨災害、本年の夏季発生した九州北部地方の河川の氾濫の災害時等、この2つの災害地に、特に山間部集落への情報の伝達ができなかった、なかったという、自主防災組織内、地域防災内部における地域住民への情報伝達の有無が生死を分けることになります。

東日本大震災では、町役場から緊急放送で避難指示命令に住民が信用しなかった。安易に考えていた。大丈夫の意識過剰。まさか自分にはと自己判断をした。その結果、住民は残念な結果となった。情報は常に信頼され、実行されるものでなければなりません。

災害は広範囲に及びます。広域情報機関の連携に、民間のFMラジオ放送、アマチュア無線通信等を視野に、広範囲な通信網に、地域状況の細かい情報の送受信が必要課題と考えます。

2、自主防災組織の強化を図るには。かつてより東海地震発生の対策に伴い、地域防災計画が

策定され、自主防災組織が地域ごとに編成されました。22年9・8の災害時には地元自主防災会
は多大な貢献をされました。平時での自主防災は、定例的例年に準じた訓練活動にとどまってい
ます。地域住民の感覚として、緊急時を想定した緊迫した意識は薄いように思います。阪神淡路
の震災、22年3・11の大震災において、防災組織が充実され、住民意識が高く、訓練された地域
では人的被害が極めて少なかった。避難誘導、指示の徹底を図られたといえます。

自分達の町は、自分達で守る目的を実現実行するにはどうする。何があるか。

その一つには地域防災の強化であります。いざの時、防災組織がなければ、何をすべきかわか
らない。住民が勝手な行動、自分勝手な判断、勝手な情報を流す、人々は右往左往、慌てふため
き理性を失う、いわゆるパニック状態になります。自主防災組織により、このような状況を惹起
せぬように指導者のもと、秩序を保持し、統一行動の義務、相互に協働の精神、訓練を通じて積
み重ね、蓄積しつつ、不慮不測の事態発生に対処することができるのであります。

2つ目は地域住民の防災意識の高揚であります。地域内のこと、地域の状況は地域住民がよく
知っています。どこに何があるか、知恵を持っています。住民同士の意思の疎通、意見交換が大
事であります。ワークショップ、座談会、定例的な地域防災会議等を開催し、防災対策を自分達
自ら立ち上げることにより、地域防災は強化することができます。

3つ目は、防災組織の指導者、リーダーの位置付けであります。知識や技術を習得のため、講
習、研修を得て、防災組織の指揮命令、指導管理の権限と職務を付与し、身分の確保をすること
により、各地域防災組織は今後異常な事態に備え、いつでも活動できる強靱な体制にして、災害
に強い町づくりを築く大事な組織であります。防災組織の公的位置づけを明確に定めることであ
ります。

3、水害、豪雨洪水に迅速に対応するには。本年の夏季は例年になく、今まで経験したこと
のない夏日、猛暑が長期間に及びました。地球温暖化による異常な現象ではないかと懸念がされて
います。

22年9・8の昼間、我が町を襲った台風9号は、短時間雨量100ミリを超える猛烈な雨を降らし
た北山山系の山岳地帯の山林には、保水能力の限界に達した多量の雨水に耐え切れず、傾斜の低
いくぼ地に流れ込み、立ち木と表土はともに土砂、土石流となって次第に拡大しながら下流へ押
し流れた。里に押し寄せた流木、土石流は、護岸を破壊し、橋を決壊し、家屋を流す、まさに甚
大な被害となりました。

当日は議会中にて、議会は直ちに散会し、災害対策本部が設置され、緊急非常事態に対応され
た職員、関係者の尽力は大でありました。しかし、この状況が夜間であったならば、非情、悲劇
的な災害に拡大したかもしれません。幸いに人的被害がなかったことが何よりもうれしく思いま
す。更に、復旧工事の完成にはまだ時間を要します。

このような現象が足柄山にも同様な雨量が降ったとするならば、足柄地域もまた同様な被害に
遭遇したのではないかと言われます。

私達は将来に同様な災害がないとは言えない。あるかもしれないことを前提に、念頭に、この災害を契機として、罹災を教訓として、新たな施策を対応しなければなりません。特に河川の管理には、平常時、異常時問わず監視が必要だと思います。2級河川は県の管理下ではありますが、町としても今後の水難事故防止に最善なる対応をすることです。各河川の水量の変化や警戒水位の数値を定めておくことにより、事前に流域の住民は統一行動が可能になります。

山間地から流れる恵みの湧水は、町民の命でもあります。私達は自然によって生かされています。町内の各河川が荒れ狂う川でなく、静かな平穏で美しい川として保ち、共存する。天からの異常な事態には、可能な限り影響を及ぼさないように災難とならないように人事を尽くすべきです。

4として、地震に対するには。太平洋側の海域、東海、東南海、南海の南海トラフ、駿河湾から四国沖間の中で地震が発生する。8月30日の報道では、紀伊半島沖でM9の地震が発生した場合の津波による想定される被害数値が発表されました。海岸地区では、これでは逃げようも逃げる場がないのではないか、津波にのまれるしかないのか、不安の声がありましたが、沿岸各市町では、対策として緊急避難塔建設の取り組みが進んでいます。

我が町では、津波による罹災は考えられませんが、ないからといって安心するわけにいかない。山津波、山崩れの発生する危険が多々あります。23年3・11の東日本大震災を引き起こした三陸沖の地震は、海岸線3県200キロに及び、波の高さ、高いところでは20メートルの波が一挙に海岸に打ち寄せ、2万3,000人の命を奪い、多くの家屋や建物は瓦れきと化し、あらゆるものが破壊され、更に当該地の原子力発電所は爆発事故を起こし、大量の放射線を放出した。今もなお、多くの人達が苦しみ、仮設や各地に避難、離散生活をされています。

地震の復興には、10年単位の年月を要すると言われています。大正12年には、我が町でも、関東大震災による富士紡工場大被害、東海道線の線路が湾曲、破壊、切断、一般民家は草屋根が落ちる、多くの家屋が傾き、破壊されました。住民は竹やぶでの避難生活をし、地域の人々はお互いに協力して、それぞれの家ごとに復旧に努めたと聞いております。

相模トラフや南海トラフ、全国各地で活断層の存在が発表されていますが、東京湾直下型の地震の発生など、関東大震災のような地震の可能性が地下調査により、あり得ると報告がされています。当町としても、生土断層、神奈川県西部など、地震の要因が地下に隠れています。いつ動き出すかは予知、予定はできない。近い将来にあり得ると判断し、その事態にいかに対応するのか。

町ではハード面の対策として、学校施設や公共施設の耐震施策を積極的に実施しています。家屋の耐震診断やあるいは耐震補強の助成金制度の施策が実行されています。巨大地震を想定した対策に組みが必要であります。

公表された南海トラフの数値、東日本大震災を検証し、準備段階、発生段階、収束処理の段階などを想定した対策を準備し、位置付けしていることがいざのとき有益な効果をもたらすので

あります。

5として、火山噴火に備えるには。近年には伊豆大島の三原山の噴火がありました。マグマの噴火する状況は、自然が醸し出す力に脅威と恐怖を覚えたのであります。人為的には手も足も無力であります。島民全員が離島し、退避生活をされ、難を逃れた状況は目に残っているところであります。

また、300年前、私達の先祖は、富士山の噴火による被害を受けた。宝永4年、御厨地方から遠く江戸地方の全域まで火山灰が降った。人々は熱砂を、鍋や釜を頭にかぶり、身を守った。家々は焼失し、田地田畑は噴石、噴火灰、火山灰が堆積し、噴出物で埋もれ、まさに砂漠状態。住民は何もない裸一貫、無一文にて、飢餓による人々の命が失われた。生きるも死ぬも地獄と、すさまじい悲劇、悲惨に対して支援、救援に尽力された代官伊奈半左衛門の功績により復旧、復興が進められ、この地が現在あることを忘れてはなりません。

富士山は、世界文化遺産の指定に向けて努力されています。そのときに、富士山ろくに活断層の存在が発表されました。また、学者達は、富士山に対して、噴火説を唱えている。いつどこで噴火するかとの予知や決定的根拠は明確でないが、近い将来に噴火しますと週刊誌やマスコミで発表や講演会が開催をされているところであります。

学説によりますと、過去に火山噴火前に地震が発生をしているとのことであります。地震によって地下のマグマが圧縮され、マグマが上昇し、噴火につながる説であります。また、今噴火する時期が、富士山には年代的に到来をしているという見方もあります。

科学的立場から考察すれば、富士山は噴火すると考えられます。宝永の噴火と同様の噴火が発生したならば、我々町民はどのように対処すべきでしょうか。その時はその時だ、生きるも死ぬもやむを得ない、あきらめることだ、自然に逆らうことはできない、防御はできない、防ぎようもない、仕方がない。もしも宝永の噴火と同じような噴火に遭遇したならば、パニック状態で逃げ場を失う。2万人の町民の命を守るには、可能な策はあるだろうか。

私達は、噴火に対する対策、対応について、ハザードマップや講演会、いろいろな場面で知識を高め、取り組みをしていかなければなりません。噴火は巨大化します。町だけでは対応できません。隣の御殿場市、裾野市も同等の災害となります。近隣3県、国と共通の立場で噴火に対する対応、対策の備えを確立すべきことと思います。今後は噴火に対する危機感を持って監視していくことであります。

以上、災害は忘れていると突然やってくると申します。我が町では、宝永4年の噴火以来、幾多の災害を経験してきました。中でも洪水被害が多であります。ここで私達はこうした歴史的事実を検証し、研究し、今後の対策に役立てることは有益なことであります。

私はソフト面から幾つかの課題を申し述べましたが、更に必要な事項は多くあります。ハード面の防災対策は、長時間と膨大な財政措置が必要になります。22年9・8の復旧が継続中にて、完全復旧した後の、事後の対策となりましょう。

9月1日、防災の日をはじめ、各地の行政庁、関係機関、民間会社、住民の防災訓練が実施されました。訓練に訓練を重ねて、人々の生命、財産を守ってくれる人々に対して、守られる側の人々は、理解と協力を惜しんではなりません。町民がなすべきこと、行政がなすべきこと、守るべきこと、従うべきこと。町民の生命を守るために、防災上必要対策事項を検証し、整理統合し、整備して一定のルールを定め、成文化し、防災、災害対策の法的位置付けとして条例化を図る。これに基づき、安全対策、活動計画など防災体制が構築されます。いざのとき後手に回らないように、人災とならないように、無策と言われないように、強靱な町、安全な町でありたいと思います。

災害から町民の安全性を確保することについて、込山町長の所見をお伺いいたします。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 湯山議員にお答えいたします。若干質問の趣旨が違うようでございますが、失礼をいたしまして、御答弁させていただきます。

防災基本条例の制定につきましてであります。議員の御指摘のとおり、東日本大震災をはじめとする大地震や、町が激甚災害の指定を受けた平成22年の台風9号などの風水害、そして福島第一原子力発電所事故など、災害の恐ろしさと防災、減災の重要性は十分に認識をしております。

現在、国及び静岡県は、本年3月に公表されました南海トラフ巨大地震による推計値に基づき、第4次地震被害想定策定に着手をしており、本年12月に対策方針を、平成25年3月の年度末までには想定結果が公表される予定であります。

この中には、富士山噴火に対する被害想定も盛り込まれることから、町の地域防災計画も大幅な修正や見直しが必要となるため、町といたしましては国及び静岡県の対策方針の公表までに、町の基礎データの整理や静岡県への提供を行い、修正のための検討が早急に開始できるよう、準備をいたしているところであります。

しかしながら、災害はいつ起こるかわかりません。災害から生命や財産を守るためには、第一に町民自らが守るという意識が重要であると考えます。そのためには、すべての町民が防災に関する知識の習得や生活必需品の備蓄、地域との連携などの努力義務の目標を共有し、町民としての責務を自覚し、それぞれの立場から力を合わせることで、安全な町を築いていけると考えます。

それには、自らのことは自らが守るという「自助」、地域社会全体で地域を守る「共助」、行政が町民の安全を確保するという「公助」のそれぞれの役割を明確に定める必要があります。

これまでも災害対策基本法では、国や地方公共団体、住民の責任の所在が明らかにされていませんが、基本法であるため、明確なことは含まれていません。このため、「自助」、「共助」の重要性と役割と明確にし、更に予防としての日頃の準備、災害発生時の応急対策、発生後の復旧までを一連の防災対策として捉えて、防災力を充実強化していくためにも、町の防災対策の基本姿勢や

重点施策を明らかにする条例制定は必要と考えております。

今後は、更に町民の皆様にも防災行政に参画していただきながら、地域防災計画の修正を行い、合わせて必要な防災対策が総合的に推進できるように、国の防災基本計画や静岡県地震対策推進条例とも整合をとりながら、防災基本条例について検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 再質問よろしいですか。

次に、12番 鷹嶋邦彦君。

○12番（鷹嶋邦彦君） 道の駅「ふじおやま」と町民憩いの家「あしがら温泉」の2施設の管理について質問させていただきます。

まず、道の駅「ふじおやま」に関する質問です。開駅8年を迎えた道の駅「ふじおやま」ですが、平成24年2月にリニューアルをし、新しい道の駅に生まれ変わりました。このことについて、大きく分類すると3点ほど伺います。

まず、道の駅「ふじおやま」地域振興センターの設置及び管理に関する小山町条例から、次の点について伺います。

地場産品展示室に農産物出荷組合の店が移ったのですが、売り上げに対する使用料率の変更はあったのか伺います。また、町内の人と町外の人扱いはどのようにしているのか。農産物出荷組合の営業時間は何時から何時までなのか伺います。

次に、小山町道の駅「ふじおやま」地域振興センターの設置及び管理に関する条例、以下条例と言いますが、第2条の（5）地場産品展示室は、現在、農産物直売所として使用されています。地場産品展示室はどこに移転したのか伺います。

条例上の農産物直売所の使用料は、1年単位で売上額の5%と規定されており、地場産品展示室は基本的に毎週火曜日が休館日、そして使用料は1日単位で売上額の7%、町民以外が販売を行う場合には、1日単位で売上額の15%と規定されています。そこで、地場産品展示室の休館日と契約方法と徴収方法について伺います。

次に、条例第2条の2、センターに次の施設を置くの（4）地域交流ルームですが、私が見たところ、改修前の3分の1から4分の1ほどに縮小されています。地域交流ルームに富士小山企画が営業を始めていますが、ここの販売面積と使用料はどのように決められたのか。本来の地域交流ルームの面積が現在の面積で地域間の交流が十分できると思われるのか。

また、狭くなったこの面積で、都会の人や地域の人達との交流や休息に支障をきたす等、本来の地域交流ルームとしての機能が損なわれることはないのか伺います。

次に、研修室裏の事務室は、道の駅の事務室と考えられるが、そこにフィルムコミッション室が事務所を構えています。これについて、条例上の問題はないのか伺います。

次に、町民いこいの家あしがら温泉も、昨年11月より食堂設備ができてリニューアルしました。ここ1年間にあしがら温泉に足を運んだ入館者数を月ごとに伺います。

厨房や食堂の施設が追加されました。また、先ほど高畑議員の質問にもありましたが、施設への持ち込み禁止につきましても、条例の改正の必要はないのか伺います。

次に、足柄サービスに業務委託をしています。役場の担当職員は1日何時間、どのような仕事をしてられるのか伺います。

以上です。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 鷹嶋議員にお答えをいたします。

はじめに、道の駅「ふじおやま」の管理についてであります。

道の駅「ふじおやま」は平成16年11月に開館し、今年で8年目を迎えました。これまでに町内外の大勢のお客様に利用いただき、本年7月末現在で延べ510万人の方に御利用いただいております。

町では、平成24年2月に利用者の御意見や御要望にお答えすると共に、道の駅「ふじおやま」の活性化を図るために、来年度導入を予定しています指定管理に向けた取り組みとして、施設内のレイアウトをリニューアルをいたしました。

御質問の使用料についてであります。道の駅「ふじおやま」農産物出荷組合の使用料につきましては、場所は移動しましたが、機能は農産物直売所でありますので、条例で定められているとおり、売上げの5%をいただいておりますので、変更はありません。

また、営業時間につきましては、平成24年2月から、利用者への利便性を図るため、終了時間を1時間延長し、午前9時から午後6時までといたしました。

次に、株式会社富士小山企画の販売面積と使用料についてであります。使用面積は、バックヤードも含めて133.86平米となっております。

道の駅「ふじおやま」では、開駅以来、継続的に利用者アンケートを実施しておりますが、販売品の品ぞろえに関する要望や遅い時間に訪れても十分な買い物ができるようにしてほしいといった、商業施設としての充実を求める声も多数寄せられておりました。

このような意見を反映し、道の駅「ふじおやま」全体の売り場面積の拡張による活性化を目的に、株式会社富士小山企画に出店をしていただくことを盛り込んだリニューアルを企画し、各テナントの売り場配置に関するレイアウト図を作成した上で、面積を決定したものであります。

また、リニューアル前に、道の駅「ふじおやま」農産物出荷組合の入っていた場所及び地域交流ルームの一部が、現在の株式会社富士小山企画の使用スペースですが、使用料につきましては、その機能が条例上、物産販売施設となりますので、売上げの5%をいただいております。

次に、地域交流ルームの面積減少による機能の低下についてであります。地域交流ルームはリニューアル前の面積190.56平米から122.19平米に縮小しております。地域交流ルーム自体の面積は若干縮小はしましたが、道の駅「ふじおやま」では、ほかに24時間情報センターを設置していますので、施設全体から考えますと、必要なスペースは十分確保できており、道の駅の休憩

機能、情報発信機能、都市住民との交流機能は損なわれていないと考えております。

また、情報発信機能につきましては、町の観光案内人が地域交流ルーム内の観光案内カウンターで利用者に観光情報を提供しており、利用者自らがタッチパネル式の観光案内端末を活用して、町内外の観光情報を得られると好評を得ております。

道路情報につきましても、地域交流ルームと24時間情報センターに国土交通省が設置しました情報提供装置により、近隣の道路情報等をリアルタイムに提供をいたしております。

次に、フィルムコミッション支援室が道の駅「ふじおやま」の事務所に入っていることについてですが、道の駅「ふじおやま」は設置及び管理に関する条例にあるように、都市住民と町民との交流の拡大を推進し、もって地域の振興を図ることを目的に設置されている施設でありますので、交流人口の拡大及び地域振興のために、撮影等を誘致しているフィルムコミッション事業の事務に併用して使用することは、条例上問題はないと考えております。

次に、町民いこいの家「あしがら温泉」の管理についてであります。

まず平成23年9月から平成24年8月までのあしがら温泉の月別の入館者数であります。平成23年9月は5,412人、10月は8,237人、11月は8,120人、12月は7,741人、平成24年1月は9,527人、2月は8,551人、3月は8,984人、4月は8,356人、5月は8,929人、6月は7,290人、7月は7,646人、8月は1万692人となっております。

次に、厨房や食堂施設の追加に伴う条例改正の必要性についてであります。町民いこいの家の今回のリニューアルは、休憩スペースの増築に関する利用者の要望にお応えしたものであり、東富士演習場関連公共施設整備事業を活用して整備をいたしました。

整備にあたりましては、既設の和室形式の休憩スペースの増築だけでなく、テーブル、いす等を配置して飲食がしやすい洋式の休憩スペースも増設し、更にこれらのスペースを有効に活用していただくために、簡易な厨房を設備することで、施設全体の休憩機能の充実を図りました。そのため、今回のリニューアル工事は施設の設置目的に合った整備を行っておりますので、条例改正の必要はないと考えております。

次に、今年度から合同会社足柄サービスに施設管理の業務の一部を委託している内容は、平成23年度まで町がシルバー人材センターに委託した受付及び日常清掃業務と町の臨時職員が主に行っていた施設内のボイラー等の機器の操作に関する業務であります。施設運営に係る業務は数多くありますが、全体業務の一部を委託しているため、条例上、問題はないと考えております。

次に、役場担当職員は1日何時間、どのような仕事をしているのかについてであります。現在、町の正規職員1名と再任用職員1名で、あしがら温泉と道の駅「ふじおやま」の施設管理の業務を行っております。

あしがら温泉につきましては、利用料の集計及び金融機関への納入、各種設備の保守点検契約等に係る業務、開館前の施設内の点検、合同会社足柄サービス社員が記載した業務日誌の確認及び指導が主なものであります。

また、休館日の火曜日は、定期清掃業者への対応として、開錠や施錠、清掃作業の立ち会いと検収等の業務を行っており、このため、職員がかかわる時間を1日何時間と換算することは困難であります。

町の直営施設としての取り組みは、担当職員が安全で快適な施設運営を心がけ、適宜対応しておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 再質問はありますか。

○12番（鷹嶋邦彦君） 再質問をさせていただきます。

まず道の駅「ふじおやま」の方ですけれども、町長が活気ある町づくりにかける、その気持ちはよくわかります。しかし、職員が条例の改正を先にやらなければならないことだとか、予算案を提出するときには条例改正が既に行われているように、少なくとも条例改正と事業を並行に進めていかなければならないと、町長への進言といいますか、説明が必要と考えます。担当部長や課長の考え方をそれぞれ伺いたいと思います。

また、条例には書いていないが、道の駅の各部屋の割り振りは、議員が持っている図面と、今の現状との相違点が多々あります。これについて、なぜ説明がないのか伺います。

次に、地域交流ルームは、文化会館でいいですとエントランスに当たる場所ではないかと思います。ゆえに公共の場所ということから、そこを特定の団体に貸せること自体、また売上料率を掛けること自体が条例に違反することだと思いますが、当局はどのように考えていますか、伺います。

次に、いこいの家の方ですけれども、先ほど高畑議員もいこいの家に関する質問をしておりますけれども、いわゆる利用者の立場に立った運営をすることが必要だと、先ほどもそういう答弁があったと思います。

それで、いわゆる持ち込み禁止という看板についても、条例にはないと思うんですけれども、どの条例が使われたのか伺います。

以上です。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 再質問にお答えをいたしたいと思います。

地場製品の展示室につきましては、先ほど申したとおり、だいぶ縮小しました。これについては、先ほどの答弁のとおり、これから指定管理に向けていろいろ検討していく中で、これらについても精査させていただいて、直すべき条例についてはこれからお願いしていきたいと、このように考えております。

あと、部長の答弁は後にしまして、私の方からいこいの家の再質問でございますが、利用者の立場ということで、持ち込み禁止に対する条例はいかに当てはまるかということなんですが、この条例はございませんので、先ほど申したとおりでございます。この目的に合致していると、こ

ういうことの中で、別に条例等についてのかかわりは要らないかと考えております。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○経済建設部長（後藤栄一君） 鷹嶋議員の再質問の方にお答えをさせていただきます。

条例改正に対する、この事業との並行してやることに対する部課長の考えはというような御質問でございます。先ほど町長の方からも答弁をさせてあったように、基本的には条例改正のするところを行うわけでございますけれども、現時点においての条例に違反しているかというような考え方はございません。一応条例に合っているという考え方が、当初の考え方の中でやってございます。

ただ、これから、指定管理者等々の制度の中に移行するわけでございます。こういうことを考え合わせて、制度上、疑義があったり、そういう問題が発生しやすいというようなものにつきましては、その都度条例改正に対応はしていきたいと、こんな考え方を持っております。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） 再々質問はありますか。

○12番（鷹嶋邦彦君） 再々質問をさせていただきます。

ちょっと私の質問の仕方が悪いんだか、答弁と合わないんですけれども、私が言いたいのは、道の駅に关しますと、去年リニューアルしたとき、それから、いこいの家の方もリニューアルした、その時点の話をしているんですけれども、いわゆるリニューアルをする前に条例改正をすべきじゃないのか。

例えば我々が何かお願いするにしても、いや、規則がどうのというような形で、先に規則が来ると思うんですよ。だけど、当局がやるときには、後で良いという答弁では、ちょっと私は納得できないんですけれども。その時点、だから、先ほど並行で、若しくはと言ったのは、事業を始める前に条例改正が必要ではないのか。そういうつもりで、いつも取り組んでいるのではないのかということを、ちょっと質問したかったんですけれども、再度答弁をお願いします。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 再々質問にお答えいたします。

今の御質問ですが、いろいろ事業をやるについて、条例につきまして私も相談を受けてやっております。後からつけ刃的にやっていると、こういうことはなかったかなと、こんなふうに理解をしております。

○議長（真田 勝君） これにて一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、9月20日木曜日 午前10時開議。

議案第43号から議案第53号までの議案18件を順次議題とし、委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

更に、議員の派遣について採決を行います。

本日はこれにて散会します。

午後 1 時57分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議	会	議	長	真	田	勝
署	名	議	員	池	谷	洋子
署	名	議	員	込	山	恒広

平成24年第5回小山町議会9月定例会会議録

平成24年9月20日（第4日）

召 集 の 場 所 小山町役場議場

開 会 午前10時00分 宣告

出席議員	1 番	阿部 司君	3 番	池谷 弘君
	4 番	高畑 博行君	5 番	桜井 光一君
	6 番	渡辺 悦郎君	7 番	米山 千晴君
	8 番	湯山 鉄夫君	9 番	梶 繁美君
	10 番	池谷 洋子君	11 番	込山 恒広君
	12 番	鷹嶋 邦彦君	13 番	真田 勝君

欠 席 議 員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	土村 暁文君
教 育 長	戸枝 浩君	企 画 総 務 部 長	小野 巖君
経 済 建 設 部 長	後藤 栄一君	住 民 福 祉 部 長	土屋 礼二君
教 育 部 長	高橋 忠幸君	危 機 管 理 監	新井 昇君
会 計 管 理 者	鈴木 哲夫君	政 策 秘 書 課 長	室伏 博行君
企 画 財 政 課 長	羽佐田 武君	総 務 課 長	小野 学君
税 務 課 長	湯山 正敏君	健 康 福 祉 課 長	秋月 千宏君
住 民 課 長	高橋 裕司君	地 域 防 災 課	池田 馨君
建 設 課 長	小野 克俊君	農 林 課 長	遠藤 一宏君
商 工 観 光 課 長	池谷 精市君	都 市 整 備 課 長	湯山 博一君
上 下 水 道 課 長	池谷 和則君	こども育成課長	相原 浩君
生 涯 学 習 課 長	土屋 和彦君	総 務 課 副 参 事	鈴木 辰弥君
監 査 委 員	池谷 浩君		

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長 田代 順泰君

会議録署名議員 10 番 池谷 洋子君 11 番 込山 恒広君

閉 会 午後1時32分

(議 事 日 程)

- 日程第1 議案第43号 小山町営住宅家賃管理条例の制定について
- 日程第2 議案第44号 小山町教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第45号 町道路線の廃止について
- 日程第4 議案第46号 町道路線の認定について
- 日程第5 議案第47号 平成24年度小山町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第6 議案第48号 平成24年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第49号 平成24年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第50号 平成24年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第51号 平成24年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第52号 平成24年度小山町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 認定第1号 平成23年度小山町一般会計歳入歳出決算
- 日程第12 認定第2号 平成23年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第13 認定第3号 平成23年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算
- 日程第14 認定第4号 平成23年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 日程第15 認定第5号 平成23年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第16 認定第6号 平成23年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算
- 日程第17 認定第7号 平成23年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第18 議案第53号 平成23年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定
- 日程第19 議員の派遣について

(追 加 日 程)

- 追加日程第1 町長提案説明
- 追加日程第2 同意第3号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 追加日程第3 発議第5号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書

○議長（真田 勝君） 本日は御苦労さまです。

議

事

午前10時00分 開会

○議長（真田 勝君） ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付したとおりでありますから、朗読を省略します。

日程第1 議案第43号 小山町営住宅家賃管理条例の制定について

日程第2 議案第44号 小山町教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第45号 町道路線の廃止について

日程第4 議案第46号 町道路線の認定について

日程第5 議案第47号 平成24年度小山町一般会計補正予算（第5号）

日程第6 議案第48号 平成24年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第7 議案第49号 平成24年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第50号 平成24年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第9 議案第51号 平成24年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第52号 平成24年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（真田 勝君） 日程第1 議案第43号から日程第10 議案第52号までの議案10件を一括議題といたします。

それでは、8月28日に、各常任委員会に付託した議案につき、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から、委員会における審議の経過並びに結果についての報告を求めます。

はじめに、総務建設委員長 米山千晴君。

○総務建設委員長（米山千晴君） おはようございます。総務建設委員長の米山千晴でございます。

ただいまから、8月28日、総務建設委員会に付託されました6議案について、審議の経過と結果について御報告申し上げます。

9月11日、午前10時から会議室におきまして、当局から副町長、関係部課長及び副参事、議会から、議長立ち会いのもと、委員5名全員が出席いたしまして、審査を行いました。

はじめに、議案第43号 小山町営住宅家賃管理条例の制定について、報告いたします。

委員から、第9条に規定する「相当の期間」とは、どの程度か。1か月の家賃の額は、どの程度か。との質疑に。

現在の訴訟の基準は、12か月としていますが、家賃管理条例施行規則を制定する際、期間の明記も含めて検討していきます。1か月3千円から4万3千円程度の家賃となっています。との答

弁がありました。

委員から、12か月だと、高い家賃の場合、滞納金額が高額になってしまうので、6か月とか3か月に規定した方が、より滞納を阻止できるのではないかと。との質疑に。

一律に小山町営住宅条例に定める3か月として適用することは、現時点の事務とかけ離れているものがあると考えるので、条例施行規則を制定する際、期間は検討していきます。

今回の裁判の状況などをみながら、順次、訴訟手続きに入る基準を厳しくしていきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、第9条に規定する「特別な事情」がある場合は、訴訟しないということで理解でよろしいのか。保証人とは、連帯保証人という意味をもっているのか。代位弁済の意味をもつのか。強制執行の方法は。との質疑に。

「特別な事情」については、生活保護等を考えていますが、ある基準を超えても訴訟手続きに入らないということです。

保証人については、代位弁済まで予定をしていません。今回の条例制定で、それなりの規定をしたので、かなり強い手続きができるものと考えています。

町は、強制執行権を持っていません。執行裁判所に町が強制執行の申し立てをしたのちに、執行官による強制執行となり、その執行官が執行方法を決めることになります。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁のあと、採決の結果、議案第43号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号 小山町教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号 町道路線の廃止について、報告します。

委員から、町道2327号線の廃止は、町道2450号線の認定と、区間が重複しているが。との質疑に。

路線の再編のため、廃止と認定に重複区間があります。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁のあと、採決の結果、議案第45号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号 町道路線の認定について、報告します。

委員から、町道3983号線は、現況や完了の立会いを行ったのか。との質疑に。

土地利用案件でもあり、合わせて、現況の確認や完了検査も実施しています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁のあと、採決の結果、議案第46号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号 平成24年度一般会計補正予算（第5号）について、報告します。

委員から、歳入の町道整備受託事業1億1千5百万円には、工事施工費や用地買収費が含まれているのか。事業の進展状況はどうなっているのか。との質疑に。

工事請負費や用地費を含んでいます。用地測量、物件調査等が終了し、個別に用地の交渉中です。との答弁がありました。

委員から、湯船原地区開発調査5百万円について、内陸フロンティアの事業の一つに入っているように新聞報道がなされている。議会には、報道前に説明してほしかったが、経緯を伺いたい。との質疑に。

内陸フロンティアは、新東名高速道路開通を契機とする内陸部の開発等に関する特区を申請するものです。国に対して、9月末ごろ、県が申請予定のものであり、現時点でも構想等が固まっていない状況であり、報告できなかったものです。次回の議会全員協議会にて、詳しい説明をする予定です。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁のあと、採決の結果、議案第47号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号 平成24年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託されました、6議案の審査の経過と結果についての、委員長報告といたします。

○議長（真田 勝君）次に、文教厚生委員長 桜井光一君。

○文教厚生委員長（桜井光一君） おはようございます。文教厚生委員長の桜井光一です。

ただいまから、8月28日文教厚生委員会に付託されました、5議案について、審議の経過と結果について、御報告します。

9月12日、午前10時から、当局から副町長、教育長、関係部課長及び副参事、議会から、議長立ち会いのもと、委員6名全員が出席し、審査を行いました。

まず、議案第47号 平成24年度小山町一般会計補正予算（第5号）について報告します。委員から、地震対策費の修繕料50万円でフェンスを設置するグラウンドは、無償貸借か。期間はどれほどか。避難場所として適切か。近隣にも避難場所があるが、さらに避難場所が必要か。平常時の使用は、どう考えているのか。との質疑に。

現在協議中ですが、無償貸借の予定です。期間は協議中です。地震災害時の使用を想定しています。町としては、多くの避難地を確保していきたいと考えています。平常時は、地域の方等がグラウンド等として使用することを考えています。との答弁がありました。

また委員から、児童福祉費149万6千円の事業内容を、具体的に説明していただきたい。との質疑に。

児童虐待への体制強化のため、応急時対応用公用車を購入する費用です。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁ののち、採決の結果、議案第47号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第48号 平成24年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第49号 平成24年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第1号）、議案第50号 平成24年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第52号 平成24年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）の4議案は、特に、質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で、文教厚生委員会に付託された、5議案の審査の経過と結果についての、委員長報告とします。

○議長（真田 勝君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第1 議案第43号 小山町営住宅家賃管理条例の制定について。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、議案第43号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第44号 小山町教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第44号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第45号 町道路線の廃止について。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決をします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第45号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第46号 町道路線の認定について。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第46号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第47号 平成24年度小山町一般会計補正予算(第5号)について。

各常任委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する各常任委員長の報告は、可決であります。本案は、各常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第47号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第48号 平成24年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第48号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第49号 平成24年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算(第1号)について。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第49号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第50号 平成24年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、議案第50号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第51号 平成24年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、議案第51号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第52号 平成24年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）について。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、議案第52号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 認定第1号 平成23年度小山町一般会計歳入歳出決算

日程第12 認定第2号 平成23年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

日程第13 認定第3号 平成23年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算

日程第14 認定第4号 平成23年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

日程第15 認定第5号 平成23年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算

日程第16 認定第6号 平成23年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算

日程第17 認定第7号 平成23年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算

日程第18 議案第53号 平成23年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定

○議長（真田 勝君） 日程第11 認定第1号から日程第17 認定第7号までの平成23年度決算7件と、日程第18 議案第53号 平成23年度小山町水道事業会計利益の処分並びに決算の認定1件の合計8件を一括議題とします。

それでは、9月4日、各常任委員会に付託した認定等につき、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から、委員会における審議の経過並びに結果について報告を求めます。

はじめに、総務建設委員長 米山千晴君。

○総務建設委員長（米山千晴君） 9月4日、総務建設委員会に付託されました、平成23年度決算関係の委員会での審議の経過と結果について、御報告します。

委員会は、先ほど報告しました議案の審査に引き続き決算関係4件の審査を行いました。

はじめに、認定第1号 平成23年度小山町一般会計歳入歳出決算について報告いたします。

委員から、富士紡工場長宅跡地を1千55万1,780円で購入したが、土地の今後の活用構想はありますか。との質疑に。

県道の交差点改良の設計が完成後、土地と建物を一体として有効活用するものとして、売却していく予定です。との答弁がありました。

委員から、御殿場線輸送力増強促進連盟負担金5万5,500円が支出されているが、今後の進展の可能性、状況はどうなっていますか。との質疑に。

連盟の名称に対するJR東海の抵抗感の問題もあり、御殿場線輸送力増強促進連盟という名称の変更も検討しています。今後については、JR東海との各種イベントのタイアップを含め、利便性の向上について陳情していきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、遊歩道測量業務委託料76万6,500円の測量箇所と今後の整備計画はどうなっていますか。との質疑に。

富士山須走口登山道を測量したもので、富士箱根トレイルの一部として整備していく予定です。との答弁がありました。

委員から、バイオマス活用推進計画策定委託料120万円は、どんな計画を策定したのか。との質疑に。

バイオマスフォーラムを3回実施いたしました。生ゴミ、食品廃棄物などの活用や、間伐等で発生する枝、皮等を活用していく計画を策定しました。との答弁がありました。

委員から、県営中山間地域総合整備事業負担金1千41万7,500円の事業進捗状況を説明願いたい。との質疑に。

5地区の圃場整備の実施設計、換地計画原案の作成、外周測量が行われ、また2本の農道の測量、用地買収が行われています。との答弁がありました。

委員から、小口資金利子補給交付金158万5,081円は、誰を対象としているのか。利子補給の金額はいくらか。交付期間は何年か。平成23年度の交付者は何人か。との質疑に。

町内で3か月以上の業を営んでいる従業員30人以下の商工者、10人以下の商業又はサービス業者を対象としており、金融機関への支払利子が1%になるように利子補給し、5年間の交付としています。10人に対して交付をしました。との答弁がありました。

委員から、緊急経済対策交付金1千925万円の内容は何か。との質疑に。

商工会に委託し実施をした住宅建築等助成事業であり、最高50万円の助成であり、商品券で支給しましたが、86件に対して助成したものです。との答弁がありました。

委員から、温泉槽等緊急清掃委託料98万7,000円は、どのようなことに対応したものか。との質疑に。

平成23年8月1日の地震により燃料の重油が流出した事故に対応するために、温泉槽等を清掃したものです。との答弁がありました。

委員から、デマンド監視装置設置工事69万5,100円では、どのような装置を設置したのか。との質疑に。

電気料金は、最高使用量を元に基本料金が設定されているため、その最高使用量を抑制すれば電気使用料は抑制できます。その最高使用量を抑制するため、ある一定の使用量を超すと警報が出される装置を設置したものです。との答弁がありました。

委員から、橋梁長寿命化修繕計画委託料602万3,850円は、どんな内容の計画か。また、今後どのように実行していくのか。との質疑に。

184か所の橋について調査し、修繕料の平準化のために54か所の橋の予防的保全型の修繕計画を策定しました。平成25年度から平成39年度までは、年間6千万円程度予算要求して進めていきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、臨時財政対策債は、どんな事業に使用したのか。との質疑に。

地方財源の不足に対する起債ですので、一般財源と同様に、特定財源の不足分を補てんしていただきますので、事業を特定することはできません。との答弁がありました。

委員から、太陽光発電システム等省エネルギー機器設置事業補助金は、何人に補助したのか。との質疑に。

町単独事業の太陽光発電は32件、太陽熱利用は8件、県事業のエコマイハウスは5件となっています。との答弁がありました。

委員から、旧老人ホームの売払い額は、適正価格から建物の取り壊し費用相当額を引いた金額となっているようだが、明確にするため、適正価格を収入し、取り壊し費用相当額を支出するという手続きを踏むべきではなかったのか。今後、研究して欲しい。との質疑に。

今回は、町が実施する場合の解体経費が高額となるため、これで良しとしたものです。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁のあと、採決の結果、認定第1号は全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号 平成23年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算について報告します。

委員から、償還金の財源は、一般会計繰入金を充てているのか。何年ごろまでに償還できるのか。

との質疑に。

事業開始当初の下水道審議会の考え方にに基づき、起債の償還については一般会計繰入金を充てています。12億円超の残高があり、償還は平成45年度までかかります。との答弁がありました。

委員から、開設して何年経過したのか。との質疑に。

平成11年4月に開設しているので、13年経過しています。との答弁がありました。

委員から、経常経費は料金で賄うべきであるが、現時点では不足を生じている状況である。13年経過しているので、料金の見直しは考えていないのか。積極的に見直しを考える時期にきているのではないか。との質疑に。

考える時期にあると感じています。今後、上下水道審議会にかけていきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、須走浄化センター汚泥処理処分の方法は、どのようにしているのか。との質疑に。焼却処分をしています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁のあと、採決の結果、認定第5号は全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号 平成23年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第53号 平成23年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について報告し

ます。

委員から、籠坂湧水を含め、水源地は、資産勘定で評価しているのか。水利権等を法的に整備しているのか。水道への利用率はどの程度か。との質疑に。

有形固定資産については、評価しています。水利権は法的に整備していないが、既得権という考え方のなかで、尊重されるものと考えています。日量1万6,900トンのうちの34%、5,820トンを上水として利用しています。その中では、災害時の非常用応急給水としても位置付けをしています。との答弁がありました。

委員から、拡張工事の箇所はどこか。老朽管は、どの地域が多いのか。今後の概算費用は、どの程度か。との質疑に。

平成26年度を終了年度とする4次整備計画に基づき実施していますが、地区としては、北郷地区と県道沼津小山線の配水管工事となっています。

小山地区は、昭和30年代の敷設であり、老朽化が進んでいると考えています。石綿管は、平成24、25年で改修する予定です。

概算費用として、平成24年度から3か年間で3億3千万円程度と考えています。との答弁がありました。

以上の主な質疑答弁のあと、採決の結果、議案第53号は全員賛成で原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託されました、平成23年度決算関係4件の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

なお、委員会終了後、町道路線の廃止及び認定の確認のための現地視察と、町道原向中日向線の復旧状況の確認のための現地視察を実施したことも報告します。

○議長（真田 勝君） 次に、文教厚生委員長 桜井光一君。

○文教厚生委員長（桜井光一君） ただいまから、9月4日文教厚生委員会に付託されました、平成23年度決算の委員会での審議の経過と結果について、御報告します。

委員会は、先ほど報告しました議案の審査に引き続き決算5件の審査を行いました。

はじめに、認定第1号 平成23年度小山町一般会計歳入歳出決算について報告します。

委員から、各種健診事業受診率が低下しているが、その原因は何か。対処をどうしているのか。との質疑に。

平成20年度に対象者全員に通知することに変更したところ、10%近く受診率が上がったため、その後は高い受診率を維持することを目指し、その方法を踏襲してきたため、受診率がわずかに低下してしまったと考えています。そのため、今年度は啓発活動の方法を変えて実施していますが、その結果、受診率が上がってきています。との答弁がありました。

委員から、各種健康教育・相談の開催件数が大幅に増加している原因は、何か。との質疑に。

特定検診について、電話による受診勧奨を行うなどしたため、受診者が増加しました。その結

果、事後指導対象者が増加したためです。との答弁がありました。

委員から、高齢者肺炎球菌接種率が低くなっているが、その原因は何か。との質疑に。

任意接種のため、積極的な働きかけができないことになっていますが、平成22年度から公費助成を開始し、22・23年度の2年間の積み上げで、合計23.4%の方に接種助成をしました。

5年間ほど免疫力が持続することから、単年度の接種率は低くなっています。との答弁がありました。

委員から、一時的保育を年間述べ287人が利用しているが、利用理由は何か。との質疑に。

仕事で162人、病院への通院で82人等です。との答弁がありました。

委員から、小山町の特別支援教育は、進んでいると理解しているが、現在の特別支援教育の実施方法を教えてほしい。との質疑に。

関係機関の職員がチームを組んで対応しているが、各学校等へ年2回の巡回相談を実施しています。特別支援コーディネーターは、特別支援委員会の開催、担任のアドバイス、支援計画の作成、保護者との面談等を実施し、各学校等で中核となり働いています。研修会等も積極的に実施しています。との答弁がありました。

委員から、全国でいじめ問題が深刻化しているが、各学校での、いじめ対策委員会の機能状況を教えてほしい。との質疑に。

アンケートの実施や個別面談の計画を立て実施し分析するなどして、早期発見に努めるなど校内いじめ防止対策の推進の中核となり活動しています。さらに、いじめ認知後の対応についても行っています。

もし、発生したときは、外部専門機関と連携を図り、対応することとしています。との答弁がありました。

委員から、いじめや特別支援教育への対応は、最前線の先生、つまり生徒指導主事やコーディネーターなどの先生の頑張りしだいで大きく変わってくるところもあるため、こども育成課として、支援・指導をお願いしたい。との質疑に。

同じ思いであります。との答弁がありました。

委員から、幼稚園授業料には収入未済額がないのに、保育所保育料には収入未済額があるが、その原因は何か。との質疑に。

幼稚園授業料は月額6,100円ですが、保育所保育料は前年所得から算出し、最高月額54,000円となります。当該年度の経済的理由が主な理由と考えています。滞納処分も検討しています。との答弁がありました。

委員から、救急医療センターの負担割合はどの位か。1人当たりの医療費と比較すると負担額が多いのではないか。救急医療センターのあり方について、どのように考えているのか。との質疑に。

前年9月末の人口割で、18.983%となっています。超音波診断装置等の更新があったため、前年

度より増加しています。医師や事務職等の人件費もあり、さらに診療が休日・夜間であるため診療経費も高くなることから、医療費とは異なるものです。広域化の話もありますが、現在の救急医療センターは、必要不可欠なものであります。との答弁がありました。

委員から、自主防災対策事業の内容を教えてください。との質疑に。

各自主防災会から申請があった防災倉庫の整備、防災資材の整備等に補助しています。22の自主防災会に補助しました。との答弁がありました。

委員から、ALTの採用基準は、どのようになっているのか。各学校の要望を取り入れているのか。小中学校の英語の時間と、ALTの回数はどうなっているのか。との質疑に。

委託しているため、町での採用とはなっていません。学校の意見を聞きながら、実施しています。過去には、不適格者と思われた者は交代させたこともあります。小学校では、週1回の授業で、ALTを各クラス年9回派遣。中学校では、週4回の授業で、ALTを各クラス年9回派遣しています。との答弁がありました。

委員から、部活動指導費交付金の交付内容と、その使途はどうなっているのか。との質疑に。

指導者1人当たり2,000円を交付し、各学校が工夫して使用しています。との答弁がありました。

委員から、自主文化事業費の収支が赤字となっているが、集客率はどの位か。黒字を目指すために何をしていけば良いと考えているのか。との質疑に。

77.39%でした。全国的に、景気の低迷のため、対応に苦慮しているのが実態です。満席でも、赤字になるものがあるのも事実です。いかに企画して住民を舞台に上げるかだと考えています。との答弁がありました。

委員から、放課後児童クラブの利用人数は、増加しているのか。との質疑に。

前年度と同程度となっています。平成24年5月1日現在では、成美小15人、明倫小40人、足柄小16人、北郷小34人、須走小54人でした。との答弁がありました。

委員から、幼保一元化についての問題が多々あると考えているが、ソフト面での検討と、職員研修は進んでいるのか。との質疑に。

現場サイドでの検討を進めています。その中でソフト面での摺合せも行っています。また、職員研修はもちろんですが、保護者会等の視察も実施しています。との答弁がありました。

委員から、東日本大震災を受けて、各学校・園の防災マニュアル等の見直しを実施しているのか。との質疑に。

見直しの指示をし、各学校、園では見直しをしています。との答弁がありました。

委員から、地域自殺対策緊急強化事業補助金は、何に使用したのか。との質疑に。

メンタルヘルスの普及啓発活動を行うために、3種類のリーフレットを購入しました。との答弁がありました。

委員から、生涯学習施設使用料の内容と、前年度との比較増減はどのようになっているのか。

施設利用者は、なぜ減少したのか。との質疑に。

体育施設を指定管理としたので、体育施設分が減少したことと、東日本大震災の計画停電等に対応するために、施設の利用制限をしたために、使用料の減額と利用者の減少となっています。との答弁がありました。

委員から、連合青年団助成金10万円とあるが、連合青年団の構成はどうなっているのか。また、この額は適正なものなのか。との質疑に。

青年団は須走青年の会しかありませんが、その一部に北郷地区から1名が参加し、連合青年団としての活動をし、助成金は30人が参加した富士山の安全確保のための杭打ち作業等に使用されていますので、適正なものだと判断しています。との答弁がありました。

委員から、地域活動連絡協議会助成金16万2千円とあるが、活動内容を教えてほしい。との質疑に。

母親クラブの活動の一環として実施している防犯パトロール等の活動に対する助成金です。との答弁がありました。

委員から、青少年社会参加活動事業交付金10万円とあるが、活動内容を教えてほしい。との質疑に。

20人が参加した富士山清掃活動に対する交付金です。との答弁がありました。

委員から、図書リサイクル市の実施場所・回数と提供者数とリサイクル冊数は、どのくらいですか。との質疑に。

図書館、道の駅、あじさいまつり、産業祭で5回実施し、642人の方から提供を受け、図書館での不用品と合わせ1,595冊をリサイクルしました。との答弁がありました。

委員から、日本スポーツ振興センター負担金は、学校の事故の保険だと思うが、小中学校の事故は何件でしたか。との質疑に。

小学校が28件、中学校が35件でした。との答弁がありました。

委員から、昨年の生土の火事から考えると、消防水利が充足していないように感じているが、消防署としての認識を伺いたい。との質疑に。

水利については、実態調査を3年に一回実施しています。十分ではないと感じています。

平成22年4月1日の状況としては、第1分団管内だと公設防火水槽14基、私設防火水槽3基、公設消火栓86か所、私設消火栓4か所、せぎ止め12か所ありますが、順次整備していきたい。との答弁がありました。

委員から、救急車の出動回数と、前年度との比較を教えてほしい。との質疑に。

平成22年は744件で、平成23年は792件であり、前年対比48件の増となっています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁ののち、採決の結果、認定第1号は多数賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号 平成23年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について報告します。

委員から、基金残高の額と、その額の妥当性の見解を教えてください。との質疑に。

基金残高は3億5千818万5,041円です。目標額は約4億2千820万5,943円であり、約7千万円不足しています。保険給付費等の上昇により保険税の増税時の負担軽減やインフルエンザ等の流行等に備えるものとして、必要であります。との答弁がありました。

委員から、目標額は何で定められているのか。との質疑に。

基金条例で、保険給付費の30%を目標額として規定しています。との答弁がありました。

委員から、法定外繰入をして、税を下げ、負担軽減をする考えはないか。との質疑に。

国保では、様々な軽減を実施しています。平成22年度からは、会社都合による退職者に対し、前年所得を3割にして税を計算する軽減措置等を実施しています。

平成22年度の1世帯当たりの国保税は、県平均17万1,519円より1万2,436円安い15万9,083円で、県下26位であったことや、町の財政状況を考えて、法定外繰入を行う状況ではないと考えています。との答弁がありました。

委員から、不納欠損及び滞納者の人数は何人か。滞納解消のアイデアはないのか。同じ人間が滞納しているので、町全体で総合的に対応する必要性を感じているが。との質疑に。

不納欠損は172人で、968件です。収入未済は590人で、4,958件です。徴収嘱託員が個別に対応しています。預貯金調査、給料等の差し押さえを実施しています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁ののち、採決の結果、認定第2号は多数賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号 平成23年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号 平成23年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について報告します。

委員から、滞納者数及び内容を教えてください。との質疑に。

現年度分33人、過年度分3人であり、現年度分33人のうち16人が軽減を受けている低所得者の方です。との答弁がありました。

委員から、歳出の不用額が1千万円を超えている理由は何か。との質疑に。

納付金が主なものでありますが、納付金は広域連合が計算してくるものであり、町で予測して予算を確保していますが、予算が不足し連合会に支払いができなくならないように、予算を組んだためです。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁ののち、採決の結果、認定第4号は多数賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号 平成23年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算については、決算内容に関してはさしたる質疑もなく、採決の結果、多数賛成で原案のとおり認定すべきものと決しまし

た。

以上で、文教厚生委員会に付託された、平成23年度決算5件の審査の経過と結果についての、委員長報告とします。

なお、委員会終了後、須走放課後児童クラブの現地視察を実施しましたことも報告します。

○議長（真田 勝君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。ここで10分間休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時16分 再開

○議長（真田 勝君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第11 認定第1号 平成23年度小山町一般会計歳入歳出決算について。

各常任委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○4番（高畑博行君） 私は、認定第1号 平成23年度小山町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

決算審議は、その自治体が税金を適正に使ったかどうかをチェックする重要な位置付けがあると同時に、次年度の予算編成にどう反映していくのかという視点でも極めて重要であると考えます。

日本は長引く景気低迷に加え、昨年の3.11東日本大震災と福島第一原発事故の影響で未だに34万人もの多くの人々が過酷な避難、転居生活を余儀なくされています。また、小山町は一昨年の台風9号の被害からの復興に全力を尽くすものの、昨年も台風12号、15号が追い打ちをかけるように本町を襲い、それらの復興はまだ道半ばであります。

昨年は災害復興最優先の年であり、厳しい財政状況下で、いわゆるやり繰りの工夫を迫られた年だったと認識しております。民主党政権下の国の悪政のもとで、国民の多くが生活の困窮を実感している今、「住民の命と暮らしの防波堤」という自治体本来の役割が果たされていたのか、改めて問われなければなりません。

先週13日に、県は県内市町の2011年度決算に基づき、財政状況を示す健全化判断比率の速報値を公表しました。この内容は、14日付けの新聞報道で明らかになりました。今回の決算に基づく小山町の実質公債比率ですが、これは実質的な借金依存度を示す数値なわけですが、13.9%に達し、県下の市町自治体の中で4番目に高い比率になりました。また、一般会計で将来賄う実質的な負債を表す将来負担比率は113.7%と、県下自治体で一番高い比率を示しました。また、決

算収支の中身を見た場合、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は7,258万6千円であり、前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額は1,420万2千円で、2年連続の赤字です。

その点から考えると、将来的に持続可能な財政の健全化を図る意味において、本決算内容に対して疑問を投げかけないわけにはいきません。

その詳細を見ても、収入の調定額に対する収入率は前年度より1.1ポイント減少していますし、収入未済額も前年度比較で1億3,214万9千円増加しています。この件に関しても、決算審議の中で当局は諸々の理由を述べておりましたが、収入の根幹をなす町税の多額の収入未済額の解消については適切な対策を講じ、収納率の向上に努める必要があると考えます。

財政力の点から見ても、過去4年連続で財政力指数が低下していることを考えると、限られた収入の中にあっても、所管の一層の徴収努力が求められますし、歳出部門でも、貴重な税金であるわけなので、無駄遣いを徹底的になくす努力も強く求められます。

また、歳出に関しましては不用額が昨年度より大幅に改善されたというものの、1億1,949万9千円もあります。本来、予算計上して使い残した不用額は、可能な限り補正予算の段階で調整し、住民サービスなどに充当するなど、大きな不用額を出さない努力をすべきです。ちなみに、東京都の荒川区では、歳入歳出決算説明書の内容を補完するものとして、一般会計の歳入歳出決算不用額について、性質別に整理した不用額性質別分析表を添付しており、どのような事情で不用額が生じたかを明らかにしていることなども、今後の参考にするよう要望しておきます。

次に、依然として改善されていない臨時・パート職員の問題です。

厳しい財政状況下とは言っても、この点の改善がみられないのは問題です。公務を担う職員体制がこのままでは、全体の奉仕者として住民福祉の増進を図り、公共サービスの質を守ることはできません。正規職員とほとんど同様の仕事をしているにもかかわらず、給与をはじめとした待遇に格段の差があることは、官制ワーキングプアを生み出す要因ともなりかねません。住民の側から見ても、「安かろう行政」の典型的な表れにとらえられても仕方ないかもしれません。

最後に、まちづくりの基本的な構えとして、昨年度は国道138号線「道の駅」を核とした須走まちづくり整備事業に力を入れたものの、駿河小山駅の無人駅化などでますます疲弊していく旧小山地区のまちづくり再生に、全くと言っていいほど具体的な手立てを示すことができないまま、年度の締めを迎えたことは極めて残念であります。小山地区の活性化については、住民が待望しているところです。小手先ではない、大胆かつ具体的な計画立案と、その実行が求められます。

人口が2万人を切ろうとしている小山町にとって、本当に「住んで良かった」「住みたい町だ」と多くの町民に思ってもらえる施策と税の使い方はどうあるべきか厳しく問われていることは間違いありません。

山に囲まれ、清流流れる何本もの川を有する小山町が、ひとたび災害に遭えば、莫大な費用をつぎ込んで復旧にあたらなければならない運命を背負っている町ではありますが、そこに集う職

員や関係者の英知を絞って、次世代につながる町づくりに向けて着実に歩んでいって欲しいことを最後に述べて、私の反対討論といたします。

○議長（真田 勝君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

○9番（梶 繁美君） ただいま議題となっております、認定第1号 平成23年度小山町一般会計歳入歳出決算につきまして、認定すべきとの立場から賛成討論を行います。

はじめに、議員の皆さん、皆さんのお手元にあるこの決算書は、これは水道会計を除いた7会計の全てが載っております。その内容も款項目別にそれぞれ数字をまとめ、報告されているし、説明も十分であると思っております。

しかしながら、この決算書を作る陰には、いろいろな町の職員、町長をはじめ多くの職員が、血と汗を結集させて、この23年度の予算の執行にあたってきたということを御理解いただきたい、そう思います。

特に、先ほど出しましたが、災害復旧につきましては、これを町政の第一にするという目標を設定し、いち早く町民の生活、あるいは元の生活に戻せるためにこの復旧作業に全力を投じたということでございます。

議員の皆さんにおかれましても、新しい議員の方は11か月だったと思いますが、いろいろその復旧についてはその都度、当局からその現状の説明を受け、さらに現場を見て確認をしあってきました。その結果、当局の血のにじむ努力によって、平成22年の台風9号の被害の復旧は、平成23年度において、公共工事、特に道路、河川の復旧については通常3年かかってやる工事を、2年間で昨年度で完成しております。そんなことは、この決算書には載っておりません。

さらに、農業関係の復旧につきましても、町がやるべき仕事の農地災害も同じでございます。平成23年度で全ての箇所、田んぼ、畑、畦畔の崩壊、あるいは法面の崩壊、流出そういったことを全て平成23年度までの2年間で完成させました。一部、わさび田については、県の管理河川との工事の整合性がありますので、今年度になると思います。そうした事業を本当に一生懸命やってきて、町民の生活を守った、その町のこのことについては皆して拍手し、賛辞を送るべきだと私自身は思っております。

第2点目は、皆さんにも、これは議会でその都度、報告を受けました。各事業につきましては、不要不急ということはないですけど、延ばせる事業については、平成23年度の事業を平成24年度へ繰り越した、これも国庫補助事業の工事も繰り越しております。平成23年度の予算をもって、平成24年度へ持って行ったという事実でございます。なかなかこの作業は、私も経験しましたが、大変でございます。国では施越し事業と言っていますけども、今年度予算を来年度予算へ持っていくということをなかなか認めづらい、認めてくれない。それが町長を中心に皆さんが各省庁を回って話をして、県へ話をして、それを持ち込んで今年度事業へ持って来た、そういう事実もこの中に含まれているわけでございます。そういうことを議員の皆さんにも御理解いただき、私がこれから申し上げることも御理解いただきたいと思います。

過日の本会議において町長の提案説明にもありました通り、我が国の経済は、東日本大震災、福島原子力発電所の事故によって、その経済状況が大きく変化しました。

この小山町においても、平成22年9月の台風9号により局地激甚災の被害を受け、平成23年にも富士宮市を震源とする地震、そして台風12号、15号による度重なる被害を受けてきました。このことは財政に大きな影響を与えることとなり、その為に厳しい財政運営を強いられてきました。そうした中、町民にとって安心・安全なまちづくりのために、町民の皆さんはもとより、職員が一丸となって災害復旧を最優先に取り組み、元気のあるまちづくりに立ち向かった結果が本年度の決算書であり、評価したいと私は思います。

細かく申し上げます。平成23年度一般会計の決算額は、歳入決算は104億1千626万9千円で、歳出決算は101億851万1千円です。差し引き額は3億776万8千円となり、翌年度へ繰り越すべき財源2億3千518万2千円を差し引いた実質収支額は、先ほど高畑議員からお話がありましたように7千258万6千円であります。

特にその内容を検証しますと、この景気の後退により、歳入の根幹である町税が9千276万6千円の減少となっています。一方、歳出額で101億850万1千円となり、そのうち災害復旧費が14億9千693万2千円と大幅に増額となっております。この理由は先ほど申し上げた通りでございます。災害復旧、復興に多くの予算が投入されています。

私はこうした厳しい財政状況の中にあって、町長は、平成23年5月就任以来、災害復旧を進めると共に、「自治やまちづくり」の取り組みにもあたり、さらには、行政の事務・事業の効率化を計ってきました。小山町行財政改革審議会を立ち上げ、また行政アドバイザー制度の設置などを行い、事務事業の見直し、改善をしたことは皆さんも御承知のとおりだと思います。

また、健康や福祉の関係では、須走小学校放課後児童クラブの新施設の建設を行い、いきど・すがぬま保育園の改修に取り組み、心あたかな安心して暮らせるまちづくりの事業を推し進めてきました。そして、さらには教育・文化に取り組み、教育施設の耐震化事業、小山中学校南校舎の耐震補強工事、須走小学校屋内体育施設の建設事業を実施すると共に、学校教育の一層の充実を計り、そのために授業アドバイザー、学校図書支援員を配置し、教員の授業力の向上、学校図書室の環境整備の充実に、その予算の執行に留意されている姿が如実に表れております。

また、総合体育館をはじめとする体育施設の指定管理者制度を導入し、民間活力により、町民サービスの向上も図ったことであります。

さらに産業、農業については、農業生産基盤整備のため県営中山間地域総合整備事業、県営経営体育成基盤整備事業の推進を図り、林業については、集約化推進計画を策定し、地域にあるバイオマス資源の活用の推進のため、バイオマス活用推進計画が推し進められております。

また、道の駅「すばしり」は、指定管理者のもと昨年4月にオープンし、地域の活性化、観光振興に寄与していることは議員の皆様、一致している意見だと思います。

また、小山町のこれからの大きな課題としては、保育園の耐震化事業や新東名高速道路対策を

はじめとする投資的経費に対応しなければならない時世が来る、突入すると思います。またさらには、増大する扶助費や公債費などの義務的経費に対する対応など、今後も多額の財政を必要とされており、この課題の整理も今後必要だろうと、これについては町長の手腕を、私は期待したいと思っております。

監査委員さんの報告にもありましたように、財政運営については、おおむね初期の目的に沿って成果を上げていると認められるという報告書をいただいております。

よって、私は平成23年度小山町一般会計歳入歳出決算を認定すべきと、賛成討論といたします。以上です。御清聴ありがとうございました。

○議長（真田 勝君）

次に、本案に反対者の発言を許します。討論ありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する各委員長の報告は、認定であります。本案は、各委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立を願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（真田 勝君） 起立多数です。したがって、認定第1号は、認定することに決定しました。

お諮りします。日程第12 認定第2号から、日程第17 認定第7号までの平成23年度特別会計決算6件及び日程第18 議案第53号 平成23年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定1件合計7件については、一括質疑とすることにしたいと思います。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号から議案第53号までを一括質疑とします。

それでは、認定第2号から議案第53号までについて、各常任委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第12 認定第2号 平成23年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○4番（高畑博行君） 私は、ただいま議題となりました、認定第2号 平成23年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

平成23年度の国民健康保険特別会計歳入総額は18億3,214万6千円、歳出総額は16億9,458万3千円、歳入歳出差引額は1億3,756万3千円でした。

まだ、他の市や町も、現在、決算議会の最中ですので、平成23年度の県下市町の国民健康保険事業状況速報は入手できませんので、昨年度の市町比較などはできませんが、前年度、平成22年度の保険料比較でみますと、一般と退職者合計の1人当たり調定額で、県下23位、1世帯当たり調定額で26位の高さであり、県下35自治体の中では、さほど高額ではないように見えます。市町平均額と比較しても、それより下回っており、驚くほどの高額とは思えません。これは県下3位、95.02%という高い収納率に支えられていることもあると思います。

しかしながら、保険料が小山町より低い自治体が1人当たりの調定額では12自治体もあるわけです。また、平均値との比較でいえば、牧之原市のように、1人当たりの調定額11万265円、1世帯当たりの調定額22万5,179円という考えられない程高い自治体もあるので、市町平均より低くなっているものの、現年度分退職者に限っていえば、小山町は1人当たりの調定額は1万1,274円で県下2位の高さですし、1世帯当たりの調定額では1万9,566円で4位の高さです。また、他に目をやれば、特徴的なデータとしては1人当たりの全保険者の診療費は24万1,483円で7位にランクしています。

これらを分析すると、国保加入者の負担軽減を考えれば、もっと思い切った財政出動を伴う措置も必要ではないのかと思われます。

また、平成24年5月末現在の短期保険証の発行件数55件、資格証明書発行件数47件を見る限り、資格証明書の発行件数は前年度比較で若干減少したものの、短期保険証の発行は昨年より多くなっています。また、47件の中身の分析も必要です。きっと、所在不明者などの事情もあるにせよ、生活困窮者が激増している今日、国保税を払いたくても払えない実態も顕在化しているのではないのでしょうか。国民健康保険証を取り上げ、短期保険証や資格証明書の発行をするのは、極力少なくしたいものです。

また、一般会計からの法定外繰入を行っていない自治体を調べた結果、県下35自治体のうち、3市3町のわずか6自治体しかありません。小山町は、平成19年度から法定外繰入をやめてしまいました。国保会計は独立した特会だから、一般会計からの繰り入れなどはせずに運営できればそれにこしたことはないという「一般論」と、小山町の国保は他の市町と比較して決して高くないという事を当局は主張しますが、「国保は高い」と嘆く多くの町民の声に決して応えるものではありません。

厚生労働省も「一般会計からの繰り入れは、国保加入者以外の住民が国保運営にかかる費用を負担することになり望ましくない」と言いますが、低所得者や高齢者が多い国保被保険者にとっては、生活実感として、国保料の高さに苦しんでいるというのが実態です。

さらに、昨年度、基金繰入はしていませんが、総額3億5千万円に及ぶ国保の基金保有額はどうか考えても多額過ぎます。当局は、逆に、目標額が4億2,820万円余りといい、この状態では基金残高がまだ少ないという表現をされました。

もし、インフルエンザ等の大流行があったら困るといういつも通りの理由づけから、この多額

の基金を持ち続けていますが、宝の持ちぐされにならないように、この基金を取り崩して国保加入者に還元し、国保の値下げに踏み切るべきであり、極めて高齢化の水準が高い小山町で、町民誰もが歓迎する国保運営につなげてほしいものだと考えます。

「国民健康保険税が本当に高い」と嘆く多くの町民に応え、町民に優しい町政を推進する上でも、以上述べた理由に基づき、私は、認定第2号 平成23年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての反対討論といたします。

○議長（真田 勝君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

○12番（鷹嶋邦彦君） 私は、ただいま議題となっております認定第2号 平成23年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に賛成する立場から討論を行います。

文教厚生委員会における当局の説明によると、国民健康保険保険給付等基金の現残高は、約3億5千万円余とのことです。一般的に考えれば、3億5千万円は非常に多額ですが、毎月の医療費の支払が約1億円であることを考えるとわずか3.5か月分であり、冬季のインフルエンザ等の大流行や高度医療の患者の増加等があった場合、予算に不足を生じることは容易に想像がつきます。

また、基金条例に基づく基金の積立て目標額は、約4億2千万円のため、約7千万円程度目標額を下回っているとの説明がありました。平成23年度では基金への積立ては無理だったそうですが、毎年度の決算剰余金から少しずつ基金へ積み立てることは非常に重要なことだと考えます。

当然のことですが、基金は取り崩したら無くなります。基金を取り崩し、保険税に充てることは一時的に保険税を引き下げることにはすぎず、恒久的な保険税の引き下げにはつながりません。

また、国民健康保険の被保険者は約4千800人であり、町の人口の約24%です。一般会計から法定外繰入を行うことは、国保被保険者以外の町民に負担を強いることになります。町の財政状況も逼迫する中、確かに国民健康保険は、国民皆保険制度を支える基礎的医療保険制度であり、町が制度維持のためにテコ入れする意義はわかりますが、低所得者に対しては所得に応じて7割、5割、2割等の軽減をしており、まずは被保険者が自ら自分たちの保険制度を維持するため相応の負担をし、独立した特別会計として自立するべきだと考えます。

現在、小山町の国保は、一般会計から法定内繰入は行っていますが、法定外繰入は行っていない。これは、国保の運営としては、非常に健全経営を行っていると言え、今後も医療費上昇の中、厳しいとは思いますが、国保の健全経営を継続していただきたいと考えます。

また、先日の住民福祉部長の補足説明において、平成23年度の小山町の国保被保険者の特定健診の受診率及び特定保健指導の実施率が県平均を大きく上回っているとの説明がありました。これら総合的な努力の結果として平成23年度の小山町の医療費が県下で25番目に低くなったと考えられます。今後とも町をあげて、町民の健康維持に努力されることを願い、平成23年度小山町国民健康保険特別会計の歳入歳出決算について、私の賛成討論といたします。

○議長（真田 勝君）

次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立を願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(真田 勝君) 起立多数です。したがって、認定第2号は、認定することに決定しました。

日程第13 認定第3号 平成23年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立を願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、認定第3号は、認定することに決定しました。

日程第14 認定第4号 平成23年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○4番(高畑博行君) 私は、認定第4号 平成23年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

公的医療保険は、本来、医療を受ける権利を守るための社会保障制度です。生活を圧迫するような重い保険料を国民に課するべきではありません。財源は、支払能力に応じた負担の原則で確保しなければなりません。

ところが、現在の後期高齢者医療制度には、高齢化や医療技術の進歩で医療費が増えるに連れて高齢者の保険料が際限なく上がる仕組みが組み込まれています。

ひとつは、75歳以上の高齢者の医療保険財源を、現役世代と別勘定にしたことです。高齢者の医療給付費、患者負担を除いた医療費の一定割合を、高齢者自身の保険料で賄うことです。この高齢者の負担割合は、高齢化の進展に伴って2年毎に上昇する仕組みです。

もうひとつの仕組みは、運営主体を都道府県毎の広域連合にして、保険料抑制のための税金投入を無くしたことです。75歳未満の国保では、運営主体の自治体が国保財源に税金を投入することもできます。保険料アップを、抑えることもできるのです。しかし、一般財源を持たない広域

連合は、それをする事ができません。そのために、医療費が増えれば、自動的に保険料は上がります。

現政権の民主党もマニフェストで、後期高齢者医療制度の廃止をうたい、2013年度には新たな後期高齢者医療制度を作ると公約しながら、ずるずると今の時点まで手をつけないままに至っています。

平成22年度時点では、小山町で75歳を超える後期高齢者の人口比率は12.1%に達し、8人に1人は後期高齢者に該当するということになります。

各自治体で、加入者から保険料だけを徴収しますが、基本的には強制的に年金から天引きされ、年金天引きができないほど低所得の加入者が増加し、収入未済額が増加しているというのが実態です。小山町の場合、決算書を見る限り、現年度分と滞納繰越分を合わせると、119万5,700円の収入未済額があります。この額は昨年度と比較すると70万4,700円増加し、来年度以降も高齢化による75歳以上の人口増加や年金の引き下げなどから、さらに増えることが予想されます。

後期高齢者医療制度の会計は、静岡県広域連合での扱いであるいわゆる「トンネル会計」であり、その詳細を小山町歳入歳出決算書から推し量ることはできません。しかし、私は、今回、この医療制度そのものが、差別医療と負担強化の医療保険制度であることが明白であることを踏まえ、あえて、反対の立場で決算認定に反対するものであります。

○議長（真田 勝君） それでは、ここで午後1時まで休憩といたします。

午後0時01分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（真田 勝君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

○12番（鷹嶋邦彦君） 私は、ただいま議題となっております認定第4号 平成23年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に賛成する立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を対象にした独立した医療保険制度であり、制度運営に必要な財源の約5割を公費で負担し、現役世代からの支援金で約4割を負担し、残る1割を被保険者自身が保険料として負担することにより静岡県後期高齢者医療広域連合が運営しています。町は、保険料徴収や各種申請等の窓口業務を行っており、この特別会計において被保険者からいただいた保険料を受け入れ、納付金として広域連合に納付するものです。

現政権では、後期高齢者医療制度の廃止を目指し、「社会保障と税の一体改革成案」に基づく医療保険制度改革法案に含めて、今年度に国会への提出を予定していましたが、国会運営の混乱等もあり「社会保障制度改革国民会議」への棚上げが決まっています。

今後は、政局の不透明さもあり、どのような制度改革がなされるのか不明ですが、当面の間、現在の制度により高齢者医療を確保することになると思います。高齢者自身が最低限の負担をす

ることは必要であると思いますので、この後期高齢者医療制度は、現時点では高齢者にとっても良い制度と言えるのではないのでしょうか。

よって、平成23年度小山町後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算につきまして私の賛成討論といたします。

○議長（真田 勝君） 次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立を願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（真田 勝君） 起立多数です。したがって、認定第4号は、認定することに決定しました。

日程第15 認定第5号 平成23年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立を願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、認定第5号は認定することに決定しました。

日程第16 認定第6号 平成23年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立を願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、認定第6号は、認定することに決定しました。

日程第17 認定第7号 平成23年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○4番（高畑博行君） 私は、認定第7号 平成23年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

介護保険制度が導入されて、はや12年が経過しました。しかし、私だけでなく多くの人が指摘するように、この介護保険制度は数々の問題点を抱えたまま実施されています。

例えば、介護保険の財源の問題、行政と介護現場の格差の問題、行政・医療・介護の連携の問題、不正業者の問題、ケアマネージャーやホームヘルパーの質や量の問題、介護認定判断などの制度の問題、介護サービスメニューの問題など山積みです。

とりわけ、財源不足の問題や介護士不足、介護士の低賃金問題は深刻です。団塊の世代が介護保険を利用するようになると、全国であと50万人ものヘルパーさんが必要だという統計も出ています。

また、介護保険の収入不足は、介護保険の利用者が予想を上回っていたために生じました。しかし、介護保険の収入を増やすためには、介護保険料や自己負担金の引き上げや、現在40歳からの徴収年齢の引き下げなどが考えられますが、保険料や自己負担を上げれば利用者が減る可能性があり、収入は増えないという学者もいます。徴収年齢の引き下げは、国民年金と同じで、不払いが生じることが予想されます。

該当する国民の負担軽減を考えれば、国や県が負うべき税負担を上げることにより、国民1人ひとりにかかる負担の軽減を考えていかないと、高齢者や低所得者層は国保や後期高齢者医療費と合わせて介護保険料も支払えない、もし年金天引きで支払ったとしても手に残る年金はほとんどない、という状況は必至です。

いずれにしても、決定的な妙案がない中で、介護の量も質もその両方の確保が問われるわけですから、この介護保険を取り巻く問題の解決は至難の業でしょう。

ところで、平成23年度の決算を見る限り、収入未済額481万円、不納欠損額251万2千円という状況が表わすように、支払えない人の総額は膨大な額に達しています。当然、減免措置などを講じて、低所得者層への支援はしているでしょう。一方、小山町の65歳以上の人口4,754人に対して、要介護認定者は730人であり、15.4%に達しています。さらに、保険給付費は昨年より7,933万7千円増加している状況です。

これらを考えると、担当課は一定の努力はしてきたのですが、介護認定やサービスの低下は許されないわけですから、介護予防に係る諸々の施策の一層の充実と啓発努力が、結果的には必要だったのでないのかと思われます。

本決算は、第4期最終年度の決算でした。これを受けて第5期が今年4月から介護保険料大幅アップとなり、県下一高い介護保険料の町となって3年間のスパンでスタートしているわけですが、その基となる今回の決算認定に対して、以上の考えから反対討論とさせていただきます。

○議長（真田 勝君）

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

○12番（鷹嶋邦彦君） 私は、ただいま議題になっております、認定第7号平成23年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算について賛成討論を行います。

介護保険制度につきましては、高齢者の人口が急増する中、介護される人、介護する人の数も急増しており、これらの介護を人的及び経済的に軽減するための必要不可欠な社会保障制度であります。

介護保険は、事業計画年度を3年間を1期として、平成23年度は第4期介護保険計画の最終年であります。平成23年度の介護保険特別会計決算は、歳入総額13億7千749万円、歳出総額13億4千444万9千円で、翌年度への繰越金は3千304万4千円となっています。

このうち、前年度からの繰越金は4千182万9千円であり、単年度収支では差引878万5千円の赤字となっています。しかし、介護サービスや地域支援事業も概ね予算額どおり執行されています。

また、第4期介護保険事業計画である平成23年度の実質収支は3千304万4千円の黒字決算であり、介護保険特別会計においては健全財政となっていると考えます。

なお、介護保険料で収入未済額が481万円、不能欠損額が、251万円ほどになっています点がありますが、今後、当局におかれましては、収納率の向上に努められることに期待しまして、平成23年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算につきまして、私の賛成討論といたします。

○議長（真田 勝君） 次に、本案に反対者の発言を認めます。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立を願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（真田 勝君） 起立多数です。したがって、認定第7号は認定することに決定しました。

日程第18 議案第53号 平成23年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について。
これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決をします。

本案に対する委員長の報告は、可決及び認定であります。本案は、委員長の報告のとおり可決及び認定することに賛成の方は、起立を願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、議案第53号は可決及び認定することに決定しました。

日程第19 議員の派遣について

○議長（真田 勝君） 日程第19 議員の派遣についてを議題といたします。

議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり、10月1日から3日までの間に奈良県及び広島県で行う駿東郡町議会議長会視察研修に副議長、10月6日及び7日に勝央町で開催される金時祭に議長の指名する議員、10月10日に静岡市で開催される静岡県町村議会定期総会研修会に副議長、10月23日から25日までの間に鹿児島県鹿児島市及びさつま町で行う行政視察に全議員、10月31日に静岡市で開催されます静岡県地方議会議長連絡協議会政策研修会に副議長、11月2日に小山町で開催します駿東郡町議会議長会健康増進事業に全議員、11月6日から10日までの間に静岡県・浙江省友好提携30周年記念事業友好代表団参加に議長が指名する議員、11月9日に静岡市で開催されます静岡県町村議会議長会広報研修会に議長が指名する議員、11月11日に袋井市で開催されます全国育樹祭に議長が指名する議員、11月15日に御殿場市で開催されます2市1町全議員研修会に全議員を、派遣することについて、会議規則第121条の規定により、これから採決します。議員の派遣について、これを行うことに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、議員の派遣については、これを行うことに決定しました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣について変更を要するときは、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について、変更を要するときは、議長一任で変更できることに決定しました。

○議長（真田 勝君） お諮りします。ただいま町長から同意第3号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任についての1件が、また、議会から発議第5号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の1件、合計2件の追加議案が提出されました。発議1件は、所定の賛成者がありますので、成立しました。

これらを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、町長提出の同意第3号の1件及び議会提出の発議第5号の1件の計2議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。議案を配付します。

(追 加 議 案 配 付)

追加日程第1 町長提案説明

○議長（真田 勝君） 追加日程第1 町長提案説明を議題とします。

町長から、同意第3号について提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 追加提案いたしましたのは、同意第3号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

現在、本町では固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、3人の委員による小山町固定資産評価審査委員会を設置しております。

このうち、平成21年10月1日から委員をお願いしております、横山明夫さんが9月30日をもって任期満了となります。横山さんは平成21年から3年にわたり職務に精励いただいておりますが、このたび御勇退されることになりました。これまでの御尽力に対し、この場をお借りして厚く御礼を申し上げる次第であります。

そこで、後任といたしまして、藤曲230番地にお住まいの矢後良隆さんを委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

矢後さんは、裾野市にあります自動車関連の会社に長年勤務され、総務課長、人事室長、工場管理室長などの要職を歴任されました。定年退職後は、系列会社に就職され、裾野市にあります営業所の所長の職におられ、現在に至っております。

また、地域におかれましては、現在、小山町農業行政協力員や藤曲共有林の総代を務められるなど、固定資産の知識が豊富であり、加えて人格、識見ともにすぐれた方で、委員としての適任者であります。

なお、任期は平成24年10月1日から平成27年9月30日までの3年間であります。

よろしく御審議のほどお願いをいたします。

追加日程第2 同意第3号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（真田 勝君） 追加日程第2 同意第3号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。本議案の内容説明につきましては、町長提案説明においてなされておりますので、直ちに質疑を行います。質疑は、ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

○議長（真田 勝君） お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決することに決定しまし

た。これから採決します。同意第3号は、これに同意することに賛成の方は、起立を願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、同意第3号はこれに同意することに決定しました。

追加日程第3 発議第5号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書

○議長(真田 勝君) 追加日程第3 発議第5号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。7番 米山千晴君。

○7番(米山千晴君) ただいま議題となりました、発議第5号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出について、提出者を代表し、提出理由の説明を申し上げます。

今回提案しております意見書は、全国森林環境税創設促進議員連盟から、小山町議会へ意見書の採択を求める要望書が提出され、議会運営委員会において総務建設委員会へ付託されまして、9月11日の委員会で慎重審議、協議され、本議会に提案することに全員の可決を得ました。

内容は、平成24年10月に導入される「地球温暖化対策のための税」の一定割合を、地方に、森林面積に応じて譲与する仕組みを構築することを求めているものであります。

それでは、以下、意見書の朗読により、提案理由の説明とさせていただきますので、お手元の議案を御覧下さい。

意見書第4号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書

地方自治法第99条の規定により、別紙意見書を提出します。

平成24年9月20日 提出

提出者 米山千晴

賛成者 阿部 司、湯山鉄夫、梶 繁美、込山恒広

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球環境保護、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、わが国は京都議定書において、第一約束期間である平成20年から平成24年までの間に、温室効果ガスを6%削減することが国際的に義務付けられているが、そのうち3.8%を森林吸収量により確保するとしている。

このような中、「地球温暖化対策のための税」が平成24年10月に導入される一方、「森林吸収源

対策などの地球温暖化対策に関する地方の財源確保」については、「平成24年度税制改正大綱」において、「平成25年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進める」とされている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「地球温暖化対策のための税」の一定割合を、森林面積に応じて譲与する「地方財源を確保・充実する仕組み」を早急に構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月20日

静岡県駿東郡小山町議会

以上の通り、本意見書を内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国家戦略担当大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣、衆議院議長及び参議院議長に提出するものです。

よろしく御審議のほど、御承認を賜りたくお願いいたします。

○議長（真田 勝君） 提出者の説明は終わりました。

これから質疑を行います。提出者の説明に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

米山千晴君提出の発議第5号は、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立を願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、関係行政庁に提出します。

以上で、本定例会に提出されました議案、その他の議事は全部終了しました。

これで会議を閉じ、平成24年第5回小山町議会9月定例会を閉会といたします。

午後1時32分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 真 田 勝

署 名 議 員 池 谷 洋 子

署 名 議 員 込 山 恒 広